

一年四月一日を以て新に笠野尋常高等小學校を置き、尋常科は田屋・七黒・鳥越・山北・蓮花寺・鳥屋尾・龍月・大島・苧谷・笠池ヶ原・彦太郎島・宮田とし、高等科は前記以外吉倉・市谷・八谷・岩崎・倉見・杉瀬を加へて全村とす。大正二年二月校舎を増築し、以て今日に及ぶ。其學校長たりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
高橋甚一郎	明治七年二月	明治九年十一月
安田貞久	同九年十一月	同十一年六月
杉坂貞吉	不詳	同十三年四月
廣瀬直三	不詳	同十七年二月十九日
大野直次郎	同十七年三月	同十八年四月一日
林文次郎	同十八年十一月	同十九年三月三十一日
山田鍋五郎	同十九年四月二十二日	同十九年十月
江川真知	同二十年四月二日	同二十一年十月十四日
加藤悌次郎	同二十年十月	同二十三年九月
庄司甲太郎	同二十三年十二月	同二十六年五月十二日
廣瀬直三	同二十七年四月一日	同三十四年六月十二日
廣瀬直三	同三十四年六月十二日	同三十六年三月三十一日
村田伊雄	同三十六年四月一日	同四十一年三月三十一日
青木貞臣	同四十一三月三十一日	同四十二年四月五日
吉崎狗一	同四十二年四月五日	同四十三年三月三十一日
野村外次郎	同四十二年四月五日	同四十四年四月五日

藪内榮作	同四十四年四月五日	大正三年三月三十一日
松本吉太郎	大正三年三月三十一日	同八年四月十二日
中田喜三松	同八年四月十二日	同八年四月十二日

明治九年九月十日第二大學區第二十二中學區石川縣河北郡倉見小學校を創立し、倉見村祐閑寺の一部を校舎に代用す。通學區域は倉見一村にして等位を下等科とす。同十三年一月一日第二大學區第二十二中學區石川縣河北郡倉見村・杉瀬村・明神ヶ谷内村・井野河内村・荒崎村聯合倉見小學校となり、校舎を同村瀧川氏の住宅に移す。同十三年四月一日小學模範教則發布により、本校を尋常科とす。同十五年五月一日本校を河北郡八番學區津幡小學校に合併して廢校とす。

明治二十五年四月一日笠井村に於て倉見尋常小學校を設置し、専修庵を假用して校舎とす。其通學區域は倉見・杉瀬・岩崎・田屋・七黒・鳥越・宮田の七大字なり。同二十五年十一月三日二階造八間に四間の校舎新築成る。同二十六年一月校名を笠井尋常小學校と改め、同月十七日便宜上七黒に分教場を開設し、字七黒・岩崎・田屋・鳥越・宮田の児童を收容す。同二十七年九月十三日前記分教場を常設とし、第一・二學年のみの児童を收容す。同三十四年四月一日修學年限を四ヶ年とす。同四十年八月村合併の事あり。因りて同四十一年三月二十七日本校の位置を更に倉見に指定せられ、七黒分教場を廢す。同四十一年四月一日尋常科の修業年限を六ヶ年とし、通學區域を杉瀬・倉見・岩崎の三區とす。同四十二年四月二十四日字七黒に笠野尋常高等小學校假教室を開き、字岩崎の第一・二學年

児童を收容す。同四十三年四月一日字七黒に於ける假教室を閉鎖し、字岩崎・田屋の第五學年以下の児童全部を收容す。同四十三年四月二十七日笠井尋常小學校の敷地を再び倉見に変更指定せらる。同年八月十一日校舎の新築に著手し、十二月二十日之に移る。其工費二千五百六拾四圓なり。大正元年十一月七日更に校地を増し、以て今日に至る。其學校長にして明なるもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
由雄 菊次郎	明治二十五年三月三十一日	明治二十六年九月十二日
加藤 秀章	同二十七年十一月十五日	同三十一年四月八日
大田 信道	同三十一年四月八日	同三十四年四月一日
廣瀬 清作	同三十四年四月一日	同三十六年四月一日
高木 誠太郎	同三十六年四月一日	同三十六年十一月二十七日
石川 露吉	同三十六年十一月二十七日	同三十七年四月九日
廣瀬 與藏	同三十七年四月九日	同四十一年三月三十一日
福村 松太郎	同四十一年三月三十一日	同四十二年四月九日
廣瀬 與藏	同四十二年四月五日	同四十二年四月九日

明治七年二月第二大學區第二十四中學區吉倉小學校を吉倉村の川幡氏住宅に設置し、吉倉・市谷・大熊を通學區域とせしが、同十年十二月に至りて大熊を分離せり。同十二年九月第二大學區第二十四中學區石川縣河北郡吉倉小學校と稱し、下等小學科・上等小學科を置く。同十三年四月小學校模範教則の發布により尋常科・高等科となる。同十五年五月法令の改正に依り、河北郡九番學區吉倉

小學校と改稱し、初等科・中學科・高等科を置く。同十六年六月吉倉小學校を廢すると同時に、笠野小學校吉倉分教場を設置し、初等科を置く。同十八年二月吉倉分校を廢し、同時に笠野小學校に市谷巡回授業所を置き、市谷村を通學區域とし初等科の等位とす。同十九年五月一郡經濟の組織とし、本郡を石川縣五番學區とす。同二十年四月一日小學校令の實施により簡易科市谷小學校となり、吉倉・市谷を通學區域とす。同二十五年三月三十一日簡易科市谷小學校を廢し、翌四月一日笠野尋常小學校市谷分教場を設置し、市谷・八谷を通學區域となす。其校舎は谷山氏の住宅を假用せり。同二十九年五月十一日其位置を字吉倉山本氏の住宅に轉じ、校名を笠野尋常小學校吉倉分教室と稱し、通學區域を字吉倉・市谷・八谷とす。同三十六年三月三十一日笠野小學校吉倉分教室を廢し、翌四月一日吉倉尋常小學校を創設す。其通學區域は従前と同じく、校舎も亦新築せられしが、其後狹隘を感じるに及び大正三年五月、同四年十月の二次に増築を施し、以て今日に至れり。其學校長左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
廣瀬 與藏	明治三十六年四月一日	明治三十七年四月九日
高田 理章	同三十七年四月九日	同三十九年四月十一日
山本 與三郎	同三十九年四月十一日	同四十二年四月十日
福村 松太郎	同四十二年四月十日	同四十二年四月二十日
村澤 管子	同四十二年四月二十日	同四十三年三月三十一日

宮川 忠久	同 四十三年 三月三十一日	同 四十四年 二月二十一日
家門 龍太郎	同 四十四年 四月五日	大正 三年 三月三十一日
加藤 理作	大正 三年 三月三十一日	同 四年 三月三十一日
加藤 作太郎	大正 四年 三月三十一日	

補習學校

○補習學校。本村内には笠井・笠野・吉倉の三農業補習學校あり。共に明治三十九年一月十九日認可を得て笠井尋常小學校・笠野尋常高等小學校・吉倉尋常小學校に附設せられしが、同四十年八月笠井・笠野二村を合併して笠谷村とせしを以て、同四十一年四月一日之を廢し、同四十一年十一月十四日笠谷村立の三農業補習學校を設け、毎年十二月より翌年二月まで夜間授業を爲し、修業年限を三ヶ年とせり。其學校長は各小學校長之を兼ね。

青年團

○青年團。本村には明治四十三・四年の頃、在來の若連中を解散し、大字別の青年會十七團體(鳥屋尾・龍月は合同)を設け、簡易圖書館設置・桑園開拓・稻作研究・養鯉等の事業を爲し、其成績見るべきものもありしが、中には役員選舉等に紛雜を來し、又は部落の利害をのみ念とするもの等ありて、多く指導の必要を見るに至れり。是に於て村吏及び學校職員は共に計る所あり。大正二年六月五日笠井校に、同月六日吉倉校に、七月一日笠野校に、各其校下青年聯合會を開き、遂に同四年三月九日笠谷村青年聯合會を字七黒淨林寺に開催するに至れり。同五年石川縣青年團準則を發布せらる。是に於て本村は笠谷村青年團を組織し、同年六月五日其發會式を擧ぐ。同八年二月十一日本縣

夜學會

知事より團員輯睦して克く修養に努め、施設亦宜しきに適ふを以て獎勵金を授與せらる。其團長となりし者は笠野尋常高等小學校長に同じ。
○夜學會。初め笠野・笠井・吉倉三小學校を中心として、年々冬季夜學會を開設したりしが、明治三十九年各小學校に農業補習學校を附設するに及び、青年に勸め、努めて之に入學せしめ、市谷・岩崎等遠隔の地に於てのみ、其區に夜學會を組織することとせり。

神社

神社

八幡神社

○八幡神社。字杉瀬に在り。應神天皇を祭り、明治六年六月村社に列せらる。

八幡神社

○八幡神社。字倉見に在り。應神天皇・神功皇后・天照大神を祭る。明治六年六月村社に列し、同三十九年十二月二十九日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。同四十年十月十五日同字無格社神明社を合併するの許可を得、同四十一年一月十三日之を合祀せり。

八幡神社

○八幡神社。字田屋に在り。應神天皇・仲哀天皇・神功皇后・健御名方命を祭る。初め八幡社と稱す。明治六年六月村社に列し、同三十年五月四日今の社號に改む。同四十年五月十一日同字無格社諏訪社合併の許可を得、同年七月一日之を合祀せり。

大國主社

○大國主社。字鳥越に在り。大己貴命を祭り、明治六年六月村社に列せらる。

富士社

○富士社。字七黒に在り。大山祇命を祭り、明治六年六月村社に列せらる。

八幡神社

七九六

笠谷神社

○八幡神社。字山北に在り。應神天皇・仲哀天皇・神功皇后・經津主命・武甕槌命・比賣大神を祭る。明治六年六月村社に列せらる。初め八幡社と稱せしが、同三十年五月二十八日許可を得て八幡神社と改稱す。同四十年十二月二十日字蓮花寺の村社八幡社及び字宮田の村社八幡社を合祀し、同四十年三月十九日字岩崎の村社八幡社を合祀す。社地は初め同字ツ二十八番乙地に在りしが、同四十二年四月十二日今の地に移轉し、同四十三年三月三十一日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

○笠谷神社。字蒔谷に在り。健御名方命・八坂刀賣命・應神天皇・仲哀天皇・神功皇后を祭る。初め住吉社と稱す。明治六年六月村社に列し、同四十一年七月十七日同村字彦太郎島の村社八幡社、字鳥屋尾の村社八幡社、字龍月の村社八幡社を合併して、村社笠谷神社と改稱するの許可を得、同年八月二十日之を合祀せり。本社は元と蒔谷ト二百八番地に在りしが、同四十一年九月十二日今の地に轉じ、同四十三年三月三十一日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

白山社

○白山社。字大島に在り。伊弉諾尊・伊弉册尊・菊理姬命を祭る。明治六年六月村社に列せらる。

八幡神社

○八幡神社。字市谷に在り。應神天皇・仲哀天皇・神功皇后を祭る。明治六年六月村社に列せらる。

八幡神社

○八幡神社。字八谷に在り。應神天皇・少彦名命を祭る。明治六年六月村社に列せられ、舊と八幡社と稱せしが、同三十年三月許可を得て八幡神社と稱す。同三十七年五月二十三日同字無格社少名彦社を合併するの許可を得、六月九日之を合祀し、同四十一年四月八日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

八幡神社

○八幡神社。字吉倉に在り。應神天皇・仲哀天皇・神功皇后を祭る。明治六年六月村社に列せられ、同四十一年四月八日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

笠野神社

○笠野神社。字笠池ヶ原に在り。村社にして手力雄命を祭る。笠野一郷十八ヶ村の惣社なりといふ。明治四十一年四月八日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

〔加越能式内等舊社記〕

笠野神社。式内一座。笠野郷笠池原村鎮座。祭神多力雄命。笠野谷十七村之總社也。

〔大日本史神祇志〕

笠野神社。○今在笠野郷笠池原村。爲郷中十餘村總社。

〔神社叢書〕

笠野神社。笠野は加佐乃と訓べし。○祭神在所等詳ならず。

〔笠野神社縁起〕

本社の祭神は或は少彦名命といひ(社藏縁起)、或は多力雄命といひ(日本惣國風土記)、或は須左乃男神・大己貴命を併せ祭るといふ(加賀國式内鎮座記)。藥師宮の別稱あり(土人口碑)、又久志宮ともいへり(加賀國式内鎮座記)、其創建の年代今得て詳ならず。日本惣國風土記に、加賀國加賀郡笠野神社、所祭多力雄命・齊明天皇二年九月、始奉圭田加神禮とあり。然らば創建は齊明帝以前に係るか。聖武帝神龜二年中谷内丘に在り。淳和帝天長年中山平に遷し、後ち復た今の地に遷座せり(加賀國式内鎮座記)。但土人口碑には天長中鎮座すといふ。文徳帝仁壽元年正六位上に叙し、宇多帝寛平五年從五位下に叙し、醍醐帝延喜七年延喜式に登記せられ、加賀郡式内十三社の一に列し、新年の幣帛を奉られ、笠野郷十八ヶ村(笠池ヶ原村・彦太郎島村・鳥屋尾村・蓮花寺村・山北村・鳥越村・七黒村・岩崎村・田屋村・宮田村・龍月村・大島村・蒔谷村・一谷村・八谷村・大熊村・吉倉村・池ヶ原村之を十八ヶ村とす。故に舊上記の中に、笠池ヶ原は笠野谷の大本にして、夫より續て十八ヶ村水流落一つ谷の間なり。往古より笠野谷とも笠野郷ともいひ、天保度には組名を笠野組とも唱へたりとあり。又皇朝百代通略にも、笠野郷訓「加佐能」、延喜式神名帳載笠野神

社、統十八ヶ村とあり。又寛文・元祿の年號ある京都本願寺より出たる壽像の裏書には、笠野谷或は笠野郷・笠池ヶ原云々とあり。又笠池ヶ原舊高帳にも笠野郷とあり。の總社(社藏縁起には、舊笠野郷二十七ヶ村の崇社なりとあり)と稱し、古は一郷擧つて祀事を行ひ、笠野十八ヶ祭といひ(加賀國式内鎮座記)、儀式莊嚴にして社頭頗る殷賑なり。初は社地廣く祠殿宏にして奉饌亦豊かなり、加賀國に守介たるもの相繼ぎて敬信し、後土御門帝文明年中僧蓮如北地を巡り、錫を斯地に留むること月あり。加越能舊跡誌に、笠池ヶ原村に僧蓮如の居蹟あり、主人は寺屋敷と唱ふとあり。祠前に蓮如手紙の松並に銀杏各一株あり、今共に存す。是より先き安徳帝壽永年中偶々俱利伽羅の役あり、是より兵戈輟まず。由りて社頭大に衰頽し、神寶舊記の類竟に散逸して今其所在を知らず。相傳ふ、俱利伽羅の役終り、一時北陸街道を本社に取れり。相傳ふ、社地の四近に殿林・武屋敷・向屋敷・出屋敷・鍛冶町等の地名あり、或は當時の遺ならんか。現今河北郡に笠野神社の名を冒すもの刈安村に在り。然れども是れ式内の笠野神社に非ず。古老談(享保中の作書)に曰く、加賀郡十三社は、例せば中條の三和社、日角の小濱社、小坂の野間社、神谷内の野蛟社、刈安の野蚊社、笠池ヶ原の笠野社、神宮寺の神田社、三池の郡家社、寺中の大野湊社も河北の内の社也。加賀國式内鎮座記に、笠野神社笠池ヶ原村に在也と記し、明治八年三月二日石川縣庶務課の達書の要に、舊記等取亂せるに、刈安村野々宮は即今笠野神社と稱せるは全く誤にて、藥師と唱ふる社は、笠野一郷の惣社にて式内笠野神社の旨舊記に記載あり云々。越中國礪波郡水島村長谷川氏の家系調査に、祖先は長谷川和泉有長と稱へ、加賀國河北郡笠野郷笠野谷の笠池ヶ原笠野神社に居住、同社に奉仕すること十四代なりとあり。又津幡町鎮座清水八幡宮をば、一に式内笠野神社と唱ふ。然れども其縁起に、天曆元年石清水八幡宮を勧請すとあり。又津幡は井上莊にして加賀國井上地頭に都幡小三郎見ゆ(東鑑)。笠野郷にあらず。且笠野郷と井上莊と地理に於て懸隔し、相混すること固よりあるべからず。明治三十九年九月笠野神社社掌十握來三郎

寺院

○光樂寺。字吉倉に在り。眞宗大谷派にして院家地となす。開基性專蓮如上人に歸依して今の本尊を得、明應七年一字を創立して光樂寺と稱す。

○祐閑寺。字倉見に在り。眞宗大谷派にして院家地とす。後土御門天皇の時本願寺蓮如の男蓮綱、

能美郡波佐寺に松岡寺を創立す。然るに天文年間兵燹に罹り、第三世兼堯(又稱證慶)之を再建して祐閑寺と改めしが、元龜二年復た祝融の災に罹りて終に中絶す。後ち河北郡銚子口に移り祐閑と稱し、明曆二年には倉見に轉じ、寛文十一年今の地に再興すと傳ふ。思ふに波佐谷松岡寺の後を承けたるものは、今の珠洲郡木郎村なる松岡寺なり。而してこの寺傳のいふ所大に彼と相違す。併せ稽ふべし。

○聖福寺。字鳥越に在り。眞宗大谷派にして飛檐地なり。開基智現蓮如上人北巡の際弟子となり、後ち本郡竹橋なる教願寺に屬す。寺は文明中創建する所にして智現道場と稱せしが、明治三年閏十月本願寺より聖福寺の號を附與せらる。同十三年四月道場を改め寺號を公稱せんことを出願し、同月八日其許可を得たり。

○安樂寺。字笠池ヶ原に在り。眞宗大谷派にして飛檐地なり。開基は楠氏にして、天台宗に屬し正受といひたりしが、後ち蓮如上人の弟子となり、敬量と改む。明應年間能美郡波佐谷に一道場を創立して敬量坊と稱す。天正中本郡倉見に移り、天和元年坊號を廢して安樂寺といひ、享和二年當村に轉す。明治二十三年二月二十五日寺號公稱の許可を得。

○慶照寺。字杉瀬に在り。眞宗大谷派にして飛檐地なり。開基成同は越中礪波郡大瀧村空林寺第七世の弟にして、貞享元年金澤六角堂に一字を創立し慶照寺と號す。明治十一年河北郡津幡に移り、同三十九年十二月十三日許可を得て、同四十年四月十五日今の地に轉す。

慶照寺

安樂寺

聖福寺

淨林寺

○淨林寺。字七黒に在り。眞宗大谷派にして飛檐地なり。開基を了翁といひ、天正二年三月之を創建す。明治十四年九月京都市高槻町圓重寺に合併せしが、同十七年八月許可を得て復舊し、同市東洞院通萬年寺下る富田町に在りき。同二十五年布教の便宜に依り今の地に移轉し、同二十六年四月十九日許可を得、舊の淨林坊を改めて淨林寺と稱す。

明源寺

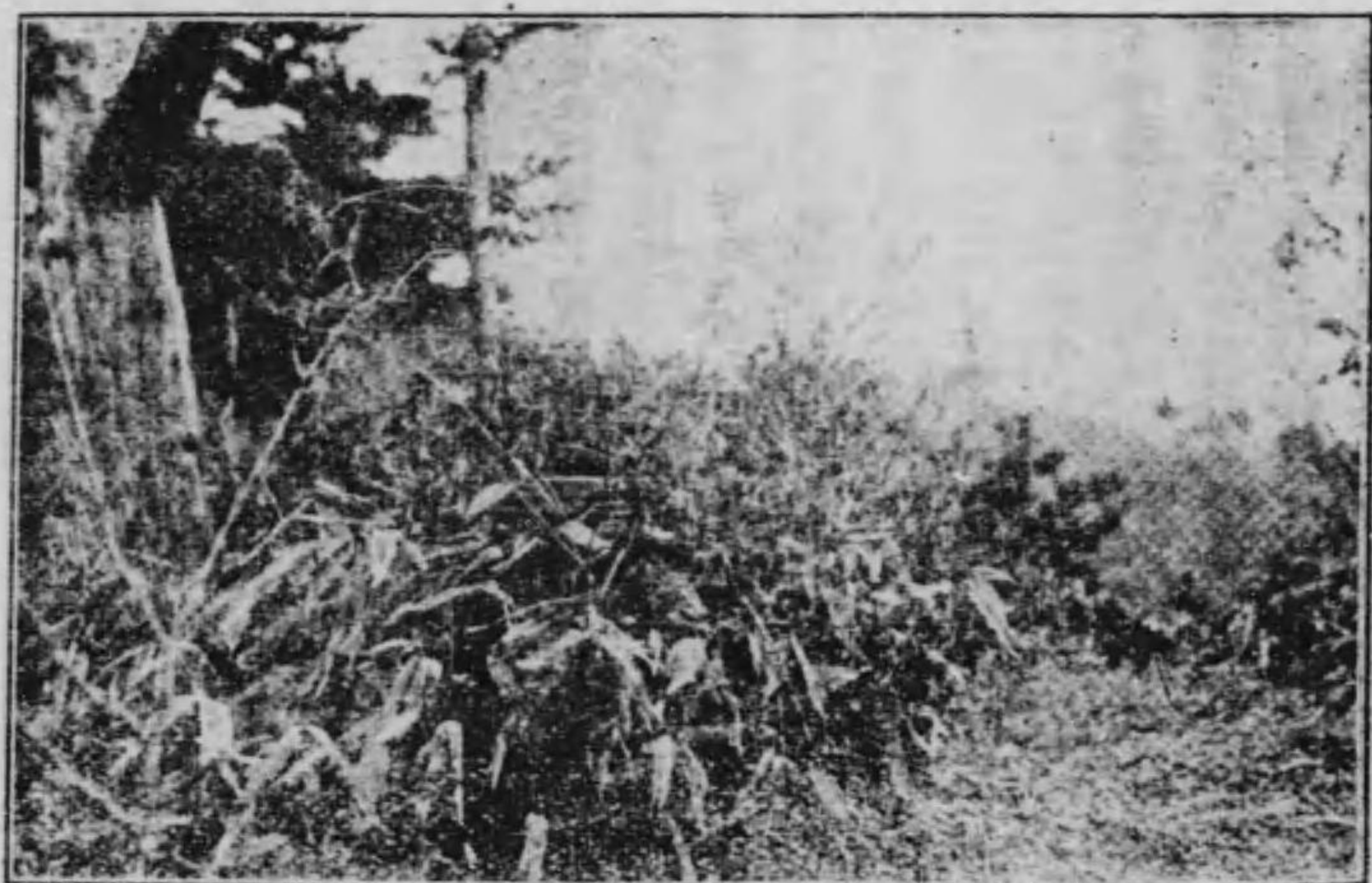
○明源寺。字八谷に在り。眞宗大谷派にして飛檐地なり。開基明源は俗姓を鈴木氏といひ、蓮如の弟子なり。初め東京市芝區高輪町に在りしが、明治三十八年八月今の地に移轉す。

名蹟

名蹟

鳥越城址

○鳥越城址。字鳥越の南に在り。天正十二年長湫の戦あり。越中の佐々成政・織田信雄を援け、豊臣秀吉を夾撃せんと欲し、七月先づ兵を加賀に出す。前田利家之を本郡假生の朝日山に敗り、諸寨の守備を嚴にす。而して鳥越城には目賀田又右衛門・丹羽源十郎・古澤嘉兵衛を守將として兵五百を附す。九月成政朝日山の役に酬るが爲に能登末森を攻む。城將奥村永福能く防ぎ、利家急遽應援したるを以て、成政亦敗れ、歸路横山を経て吉倉に到り、使を鳥越に發せしに、城中已に人なし。是れ目賀田・丹羽等が末森城陥落せりとの誤報を得て守備を棄てしなり。成政奇利を得、即ち久世但馬をして之を守らしむ。此年十月十四日利家鳥越に至り火を城下に放つ。城將久世但馬出戦はず。乃ち悉く民家を焚きて歸る。翌十三年四月八日利家・利長再び鳥越城を攻め大に之を破り、即夜軍を



鳥越城址

旋す。五月成政鳥越の兵を撤し、加賀の軍若し深く入らば諸壘一舉して之を夾撃せんとす。是に於て鳥越は前田氏に歸す。此年八月秀吉軍を越中に進め成政之に降る。九月秀吉礪波・射水・婦負三郡を利長に附す。是より鳥越城は自ら廢せられたるもの、如し。

〔三州志〕

(○天正十二年九月)成政果して津幡城を襲はんと、内高松の池畔より横山へかゝり來りしが、津幡の方に旌旗多く懸り、巨兵群備の形勢なれば乃津幡に向はず、加茂社を燒拂はせ、山間の路を押して吉倉山に到り陣をす。鳥越城に使を立るに蹇然として空城也。(鳥越守目賀田又右衛門・丹羽源十郎、末森城陥ち公の後援不利との風聞に驚き、其日の正午に城を棄て退くとあり。中略。有澤武貞筆。記に、成政退くとき津幡山入の道を通り、僞つて末森一戰勝利を得るの間、鳥越城を明け渡すべき旨使を越せしゆ。丹羽等恐れて城を明け渡すあり。)成政亡矢遺骸の費なくして城を得、是を天の賜ものと喜び、其將久世但馬を置之を守しめら、俱利伽羅の壘には佐々平左衛門を置き、是を勝利として越中へ引き歸へる。

(○天正十二年十月十四日、公(○利家)尾山を發旗し、鳥越城を巡察し玉ひ、城下に火を放たしむれども、城守久世但馬等出戦はず、

乃城下の人家を盡く燬かして班軍あり。

(○天正十三年)夏四月八日二公(○利家・利長)出師、又鳥越坂を攻んと、城邊の峰頭に本陣を布き玉ひ、城中を眼下に瞰し、銃手をして放丸せしむ。斯時城中より塘兵を出す。(中略)我兵膽氣魁壯んに連破累勝して進み、越軍の宗兵野間兵部等の首二十有七級を獲て、剽卒を追撃し、各敵首を捉来り公の効首に備ふ。越兵連脱幸うじて城に引入り固守すれば、公も旌旗を戦め堂々として其夜振旅し玉ふ、五月成政以爲、加賀郡累勝に驕り小矢部川を涉りて深く進まん。我諸堡と期を約して號螺を吹き、一撃に挾撃して之を蹙さんと。依りて鳥越等の兵を退く。是に至りて鳥越は前田氏の有に歸せり。

〔末森合戦記〕

天正十二年十月十四日に、鳥越近邊へ利家卿人數を被出、越中國境目民屋共焼拂ひ給ふ。鳥越山城なれども節所にて有ければ、近所悉焼拂はせ、人數を打入給ふ。其後北國の習ひ風雪夥しければ、互に矢留と見ゆにけり。かくて翌年に及び、利家卿日々月々勢附ければ、俱利伽羅、鳥越兩城もおのれさひらきのき、扱こそ利波郡過半利家卿の御手に入る。

〔北國太平記〕

天正十一年、佐々成政加賀國へ亂入、竹橋の長に當て鳥越といふ所あり。此所の城へ前田殿より兵を籠め置れるが、佐々勢吉倉山へ陣取れば、見怖らして夜に紛れ落行。

〔三州紀聞〕

七黒村持山之内、鳥越と申所に城跡有之。佐々内藏助出城に而、小島甚助・同牛之助龍城之由申傳候得共、末森記には小島甚助・寺島牛之助と有之候事。

〔三州志〕

鳥越、在り井上莊倉見村與笠野郷七黒村之領界。鳥越村より十町許南なり。道遺跡異より乾へ方りて細長き地勢なり。其狀大抵琵琶樣也。長さ三百歩許、幅僅に五間、其廣平なる所は乾方にして、形六角也。一周六十九間あり、又俱利伽羅の方に一區、一周十二三間あり。又津幡の上に二區あり。一は一週十八間、一は一週十四五間ありて、段々津幡の方へ下る。○文明・長享の頃此所に一向宗旨の弘願寺あり。(後に此寺を津幡へ移す、今の弘願寺是なり。)釋賊の兇魁也。天正八年成政末森の守將本多三彌等を尾撃して弘願寺に入とあり。又今年勝家陷る諸城の中に鳥越あり、七國志に見ゆ。十一年國祖此地に築堡、目賀田又右衛門・丹羽源十郎

等み置て加越の境戊とす。十二年目賀田・丹羽、成政に恐れ此堡を棄て逃亡す。因て成政・久世但馬(一説作小島甚助・寺島牛助)を置、十三年但馬を引取となん。

○笠野。源平衰記俱利伽羅合戦源氏軍配分の事の條に「一手は樋口次郎兼光を大將にて三千餘騎、加賀國の住人林・富樫を打具して、笠野・富田を打廻り、竹橋の搦手にこそ向ひけれ」とあり。三州志に之を引き、笠野に註して郷名とす。然れども此地は王朝時代の英太郷に屬するが故に、平氏の末期に於ては尙笠野の郷名あらざりしなるべく、之を村名と見るべきの妥當なるべきを信ず。今笠池ヶ原に笠野神社あり、この部落を往時笠野といひしにはあらざるか。

〔大日本地名辭書〕

笠野、今笠野といふ。笠井の北にて三國岳の下なり。三國岳は越中・能登へも跨り、三國の交界點とす。寶達山の南に連り、一脈の中に崛起すれど、左のみ高峻ならず。天然の地形は却て寶達を以て三州の交界とす。式内笠野神社在す。(○本文にいふ笠野及び笠井とは明治二十二年後の村制による)

和田山

○和田山。字富田と岩崎との領界に在り。戰國の頃一向一揆の熾なるや富田左近之に居る。天正八年佐久間盛政の來りて釋徒を平げし時、左近も亦之に降る。今岩崎に殿谷内・馬場等の地名を存するは當時の遺なるべしといふ。

太閤山

○太閤山。杉瀬の山中の小字なり。相傳ふ古へ豊臣秀吉が馬を立し所なりと。蓋し天正十三年秀吉が佐々成政を討ちし時のことか。

〔加越能登跡緒〕

杉瀬村持山之内往還道の脇に大山と申有之候。古へ太閤様御馬立申所と申傳候。

〔久教軒道中記〕
杉瀬村。入口右の方に野の宮見ゆる。小坂あり、だまし坂・赤坂・さいしん坂。此村持山の内、往還道の脇に大山と申處有。先年豊臣秀吉公御馬を立られし所の由云傳ふなり。

蓮如遺蹟
○蓮如遺蹟。笠池ヶ原小字寺屋敷にあり。蓮如上人北巡の途こゝに滯錫すといふ。上人其高風を欽仰し、佛供田を設けて其忌日に法會を營み、遺蹟は清掃して之を維持し來りしが、明治十三年以後安樂寺をして其法要保存に任かしむることとせり。

〔加越能書跡緒〕
笠池ヶ原領之内に寺屋敷とて有、古へ蓮如上人居被申候由。

弘願寺址
○弘願寺址。今津幡に在る弘願寺は舊と鳥越に在り。規模宏大にして威を近郷に振ひしが、天正八年佐久間盛政に攻められて羽咋郡堀松に逃れ去れり。寺地は同部落の大國主社のある所に當るといふ。

蓮華寺址
○蓮華寺址。字蓮花寺に在り。其事跡詳ならずと雖も、明治四十年森田伊三郎が畑を墾きて水田となさんとせし際、古色蒼然たる青銅の佛具五點を得たることあり、或は同寺の遺物ならんかといへり。

圓光坊址
○圓光坊址。蒔谷小字坊山といふ地にあり。
〔三州紀聞〕
蒔谷村持山の内に坊山と申所は、此山に佐々木四郎寺を建立、圓光坊と申由。此寺退轉以後、其寺跡に堀才喜右衛門と申者居申由申傳候。

專修庵
○專修庵。字倉見に在りて淨土宗知恩院に屬する庵室なり。嘉永年中金澤六斗林津幡屋万齋といふ者、知恩院に參籠し、淨蓮法子の戒名と專修庵の號を受け、慶應元年八月倉見に一字を建て、佛像を守護せしが、明治三年正月遠逝す。是に於て村民舊の如く佛像を置かんことを乞ひ、同十一年六月一日其公許を得たりといふ。現に尼僧ありて之に住す。

千人塚
○千人塚。蒔谷の山上に在り。側に經塚といふもあり。
〔三州紀聞〕
蒔谷村持山の内、千人塚と申塚三つ有之。昔佐々木四郎居住之節、飢人に施行引申候。其節死候者の死骸を取集め塚に築、是を千人塚と申由に候。
同山の内に塚一つ有之候。經塚と申傳ふ。右死人の爲に小石に經を書、塚に築籠申候由申傳候。

十萬塚
○十萬塚。宮田領の田屋に近き所に十萬塚ジマツツカといふ地あり。市谷の小字熊坂に塚あり。吉倉及び八谷に經塚あり。今皆傳を得ず。

猪塚
○猪塚。北陸本道なる杉瀬より、舊道を東に進むこと約四丁にして同字内に猪塚あり。高さ約四尺徑一尺三寸なる圓柱狀の碑を立つ。石の前面及び右方には梵字を刻し、左方には所修一切衆善業利益一切衆生故□□盡皆正廻□□除正死冥菩提、安永六年丁酉二月十五日金剛佛子沙彌□道書とあり。碑は周圍約六間の土饅頭上に立ち、前方九尺に二間の空地あり。傳へいふ安永の頃此地野猪多くして作物を害すること甚し。土人之を狩り、其死屍をこゝに瘞めしなりと。

〔三州奇談〕竹の橋の諸塚

天心登瀛り知らんや。安永三四年の頃は北越の嶺々野猪多く渡り来て田畑を損ふ、山畔の土民甚だ憂とす。是に依りて國君村々に猪を狩らせらる。一頭を得る者は幾何の米を與へんを命合ありて、早く猪を捕へ盡さんとす。幸哉天も是に憐れあり、同五年六月大雪降りて、此猪ども居を失ひ、路を誤らて里民の爲に悉く得られて、終に一疋も残るものなく此害を消したり。此事を司る人、數人仰を承りて是を吟味ありしに、遠路より猪を運ぶに人力の勞ありとて、尾のみを切りて是を證とし、褒美の米を渡さる。里民悦び食り、人々競ひて數日に數千の野猪を捕り盡して、一時に奉行所に積重ね。扱事終りて其尾數千を焼きて塚となし、梵字を彫りて石碑を立て、一坪の土をかき寄せて塚印の石を壺の形とし、横に奉行數人の名を刻む。其中に何某の金平といふ人あり。此人武門に秀名あればにや、其邊の里民金平塚とて呼ぶ。功の一人に歸するや、人の號へはあやしき物なり。其地は竹の橋の前なる山、東方の路邊にあり。

○才田屋敷。字田屋の東北御膳山の南麓に才田屋敷といふ地あり。其側にお花田あり。邑傳にいふ才田氏の邸址なりと。蓋し土豪なりしなるべし。

○横穴。倉見の鳥越坂附近にヒョントワッハと呼ぶ横穴あり。七黒・田屋・吉倉にも略之と同形のもの有す。

○老松。字笠池ヶ原の墓地に在り。目廻り一丈三尺高さ十五間。樹齡詳ならずと雖も、此地は祐閑寺の所有に屬し、蓮如上人の手栽せしものなりとの傳説を有す。地上二間にして雙幹に分れ、樹枝南北に延びて、其長きは四五間に及べり。

○公孫樹。字笠池ヶ原の墓地に老公孫樹あり。目廻り一丈五尺高さ十一間にして樹齡詳ならず。此地は祐閑寺の所有に屬し、蓮如上人の手栽に係るなりと傳ふ。枝張り十間四方に及び、雄樹なるを以て結實せず。

公孫樹

横穴

老松

老杉

○老杉。字杉瀬の官有地に在り。目廻り十七尺高さ十七間にして樹齡詳ならず。世に之を立の宮の大杉と稱す。

人物

人物

廣瀬五郎作

○廣瀬五郎作。文政五年一月十五日七黒に生れ、嘉永七年九月山廻役を命せられ、慶應三年石川・河北兩郡七木御林植付施行方並に開墾地目安方兼役を命せらる。五郎作夙に本郡濱海一帯の不毛を歎じ、植林せんことを出願す。明治二年藩廳之を許し、向粟ヶ崎より白尾に至る間に松及び合歡木を植ふるを命す。同七年山藪を飼育して範を衆人に垂れ、同九年山地一萬歩を拓きて茶園とし、村内子女をして之に従事せしめき。五郎作は又深く意を教育に注ぎ、學制の頒布せらるゝや、其住宅を提供して學校を起し、爾來學事世話係・小學校監事・學務委員等に歴任し、十四年縣會議員となり、十六年教育に關する功を以て文部省より玉簪及び硯箱を賞賜せらる。其他津幡川水利土功會議員・共有義倉金調査委員・村會議員・衛生委員・勸業委員・蠶絲業組合取締委員・大日本農會議員・赤十字社終身社員等、凡そ公共の事にして關係する所頗る多く、白柿・椎茸・綠肥の製造栽培皆其率先唱導する所なり。當時村内倉見より田屋に至る間は、其距離七八町に過ぎずと雖も、八坂と稱する峻坂ありて交通最も困難を極めたり。五郎作乃ち奥村清藏と謀り、明治十六年其山幅最狭く道路の迂廻せざる點を選びて開鑿を企てしも、人力と日子を費すこと徒に多くして功なかりしかば、更に隧道開鑿の議を唱道し、田屋以北の各字が津幡町に出づるには必ず之を越えざるべからざるのみ

ならず、越中石動に至る間道なる所以を陳じて郡長を動し、遂に連合村會を開設して之を審議し、更に縣費の補助を受くるの便宜を與へられ、明治二十三年五月起工して翌年四月竣成し、以て非常の利便を得るに至れり。同二十五年九月二日病で歿す。享年七十二。郷民痛悼し、二十六年一月碑を隧道口に建て、其偉功を録す。

戰病歿者
及癡兵

戰病歿者及癡兵

戰役	兵種官等級	位勳功	氏名	事故
日清戰役	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	前田長松	病死
臺灣守備	陸軍歩兵二等卒	勳八等	米田次郎	病死
日露戰役	陸軍歩兵上等兵	勳八等	岩坪與市	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	尾村清松	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	前田清藏	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	池田太八	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	松崎三郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	吉尾久太郎	戰死
同	陸軍輜重輪卒	勳八等	山本伊次郎	病死
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等	大畑八郎	病死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	中川菊次郎	癡兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	大野常次郎	癡兵

慣習

元服祝。男子十九歳に至る時は、元服祝と稱し、區内の青年及び親戚知人を招きて酒宴を爲す。其中流以下に在りては宴會に代へて各戸に配酒す。但し字八谷に於ては、明治四十一年戊申詔書御下賜の際、其御趣旨を體し、元服祝及び厄除等の費用を廢し、之を神社の基本金とすることとせり。尙黒。若年の婦人が涅齒するの風は漸く廢れたれども、尙四十歳前後に至れば多く之を行ふを見る。

入退營。壯丁の入退營には、區内毎戸一人以上は必ず之を送迎し、殊に親戚知人に在りては、或は草鞋錢と稱し、或は餞別と號して、金錢物品を贈與するを常とす。

嫁娶。婚姻の約成る時は、先づ新夫方より嫁の家にメ酒及び帶代と稱する金圓を贈り、次で吉日を卜して結婚の式を擧げ、新婦の附添人を請じて酒宴を爲す。區内の親戚知人に對しては赤飯及び土産品を頒ち、又區内の毎戸より一人宛の婦人を招きて饗應す。爾後三ツ目・五ツ目・七ツ目には餅又は生菓子配附す。

葬儀。死者ある時は、隣保皆集り來りて葬儀及び火葬に關する準備に幹旋し、親戚知人は佛供米と香料とを贈る。葬儀終りたる翌日には骨拾ひを行ひ、讀經をなし、前記の人々を招きて饗應す。

法會。死者に對する法要は一周忌以後三年・七年・十三年・二十五年・三十三年・五十年の各忌に讀經し、饅頭・菓子等を配附し、また親戚を招きて饗應す。寺院に在りては報恩講・祠堂經會・相續講・太子講等の法會を行ふ。

御講

○御講。冬季に在りては各區各戸順次に僧侶を招き法話の交換を爲す、之をお座と稱す。其他親爺講・尼講・若連中講などいへるものあり。亦た日を定めて讀經及び説教を乞ふものとす。

盂蘭盆

○盂蘭盆。八月十五日を盆と稱し、他地方に出たる者は多く此日に歸郷し、一般に休業して祖先の墓に詣づ。往時は此夜青年男女相集りて盆踊を行ひしも、今は全然廢せられたり。

祭禮

○祭禮。春秋二回各區産土神の祭禮を行ひ、區外の親戚知己は互に往復して饗應を受く。餘興としては獅子舞又は煙火等を行ふ。

神送神迎

○神送神迎。十一月三十日を神送とし、十二月三十日を神迎とす。共に赤飯を炊ぎ餅を搗きて之を祝す。

田祭山祭

○田祭山祭。三月五日には田神を祭り、三月九日及び十二月九日には山神を祭る。赤餅又は餅を作りて之を祝すること亦同じ。

新年

○新年。太陽曆の歳旦に於ては業を休むのみにして何等の行事なし。二月一日を以て一般に新年とし、神前と内佛とには餅を供へ、豆穀及び最良の菜を焚きて炊きたる雑煮を食ふ。爾後三日に至るまでを休業とし、四日に仕事始を行ひ、七日を七日日なにかびといひて休業す。十五日は早月と稱し、稻株團子といふを作りて食し又休業す。但し神佛の供餅のみは、一月一日に於てするもの近來漸く多きを加ふるに至れり。

左義長

○左義長。二月十五日兒童の新年に於ける試筆を、學校々地又は雪中隨處に集めて之を焼くの風あり。

あり。

雛祭

○雛祭。四月三日簡單なる雛を飾り、菱餅を作りて之を祝するものあり。

端午

○端午。六月五日に於て行はれ、一般に菖蒲湯に浴し、佛前には菖蒲と蓬とを花立に挿み、女子は之を頭髮のかざしとし、男子は鉢巻に用ひ、又臥床の下に敷くものもあり。

七夕

○七夕。休業する部落と、休業せざる部落とあり。但し何等の行事あるにあらず。

餅搗

○餅搗。餅は金持物持等の義に取りて之を搗くを吉例とし、多くは一月下旬に多量の餅又は團子を製す。之を正月餅と稱す。

歳暮

○歳暮。中元と同じく半季間に於ける貸借の決算を行ひ、親戚間に於ては物品を贈答す。

田植

○田植。田植は農家祝日の一にして、天候の善悪を懸念すること甚しく、早乙女の朝食は多く田圃にて之を與へ、田植を終りたる時は酒宴を開きて祝福す。

虫送

○虫送。往時は薪材を毎戸より出さしめて一定の所に置き、各人松明を携へて田間を練り歩きたる後、かの山積したる薪材に火を點じ、笛を吹き太鼓を囃し、以て害虫驅除の一策としたりしも、今は其事廢れて行れず。

農閑

○農閑。冬季農閑の時に於ては、村民多く藁仕事に従事し、然らざる者は他地方に出稼す。

休日

○休日。農家の休日は一月一日を太政官の正月といひ、二月一・二・三日を正月とし、七日を七ヶ日なにかびといひ、十五日は早月と稱して稻株團子を作り、十六日は繭團子を食ひ、十八日に十八粥とて小豆

粥を果樹に與へ、二十日を後正月又は乞食の正月といひ、二十五日を天神様と名づく。三月一日は重ねの正月とし、五日は田神の天より降る日にして田祭を行ひ、九日を山祭とし、二十一日を彼岸中日とす。四月三日雛祭を行ひ草餅を製し、二十五日は蓮如上人の御忌とし、此月各字春季祭禮を行ふ。五月には行事なく、六月には五日六日を端午の節句及び植付終了後の田休とす。七月一日を氷室又は炒菓子盆とし、十五日を祇園盆といひ、此月中土用三番に當る日に虫送を行ふ。八月七日祖先の墳墓を掃除し、十四日馬糧の草を刈りて後休業す。蓋し明日以後の準備なり。十五日乃至十八日を盂蘭盆として休業とす。九月一日を八朔とし、二百十日の翌日も休暇として前日の無事を祝す。此月中に秋季祭禮及び寺院の報恩講あり。十月九日は重陽の節句にして、此月下旬に稻荷上の祝日あり。十一月三十日を神送とし、二十五日は親鸞上人の爲に七晝夜盆を營み、二十八日を同上人の御忌とし、之を煎粉嘗め盆と稱す。十二月九日再び山祭を行ひ、三十日神迎とす。故に通年四十餘日を算し得べし。

小作及作男

○小作及作男。從來親作は無限の權力を有して小作を威壓し、小作亦た唯々として其命に従ふの風ありて、これに堪へ得ざるものは、或は轉住し或は出稼するもの尠からざりしが、今は漸く其弊を見ざるに至れり。田の小作料は一坪三合乃至四合五勺にして、畑は一合乃至二合とす。作男は本村に於ては殆ど之を使役するものなし。

娛樂

○娛樂。夏時に至る時は青年等各所に集りて角觥を行ひ、又時々放樂相撲と稱して懸賞競技を行

雜記

ふことあり。又所々に磐持場ありて、二十貫乃至四十貫の石を置き、休日には之に依りて力量を練る者あり。尺八・圍碁・將棋等の遊技も亦た一部に行はる。

雜記

山椒魚

○山椒魚。宇鳥屋尾地内なる佃池より出づる溪流中に山椒魚あり。其大き一寸五分に過ぎず。

土地

○土地。大正七年度末現在本村の民有地左の如し。

反別地價	田	畑	宅地	鑛泉地	池沼	山林	原野	種種地	荒地	無税地
六、六〇七	一、四〇七	一、〇三七	二、七五七	二、四一	二、七五七	四七六、七〇〇	三、六六	三、五五	二、七	三、三
二、七八六	二、六三	二、九〇〇	二、五	八	二、〇〇	三、七	二、〇	一	一	一

交通

交通

○道路。國道なる北陸街道より分岐せる縣道即ち能登街道は、本村舟橋・加茂・能瀬の地域を通過し、宇野氣村を経て能登に入る。能瀬の北端よりは種谷往來を分岐し、御門・下矢田・上矢田・中山・種・興津を経て、羽咋郡河合谷村字下河合に入る。其本村内を通ずる道程一里三十町なり。其他縣道より分岐せる舟橋往來・加茂往來・能瀬往來・谷内往來・領家往來あり。種谷往來に接続して池ヶ原・菩提寺・小熊に達するものあり。記の縣道に於ては固より馬車人車を通ずるを得べく、上種谷往來も字上矢田までは稍良好にして自轉車を通じ、種に至るまでは辛うじて馬車人車を用ふるを得べし。

○舟運。能瀬川の上流は水量少く河底の傾斜急にして、且つ諸所に用水の堰を設けたるを以て舟運の便なきも、縣道に架する橋梁より下流河北湖に至る間は小舟を通ずるを得べく、之に依りて肥料及び日用品を運搬し、時に遠く湖上を越えて對岸の諸部落に至るものあり。

○通信。本村は津幡町郵便局の管轄に屬し、郵便函を種・池ヶ原・興津・能瀬の四所に設け、集配回

通信

舟運

道路

行政

行政

數は一日一回とす。電信及び電話の便は之を存せず。

○村治。明治二十二年町村制を施行せらるゝや、御門・下矢田・上矢田・中山・種・菩提寺・興津・池ヶ原・大熊・小熊を以て種谷村とし、舟橋・加茂・能瀬・領家・谷内を以て東英村とせしが、同四十年八月二十日町村廢合の事あるに及び、種谷・東英の二村を合して英田村となし、其役場を御門に設け以て今日に至れり。其村長たりし者左の如し。

種谷村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
本間 菊太郎	明治二十二年	不詳
山本 六藏	同 二十五年	不詳
廣瀬 喜平	同 二十七年六月二十九日	不詳
石元 隆俊	同 三十一年八月三日	明治四十年八月九日

東英村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
渡邊 觀	明治二十二年五月七日	明治二十四年
波邊 觀	同 二十四年二月二十三日	同 三十年四月
寺西 章	同 三十年五月三十一日	同 三十五年七月

米光七三郎	同 三十六年三月二十三日	同 三十九年十月
喜村善作	同 四十年一月	同 四十年八月九日

英田村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
石元隆俊	明治四十年十一月九日	明治四十四年十月二十六日
宮木權九郎	同 四十四年十二月十一日	大正三年三月二十九日
石元隆俊	大正三年四月十四日	同 七年四月十三日
池田末次郎	同 七年四月二十二日	

警務

○警務。明治二十二年の頃字能瀬及び種に巡査駐在所を設置せしが、種巡査駐在所は存續して今日に及び、字能瀬のものは同三十年頃に廢止せられ、現今舊東英村の區域は津幡警察署の直轄する所となれり。消防組に關しては明治二十六年十一月東英村字能瀬に之を創設し、其編成は組頭・副組頭各一名・小頭三名・幹事二名・委員四名・組員四十名とし、委員は十人組の頭となり、幹事は専ら會計を掌れり。後ち明治四十年村廢合の時に及び英田村消防組と稱し、組頭一名・小頭三名にて組員四十名を統ぶることとせり。

産業

職業

○職業。大正七年度末現在本村の業務別戸數左の如し。

農	業	計	牧畜業	漁業	工業	商業	自由業	其他	合計
自作	小作	計	1	1	3	20	元	3	計
一五	三三	三〇							七四

○生産。大正七年に於ける本村の生産物左の如し。

品目	數	量	品目	數	量	品目	數	量
米		一、二、九、九、九、五	蘿蔔		五〇、〇〇〇	木炭		六、〇〇〇
大豆		三五〇	蕎麥		一、六一〇	炭		一、二八〇
小豆		七〇	薪炭材		六、六三〇	石製		一三、二九五
甘藷		四九、〇〇〇	薪炭材		七、三〇〇	藥品		

本村の生産物は米を以て第一とす。大豆は多く自家用味噌の製造原料として用られ、其の剩餘は津幡町に輸出す。養蠶も亦た盛に行はれ、夏蠶・秋蠶共に飼育すれども、春蠶を以て最も盛なりとし、富山縣及び長野縣の商人來りて之を買收す。木炭の製造は近年著しく勃興し、殊に改良竈を使用するに至り、其品質も大に佳良となれり。製炭は農閑期を利用し、多く老年の者又は閑散の人によりて焼かれ、副産としては極めて有望なるものとす。販途は津幡及び金澤方面にして能瀬の商人之が仲介を爲す。其他菩提寺に切石を産す。石質は凝灰岩の一種にして、粗糙脆弱なりと雖も、火力と凍水とに耐ふるを以て、竈に造り又は敷石に用ひらる。

教育

寺子屋

○寺子屋。興津の憶念寺、能瀬の池田氏・池端氏等を寺子屋の師匠となし、其學課は習字としては
いろは歌・名頭・村叢・商賣往來の類を、讀書としては四書五經の素讀を、珠算に於ては八算・見九の
類を教授せり。就中習字は手本を音讀したる後に書かしむるを常とし、若し其聲音にして遠く師匠
の耳朶に達せざる時は嚴責せられたりと云ふ。

小學校

○小學校。明治八年四月十九日創めて能瀬願念寺の一部を借上げて假校舍に充て、能瀬・谷内・領
家・御門・下矢田・多田六ヶ村の子弟を收容し、第二大學區第二十二中學區石川縣加賀國第十八區能
瀬小學校と稱す。翌九年第二大學區第二十二中學區石川縣第九大區小五區に指定せられ、同十三年
一月教育令の實施により、第二大學區第二十二中學區石川縣河北郡能瀬外五ヶ村連合公立能瀬小
學校と改稱し、同年四月十五日能瀬村キ七十四番地の民屋を改造して之に移轉せり。次で同十五年
五月小學區改正の際本郡十三學區の中八番學區に屬せしめられ、修業年限を初等科三ヶ年・中等科
三ヶ年・高等科二ヶ年とせり。同十八年五月學區改正の際本郡五學區中の四番學區に編入せられ、
翌十九年四月從來の學區を廢して更に一部を一學區とし、本郡を石川縣第五番學區と改められた
り。同二十年四月小學校令實施の結果、簡易科及び尋常科に分ち、通學區域中に上矢田を加へらる。
同二十一年九月に至り、能瀬ク六十九番地に新築の校舍落成せしを以て之に移る。同二十五年四月
一日小學校令を改正せられ、從來の學區を廢して東英村の設置となし、能瀬尋常小學校と改稱し、
修業年限を四ヶ年となし、舟橋・加茂・能瀬・谷内・領家の五字を通學區域と定む。同四十年八月十日

村廢合の結果自然消滅に歸すべからざりしを、尙二百五十日間存續せしめられ、翌四十一年三月二
十七日能瀬イ六十四番地に位置を指定せられ、英田村立能瀬尋常小學校と稱し、從來の通學區域に
字御門の中ホへの部を加へ、舊校舍を假用せしが、同四十三年九月一日能瀬イ六十四番地外三十一
筆の現位置に校舍を新築してここに移轉せり。同四十五年四月五日高等小學校を併置し、尋常科兒
童通學區域の外、御門・下矢田の児童をも高等科に通學せしむることとす。次いで大正五年二月七
日校舍を増築し、翌六年三月三十一日御門尋常小學校を廢止して其第五・六年児童を收容し、御門
分教場を設置して舊御門小學校々舎を之に充て、第四學年以下を收容することとす。本校の學校長
にして明なるもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
中四 藤 謙 職	明治二十年四月一日	明治三十九年四月一日
本林 常 位	同三十九年四月一日	大正六年十一月三十日
村治 作	大正六年十一月三十日	

明治四年六月七日種小學校を設立して上矢田・中山・種・菩提寺・興津・小熊・池ヶ原の児童を收容
す。同十一年八月練成小學校と改稱し、種の児童のみを收容することとし、同十六年一月初等科・中
等科・高等科を併置す。同十八年五月第四番區種小學校と改稱し、上矢田・中山・種・菩提寺を通學區
域とす。同二十年四月小學校令實施の結果簡易科種小學校に指定せられ、更に同二十五年四月一日

小學校令の改正せらるゝに及びて種尋常小學校と改稱す。同三十一年四月興津小學校を併合し、翌三十二年池ヶ原尋常小學校を併合し種谷尋常小學校と改稱せり。同三十六年三月池ヶ原に常設分教場を指定せらる。同四十一年三月村併合の結果更めて種谷尋常小學校を開設し、池ヶ原分教場に尋常科三年以下を收容することとなり。同四十三年三月三十一日上矢田を御門尋常小學校の區域に變更せられ、大正六年三月三十一日日本郡訓令第二號を以て字上矢田なる尋常科第五學年以上の兒童を收容することとなり。其學校長たりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
加藤順回	不詳	不詳
鈴木克忠	不詳	不詳
平野朔太郎	不詳	不詳
大野辰次郎	不詳	不詳
石黒松太郎	不詳	不詳
河内作太郎	不詳	不詳
本林治兵衛	不詳	不詳
中西謙藏	明治十年四月一日	明治二十年四月一日
山中秀松	同二十年四月一日	同二十二年一月二十二日
新村成秋	同二十二年一月二十二日	同二十三年六月一日
中田卷枝	同二十三年六月一日	同二十四年十一月十三日
新田與三	同二十四年十一月十三日	同二十五年九月二十三日
田川與三	同二十五年九月二十三日	同二十八年九月十一日
本間菊太郎	同二十五年九月二十三日	

英善英	同二十八年九月十一日	同四十一年三月三十一日
井波外喜男	同四十一年三月三十一日	大正三年三月三十一日
英善英	大正三年三月三十一日	同六年六月三十日
寺内與四太郎	同六年六月三十一日	

明治九年御門村の廣勝寺を校舍に假用し御門小學校を創設し、御門・谷内・下矢田・上矢田の兒童を收容せり。同十五年御門小學校を廢して能瀬小學校に合併せしが、同二十五年四月一日に至り再び分離して御門尋常小學校を設立し、御門・下矢田を以て其通學區域とす。同三十二年十二月校舍の位置を字下矢田リ一番地に變更し、依りて矢田尋常小學校と改稱す。同三十六年十二月二十八日更に字御門ヲ八十一番地中村勇次郎の宅に轉じて御門尋常小學校と稱す。同四十一年三月本郡令第一號を以て其位置を御門ヲ四十一番地に指定せらる。斯くて同四十二年六月新築校舍成りて之に移轉せしが、後大正六年三月三十一日御門尋常小學校を廢止して、能瀬尋常高等小學校の分教場となし、御門・下矢田・上矢田の尋常科第四學年以下の兒童を收容することとなり。其學校長たりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
松本原三	不詳	不詳
河原良吉	不詳	不詳
淺野某	不詳	不詳

青木 貞次郎	不詳	不詳
竹内 信武	不詳	不詳
吉田 乙松	不詳	不詳
上坂 菜	不詳	不詳
藤高 次郎	不詳	不詳
森成 次郎	不詳	不詳
黒川 外鐵	不詳	不詳
小関 成安	明治二十六年四月一日	明治三十二年三月三十一日
岡部 忠孝	同 三十二年四月一日	同 三十四年四月一日
島田 平治	同 三十四年四月一日	同 三十八年四月一日
木林 常位	同 三十八年四月一日	同 三十九年四月一日
松村 祐太郎	同 三十九年四月一日	大正六年三月三十一日

明治九年十月一日池ヶ原小學校より分離して興津小學校を創立せしが、同二十五年四月十一日種谷小學校に併合し、同時に其の常設分教場として興津の尋常科第四學年以下の児童を收容す。同三十一年十月二十三日分教場を廢し、児童を種谷尋常小學校に收容す。本校の學校長となりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
熊野 久道	同 十年十月	同 十年十一月
古川 師義	同 十年八月	同 十年十月
平井 清義	明治九年十月一日	明治十年八月

香川 豊柳	同 十年十一月	同 十一年三月
高木 富成	同 十一年四月	同 十二年五月七日
大野 木富	同 十二年五月七日	同 十二年九月
大橋 義久	同 十二年九月	同 十二年十二月
安西 義實	同 十二年十二月	同 十三年十二月
生熊 他七	同 十四年一月	同 十四年十二月
越野 貞次郎	同 十五年一月	同 十五年十二月
篠原 嘉多郎	同 十六年一月	同 十五年七月三十日
庄主 力藏	同 十七年十月三十日	同 十七年十一月二十五日
池端 清十郎	同 十七年十一月二十五日	同 十九年十二月
樽見 以時	同 二十年四月一日	同 二十一年五月
小関 成安	同 二十一年五月	同 二十五年八月
天野 隆成	同 二十五年八月	同 三十一年七月二十三日

明治八年六月種小學校より分離して池ヶ原小學校を創立す。同三十二年十一月十六日池ヶ原小學校を廢して種谷尋常小學校に併合し、同三十六年四月一日字池ヶ原に常設分教場を設置して、大熊・池ヶ原二字の尋常科第一・二學年児童を收容せり。其學校長たりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
池田 惠策	明治八年六月	不詳
高山 鐵太郎	不詳	不詳
加藤 行部	不詳	不詳

加田巳之助	不詳	不詳
小野木太郎	不詳	不詳
生熊他七郎	不詳	不詳
荒木藤藏	不詳	不詳
角家鐵次郎	不詳	不詳
本間菊太郎	明治二十三年四月一日	明治二十五年九月二十三日
内山曾次郎	同二十五年九月二十三日	同二十八年四月一日
村本榮作	同二十八年四月一日	同二十九年三月
國友重光	同二十九年四月	同三十年三月
本間菊太郎	同三十年四月	同三十二年十一月

青年團

○青年團。舊時は各字に若連中と稱する青年團體ありしも固より何等の規律あるものにあらずりき。明治四十年の頃に及び、漸く革新統一せられたるものを生じ、舟橋・加茂・能瀬・谷内・領家・御門・下矢田・上矢田・中山・種・興津・菩提寺・池ヶ原・大熊・小熊十五字に十八箇の青年團あり。大正の初年には團則略整頓し、御門小學校下の如きは御門・下矢田・上矢田を聯合したる校下青年團を組織するに至れり。同五年石川縣が青年團準則を發布するに及び、八月三十一日本村に於ては前記諸團體を解散して新に英田村青年團を作り、能瀬校下支部及び種谷校下支部に分ち、團長には村長を、支部長には小學校長を推し、外に一・二名の評議員を選任す。現在正團員九十七名・特別團員七十八名を有す。

神社

藤原神社

藤原神社

○藤原神社。字舟橋に在り。無格社にして天津兒屋根命を祀る。天正十五年八月本郡内灘村小濱神社の境内より今の社地に移轉す。

八幡神社

○八幡神社。字舟橋に在り。無格社にして譽田別命・氣長足姬命・比咩大神を祭る。永享年中の勸請にかゝり、内灘村小濱神社の末社なり。天正十四年五月前田利家小濱神社の攝末社再興の爲め米一百俵を給せらる。依りて翌十五年三月社殿に修理を加へたりといふ。

加茂社

○加茂社。字加茂に在り。村社にして大山咋命・健御名方命・伊弉册命・天照大神・應神天皇を祭る。明治六年六月村社に列せらる。

〔加越能式内等舊社記〕

英太加茂神社英太郷賀茂村鎮座。舊傳云往古以來山城賀茂御厨也。故勸請云。

〔大日本地名辭書〕

東英村に加茂・領家等の大字あり。式内三輪神社は加茂にあらざる歟。

日吉神社

○日吉神社。字能瀬に在り。無格社にして大山咋命・大己貴神を祀る。天正十五年八月本郡内灘村なる小濱神社境内より遷座せしめ奉る。

比咩神社

○比咩神社。字能瀬に在り。無格社にして比咩大神を祭り、永享二年七月の勸請にかゝる。天正十四年五月國主前田利家本郡内灘村なる小濱神社の攝末社再興の料として米一百俵を給ふ。本社も

富士神社

○富士神社。字領家に在り。無格社にして天津彦火瓊杵尊・木花開耶姫命・少彦名命を祀る。初め領家に神地のみを存して社殿を失へるものあり。依りて天正十五年三月本郡内灘村小濱神社境内なる末社の神を勧請して當社を創立す。大正五年二月十九日同字無格社少彦名神社合併の許可を得、同六年四月十六日之を合祀せり。

八幡神社

○八幡神社。字谷内に在り。村社にして應神天皇を祭る。明治六年六月村社に列せらる。

白山神社

○白山神社。字御門に在り。村社にして菊理姫命を祭る。明治六年六月村社に列せらる。

諏訪神社

○諏訪神社。字下矢田に在り。村社にして健御名方命を祭る。明治六年六月村社に列せらる。

水上社

○水上社。字中山に在り。村社にして少名彦命・菅原大神を祀る。明治六年六月村社に列せらる。

出雲神社

○出雲神社。字種に在り。村社にして素戔鳴尊・伊弉那美尊・菊理比咩命を祭る。初め白山社と稱し、明治六年六月村社に列せらる。同十三年十二月出雲神社と改稱し、同四十一年二月二十七日同字無格社白山社合併の許可を受け、同四十二年三月十一日之を合祀せり。

白山神社

○白山神社。字興津に在り。村社にして菊理姫命を祭る。明治六年六月村社に列せらる。

白山社

○白山社。字菩提寺に在り。村社にして菊理姫命を祀る。明治六年六月村社に列せらる。

池ヶ原神社

○池ヶ原神社。字池ヶ原に在り。村社にして應神天皇・大山昨命を祀る。明治四十一年二月十八日同字村社日吉神社・無格社八幡神社を合併し、社號を池ヶ原神社と改め、現今の地に移轉するの許

甲斐崎社

可を得、同年九月三十日之を合祀す。同四十三年三月三十一日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

○甲斐崎社。字大熊に在り。村社にして大禍津日命・健御名方命・八坂刀賣命・譽田別命を祭る。明治六年六月村社に列せらる。同三十六年七月三十一日同字無格社諏訪神社合併の許可を得、同年八月二十一日之を合祀す。同三十九年四月十一日同字無格社坊賀社合併の許可を得、同年九月二十日又之を合祀せり。同四十五年一月十七日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

〔加越能式内等舊社記〕

具崎宮神社笠野郷内大熊村鎮座舊社也。

八幡神社

○八幡神社。字小熊に在り。村社にして應神天皇・伽具土命を祀る。明治六年六月村社に列せらる。同四十二年八月十六日許可を得て同村字上矢田の村社愛宕社を合祀す。同四十三年三月三十一日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

寺院

寺院

建法寺

○建法寺。字小熊に在り。真宗大谷派にして内陣地なり。元文元年四月開基法順といふ者一字を建立して天台宗建法寺と稱せしが、後ち加賀爪村真宗弘願寺の道場となる。明治五年道場を廢止せられ、同十三年四月二十一日改めて寺號の公稱を許可せらる。

敬樂寺

○敬樂寺。字池ヶ原に在り。真宗大谷派にして別助音地なり。始め天台宗慶宗坊と稱し興津に在りしが、文明中改宗し、慶長九年寺號を改めて今の地に移る。

憶念寺

○憶念寺。字興津に在り。眞宗大谷派にして飛檐地なり。開基智道文明六年五月之を創立して、越中國高岡なる超願寺の道場となししものなり。明治三年十月二十六日本山より寺號を附與せられしも、同五年道場廢止のことあるに及び一時民家となる。同十二年七月九日更に寺號の公稱を出願して許可せらる。

明圓寺

○明圓寺。字興津に在り。眞宗大谷派にして助音地なり。年號不詳開基了惠之を創立して、越中城端善徳寺の道場となす。明治四年四月三日本山より寺號を附與せられしも、同五年道場を禁せらるゝに及びて民家となり、同十二年七月九日更に寺號の公稱を出願して許可せらる。

本覺寺

○本覺寺。字種に在り。眞宗大谷派にして飛檐地とす。もと字領家なる廣濟寺の道場なり。文明六年五月本願寺蓮如の本郡笠池ヶ原村に滯杖するや、種の村民椎森左衛門上人より阿彌陀の畫像等を受け、同所に道場を建てたるに創まるこいふ。明治三年十月二十六日本願寺嚴如より木像及び寺號を附與せられ、同十二年七月九日改めて寺號の公稱を出願して許可せらる。

妙成寺

○妙成寺。字種に在り。眞宗大谷派にして飛檐地とし、もと津幡町弘願寺の道場なり。文明六年五月本願寺蓮如の本郡笠池ヶ原に滯杖するや、開基淨見本尊及び法名を受け一道場を創立したるに始まるこいふ。明治三年十月二十六日見定の時、本願寺嚴如より木像及び寺號を附與せられ、同十二年六月二日改めて寺號の公稱を出願して許可せらる。

妙覺寺

○妙覺寺。字中山に在り。眞宗大谷派にして飛檐地とす。開基法道は本村の農民にして俗名を次郎

兵衛といへり。文明四年九月本願寺蓮如の北巡して笠池ヶ原村に在るや、次郎兵衛これに歸依して其弟子となり、今の地に一字を建てて法道ヶ場と稱す。後ち越中高岡超願寺の道場となり、其檀徒四十餘戸の法務を託せらる。明治三年閏十月二十九日第十一世次郎兵衛本山より木像及び妙覺寺の號を受けしが、明治五年道場を禁止せらるゝに及びて一時中絶し、同十二年六月三十日改めて寺號公稱の許可を受く。

廣勝寺

○廣勝寺。字御門に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。文明十八年の創立にかゝり、開基を廣勝といへり。寺記に依るに、廣勝は從五位下大中臣兼延第六世の孫正四位下侍從兼康の三男にして、名を廣安と稱し、加茂七社大明神守護の神職なり。嵯峨天皇の代僧空海唐より歸朝の時、能登三崎浦に着船し、陸路を取りて高野山に到らんとする時、加賀を通過して領家村の松山に精舎を建立し、寺號を松龍寺と稱す。時に廣安深く空海に歸依して眞言宗の僧となり、寺號を安樂寺と稱す。其舊地今に安樂寺の名を存す。其後承久三年順徳天皇の隱岐に遷され給ふや、加賀の海岸に於て難風の襲ふ所となり、王崎浦に上陸あらせられ、龍口の地に行在所を置かるゝこと三年なり。因りて其遺址を御門と稱し奉る。天皇佐渡に御發輿の後、安樂寺は行在所を守護し、姓を改めて龍口と稱す。文明十八年本願寺蓮如の北國を巡杖するや、時の寺僧は改宗して其弟子となり、法名を廣勝と名づけ、蓮如作の佛像一軀を受く。これより寺號を廣勝寺といひ、累代今の地に法務を相續すといふ。

養樂寺

○養樂寺。字谷内に在り。眞宗大谷派にして別助音地なり。開基を道惠といひ、天台宗に屬し安養

樂邦寺と稱す。文祿二年祐專の時に至り眞宗に轉じ、改めて養樂寺と號す。

○廣濟寺。字領家に在り。眞宗大谷派にして別格山緒地とす。寺傳にいふ。本寺は弘法大師の建立にして龍松寺と稱し眞言宗に屬せり。大師唐より歸朝して能登に吼木山法住寺を建立し、次で此寺を今の領家松山に創め、大いに眞言の法を弘め、後之を弟子教專に譲りて高野山に歸る。大師此地に留錫中自ら彫刻して遺し、もの二軀あり。一は聖德太子二歳の木像にして、大師唐より齋し、江南の香木を以て刻みたるものなりと云ひ、他の一は石面に刻みたる觀音像にして、今領家村の産土神と崇め奉るものなりといふ。第十三世圓觀の時、承久三年順德天皇佐渡に遷幸の際、海上難風に遭ひ、御船危く見えし時、一心に念佛し給ひしに、東方に一道の光明赫灼として顯はるゝあり。依りて之に向ひて御船を漕寄せ給ふ。王崎即ち今の大崎是なり。而して彼の光は松山の峯なる太子の尊像より放たれし者なりしかば、叡感淺からず、報恩の爲に堂宇を改築して寺號を龍松山光濟寺と稱せしめ給ふ。此時皇居ありし所は今の御門村にして、供奉の官人の寓居せし所を領家村といふと云へり。第十九世德齋の時本願寺蓮如の北國を巡錫するに遭ひ、深く之に歸依し、改めて眞宗となる。蓮如乃ち廣濟寺の號を興へ、德齋を光一と命名す。是より寺僧世々光字を以て實名に冠せしむ。長享二年富樫政親本願寺派寺院の破却を企て、越中礪波の郡代阿曾孫八郎及び小松新太郎をして俱利伽羅より亂入せしむ。光一其弟富田宗右衛門忠常等と共に之を破る。蓮如其功を賞して六字の名號等を興ふ。第二十世光授の時本願寺實如光一の軍功を追賞して禮盤等を授く。第二十二世光賢

の時、佐々成政の爲に一字悉く烏有に歸し、順德天皇の宸翰並に舊記等を失へり。而も太子の木像のみは灰燼中より現れ、毫も損傷する所なかりしかば、人々奇異の思をなし、之より益々尊崇せりといふ。第二十三世光誓の時、慶長二年三月寺を金澤英町に移轉し、第三十三世現榮の時、明治十六年六月再び金澤より舊地領家に移轉せり。彼の太子像は毎年春秋の彼岸前後三日間其開帳を行ひ、附近農村の善男善女は此日を御太子様と號して群參す。

〔三州奇談〕像有神威

河北郡英田郷に御門村と云ふあり。往昔大同丙戌年南山大師、石動山を越給ふ頃、龍燈老松に懸り、如來の尊容奇雲の間に顯れたり。依て一字を建て、大日尊を安置し、爰に止まる。とこそ、太子二歳の尊像を彫刻ありて、弟子教山に授て歸落ありき。夫より十三世の法印圓觀住職の頃、順德院佐渡の國へ遷幸の頃、氣比の宮敷賀より御船に召れしに、海上逆風吹きて、既に御座船沈まんとす。人々風聞鎮守の神々に祈請して、忽ち南の松山に龍燈をかゞげ、其光を目當にして御船をよすれば、一つの岸に至る。夫より爰を王崎といふ。帝此山に臨幸あり、永久三年霜月十日院主に勅して、龍松山廣濟寺と給命あり。斯て二年御座の内、洛明神遷座ありしを加茂村と云ふなり。皇居の跡は今御門村といひ、百間の田地を領家といひて、其事跡炳焉たり。其後文明三年本願寺の蓮如上人北國化導の頃、當山十九世阿闍梨德齋、此蓮如上人に謁して法要を尋問し、密宗を改めて一向宗に入ぬ。則彌陀の尊像を興へ、名を改めて光一となる。是廣濟生死流轉今身光一尋の偈文によるなり。是より一向宗の道場となる。其後佐々成政取合の頃、此御堂回祿に及び、佛像經卷取除けぬる内にも、彼太子の木像は退け得ず。院主光誓悲歎して、灰燼の跡を探し見るに、彼木像一點損じなく微笑して立給ふ。其後廣濟寺は小室に残し奉り、英田郷數村の産神と崇めて、二月二十四日を祭とす。其後廣濟寺の住持光雲の代夢想の告ありて、領家村より太子の像を金澤へ迎へたるに、輕々來り給ふ。是元文二年二月の事なり。其後彼近郷殊の外五穀不熟にして、百姓糧ならず。是太子の他所へ移り給ひし故かと旦暮に歎き、又昔より此太子の堂守たりし領家村權左衛門といふ者、取別け眞像遷座を爵憤に思ひ、密に上京して本山本願寺の役人へ悉く證言し、猶更國法にも訴訟を企て、終に廣濟寺の住持は退院に及び、太子の像も舊室に歸り給ふ。此邊の七郷又元の如く五穀熟せしといふ。されども權左衛門が上京して證

龍松寺

を構へ、本山を欺きしこと顯れて、本願寺より永く此者の一宗の改易をせられける。されば宗旨のなき者は、一日も居住するの地なきこと一統の御控故、忽ち古郷を追出され、一夜の宿貸す者もなく、貧窮至極して行方知れず。抑開祖聖人眞宗興行五百年已來、其宗門を割かれし者なく、甚だ以て稀有の事なり。是必ず木像の罰にやあらん。

○龍松寺。字領家に在り。眞宗大谷派にして飛檐地とす。開基南慶は俗名を樋口仁右衛門といふ。天正十年三月當村廣濟寺に剃髮し、其弟子となる。慶長二年廣濟寺は金澤英町に移りたるも、領家には檀徒を有するを以て、該寺の道場として法務を掌り、延享中其寺跡に一字を建立して本山より寺號佛像を受く。明治五年三月道場の稱號を禁止せらるゝに及び一時中絶せしが、同十二年六月三十日寺號公稱の許可を受く。蓋し龍松寺の號は廣濟寺の前名によるなり。

願慧寺

○願慧寺。字能瀬に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。承久三年秋順德天皇佐渡に遷幸の際、吉田夕顔丸といふ者を京都より伴ひ給ひしが、天皇は英田村に駐り給ふこと三年の後、佐渡に發駕あらせ給ひしも、豫て此地に造立せしめ給ひし山王社に奉仕せしめんが爲に夕顔丸を留め給へり。其子孫相繼ぎ、第七世吉田左近に至り、文明三年本願寺蓮如の弟子となり、法名を道圓と改め、當地に一字を創建して願慧寺と號す。

本蓮寺

○本蓮寺。宇加茂に在り。眞宗大谷派にして飛檐地とす。開基德聚は俗名を松永某といひ、文政十一年本寺を創立す。明治二年八月金澤藩廳より寺號公稱の許可を受く。

乘船寺

○乘船寺。字舟橋に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。文明中械崎吉之丞といふ者、本願寺蓮如に歸依して道場を開き、明治二年八月二日金澤藩廳より寺號公稱の許可を受く。但し井上村性光

名蹟

寺の由緒によれば、本寺の開祖は性光坊の弟にして、蓮如より兵部の名を與へらると記せり。械崎吉之丞が兵部と同人なりや否やを知らず。

御門

名蹟

○御門。傳へていふ。承久三年順德天皇の佐渡に遷幸し給ふや、海上颶風に遭ひ、上陸して英田郷の杉谷内に駐まり給ふこと三年なり。依りて其地を御門といひ、行在址を御館オタテと稱すと。

〔三州紀聞〕

御門村領の内田地に、帝御屋敷跡の由に而荒地少有之候。往古は皇居の由申傳候。

〔旅と傳説〕千保曉風氏

津幡を越えて、能登街道の一宿能瀬を東に、御門といふは今も戸數百餘、民は裕で、さうしてそこに傳る口碑の一つは……。

承久も三年の頃であつた。鎌倉の武威宮廷を壓し、專横至らざるなく、朝威を重んぜぬ事久しくして、後鳥羽土御門・順德の三院語らはれて、洛の皇居に北條討伐の御旗が上つた。が宇治の守、勢多の備は遂に破れた。泰時・時房等東國の軍勢は、雲霞の如くに京白河に満ち、た、御運の末ぞ嘆はしき。荒磯の隱岐の島國に本院は、われこそは新島守よ隱岐の海のあらし浪かぜ心して吹け」と悲まるゝに至り、中院は又都を遠く土佐の地に、そして新院は佐渡の地へと流され給うた。

その霜月の頃の悲しさ。氣比の宮をあさに、新院の御座船は、猛り狂ふ海の面を揺られ、つ北へ遷幸あり。眞天何ぞ龍體に禍する多き。氣比の宮御登船二日にして風狂ひ、紺青の海は小山の如き浪をつくりて荒れに荒れ、御座船の運命すでに谷つて、あはれ九五の御身も、こゝ北海の鱗族の腹中にかゝ、直衣の袖も絞るばかりに奉侍の者の歎き悲む中に。

空暗黒にする墨の東の方に龍燈燃えて、船の目當をかすかに見せた。院の御喜びや響へん方なく、風聞鎮守の神々未だ我を捨て給はずと、すなはち龍燈を目當に船を寄せ給ふ。

そこは大同丙戌の年雨山大師石動山を上り、一字を建て、佛弟子教山に譲り、十三世圓親法印住職の寺であつた。院後に臨幸、霜月十日寺を龍松山廣濟寺と繪命があつた。

龍ヶ口井

かくて御座二年と傳ふ。今の御門は行宮の跡、今の領家は供御の田地のあま、民草は畏む。佐々成政が末森城取合の頃、兵火は廣誓寺を崇つた。炎々燃ゆる狂ふ焔の中に、本尊聖徳太子の木像は姿を見失はれた。住時光誓が身も世もあらぬ心地のうちに火は消えた。灰燼のなかから出たは有難や菩薩と微笑んだ太子の像であつた。その木像は開祖南山大師、龍燈老松にかもり、如来の尊像奇雲の間に顯れて、乃ち此寺を建てた時自ら刻んだ、太子二歳の尊像であると傳ふ。

加茂

○龍ヶ口井。字能瀬の谷内往來に入る所に在り。順徳天皇御駐輦の際之を穿ちて御料の水とせりといふ。近年まで村民皆之を用ひたりしが、今は各戸に井戸を掘りたるを以て、龍ヶ口井は自から荒廢に歸せり。

〔加越能式内等書社記〕

〔加越能式内等書社記〕
往古以來加賀國倭文莊金津莊山城加茂領也。故競馬之際兩莊共撰長馬臺上例也。故勸請加茂社云。

菩提寺

○菩提寺。字菩提寺には菩提寺と稱する眞言宗の巨刹ありしが、天正十年九月越中の佐々成政が末森城を攻圍せし際、高松村字上田名に在りし道滿寺と共に兵火に罹れりといふ。今尙附近の小字名に佛坂・三經石・三郎塚等の名を存す。

立石

○立石。字菩提寺に在り。辨慶の擔ひ來りしものなりと傳ふ。其地上に出でたる高さ約三間、周圍約十二間あり。

五枚石

○五枚石。字菩提寺に在り。方形板石の重疊するものにして、恐らくは建築用材たりしものなるべし。

夫婦石

○夫婦石。字種に在りて、一は河中、一は田間に存す。亦た辨慶の齋らしよものにして、若しこの石を割らんとするものあれば創傷を受くと傳ふ。

谷内

○谷内。此地より土器を出し、ことあり。

〔東英村字谷地の土器〕宮島彌壽雄氏

余本年(○明治二十九年)一月十二日私用を帯びて東英村字能瀬村へ赴き、雜談の折柄一人曰く、過日谷地に松本某といへる者珍奇なる土器を山麓より採掘せし。余これを開き翌朝早々彼の村に到り、右土器持主を訪ひ一見せしに、視部有孔土器にて縁僅に欠損せるのみ。余こゝに於て發掘を試みんとて、同氏に伴ひ同所に往き、其地形を察するに、其形三角に似て山の高さ一丈五尺餘あり。山岸には細き溪流あり。東は種谷に接し、西は能瀬村、南は本村、北は御門山に連續す。山頂に三個の塚あり。而して細溪と山岸との間には一小土丘ありて、此邊に於て右土器を採集せしなりと語るに依り、其近邊を探險せしに一個の視部土器を發見す。尙採集せんと思ひ、所々試み探りしがとも、積雪深くして好結果を得ず、止むを得ず後日を期して歸路に就けり。

古墳

○古墳。明治二十六年字氣屋吉本三左衛門が、同所小字シヨガ谷を開墾せる際、偶然古墳を發掘し扁圓提瓶二・長頸有孔土器一・高杯三・碗三・蓋類七・素燒壺一等の祝部土器を發見せり。其他鋤頭に觸れて破碎せしもの尙少からざりきといふ。

傳説

池ヶ原の地妖

○池ヶ原の地妖。

〔三州奇談〕縮地氣妖

池ヶ原といふあり、當加州河北郡なり。此池ヶ原の地、寶曆二年の春の頃より、地面音なくして上下すること止まず。或はかしこ高くなり、爰は狭くなり、爰落入ばかしこもり上る如く、後には毎日々々にして、地のうね／＼すること波瀾の船中に座するが如

く、何の業といふことを知らず。人民皆只今にも泥海にもやなりけん、傳へ聞く越中礪波郡木船の城は、地境石動に遠からず、土中へ落入りて上下人民皆死せしと聞く。爰も左あらんにや、家を明け、寺を近郷の知音々々に引退かし、其後は多く見物に行く人ありしが、甚しく地の上下する時に至りては、人正しく、眺むること能はず、逃走しては是を見る。斯の如きこと凡七八十日にして、地静りて何の替りもなし。されども地の高低は大に替り、家半分は高きあり、半分は谷の如きあり。二つの軒、一つは嶺にあり、一つは川に入るなごあり。誠に怪むべし、是等地中に物ありて斯の如くなるにや。

天狗

○天狗。字大熊なる甲斐崎社及び字種なる出雲神社の森林中には天狗ありて棲息すといふ。其他此の如きは各所にありて、小字の名にも天狗の文字を冠するもの多し。

人物

人物

池田九華

○池田九華。字能瀬に生る。一に美國書史と號し四條風の書を能くせり。後金澤に住す。明治十四年九月二十五日歿す。

戦病死者及癡兵

戦病死者及癡兵

戦役	兵種官等級	位勳功	氏名	事故
日清戦役	陸軍憲兵上等兵	勳八等	田川 興三	病死
日露戦役	陸軍歩兵上等兵	勳八等	高田 忠八	戦死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	中田 彌左	戦死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	杉本 伍作	戦死
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等	坂本 菊太郎	戦死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	山本 傳次郎	癡兵

慣習

慣習

同	陸軍 輜重輪卒	勳八等	英 德 次 郎	戦死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	井上 善 松	戦死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	寺 西 利 吉 郎	戦死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	池 田 文 作	戦死
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等功七級	加 藤 定 次 郎	戦死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	太 田 長 治	戦死

○元服祝。男子十五・六歳に達し米一俵を擔ひ得るに至れば、近親を招きて酒食を饗し、又若い者酒りと稱し、成人となりたるを祝するが爲に、組内又は字内の青年にも馳走するの風あり。之を力交と稱す。

齒黒

○齒黒。往時は女子三十歳に達すれば、皆齒を涅めしものなれども、現今はこの風漸次廢れり。

入退營

○入退營。入退營者の親戚知人或は青年團員等相集りて祝宴を張り、その家に旗幟を立て、盛に送迎の誠意を表す。又入營の爲に草鞋錢として戸毎に集金し以て贖となし、退營者は之に反して手拭・杯等を各戸に贈るの風あり。

嫁娶

○嫁娶。婚姻は男子二十四・五歳以上、女子十七歳以上を通例とするが故に、早婚の弊を認めずと雖も、近親結婚の惡習は今尙多し。配偶者の選擇は極端に容貌と服装とに重きを置き、又其の披露に華奢を盡し、親戚は勿論、知人・青年團に至るまで各別に酒宴を催して之を饗應し、各戸に赤飯を

配る等、冗費を要すること莫大なるものありと雖も、反つて之を誇りとする者の如し。但し從來興入の日に於て家屋に石を投するが如き悪戯ありしも、今や漸次廢るゝに至りたるは喜ぶ可き事なりとす。

葬儀

○葬儀。葬儀は一般に華美にして、葬具の製作、通夜の饗應等に金錢を費す所尠からず。葬儀の際は、親戚は其の血族の關係によりて、應分の香奠又は米穀・蔬菜等を贈り、生花又は造花を靈前に手向け、若しくは飲食物料等を贈る。同字内のものも亦た概ね香料若しくは香・蠟燭等を贈りて弔意を表し、葬送には村民全部會合すれども、火葬場に至るまで隨ふは親戚に限る。喪主は一週日を経たる後、香華を贈りたるものに對し、餅又は饅頭を分配して之に酬ゆ。之を香奠返しと稱す。近親及び葬儀の時に助力せし人々は特に之を自宅に招きて供養す。

法會

○法會。死者の命日には僧侶を招きて讀經を乞ひたる後、親戚等の來客を饗應す。此際列席するものは香奠・蠟燭・酒等を贈る。内佛には香華の外に餅を供す。法會は一周忌・三周忌・七周忌・十三周忌・二十五周忌・三十三周忌・五十周忌の六回なるを普通とし、二十七周忌を行ふものも亦なきに非ず。

御講

○御講。相續講は僧侶共同して講中となり、宗意を味はひ、安心立命を得んが爲に行ふものにして、毎月一回各字巡環して開講す。其他青年・戸主・婦女各別に結合したる御講あり。亦た説教及び座談によりて宗義を談す。其外農閑の季節に至れば各戸順次に御座を開き、僧侶若しくは篤信者を聘

して説教を聽聞し座談を交ふ。

孟蘭盆

祭禮

○孟蘭盆。八月十五日に祖先の墓所を掃除し、香を焚きて家族一同參拜するは他に異なることなし。而して十五日より約七日又は十日間は業を休み、角力・磐持・盆踊等の催物を開くを例とす。

○祭禮。産土神の祭禮は、春季例祭にありては、本祭・裏祭の二日間を休業し、赤飯を炊ぎ餅を搗ぎて神社に詣づるに過ぎず。秋季例祭にありては神域を洒掃して旗幟を立て、神燈を吊し村民擧りて參拜す。神輿の渡御は多く之を行はず、豊年の時に於て稀に之を見るのみ、又二輪加・獅子舞・祇園囃・角力等の催物をなすことあり。此日赤飯・鮓等を調べて親戚知己を饗應す。

鎮火祭

○鎮火祭。往年火災ありし日を以て各字に於ける鎮火祭とし、赤飯を佛前に供す。

神送神迎

○神送神迎。十月三十日を神送とし、餅を搗きて半日間休業をなす。十一月三十日を神迎とし、小豆の煮たる中に餅を投じて神に供し、また半日の休業をなす。

山祭

○山祭。十二月九日鮎を食ひて全日休業し、又物類を使用せず。此日山神上天すと傳ふ。

田祭

○田祭。三月五日を田祭と稱し、餅を搗きて一日休業す。

いとこぞろ

○いとこぞろ。十一月二十八日大根を銀杏形に切り、小豆と共に煮て、親鸞上人の靈前に供へ、之を「いとこぞろ」と名付く。上人深く嗜み給ひしが故なりといふ。

新年

○新年。一月一日をお上の正月、又は太政官の正月といひ、單に業を休みて年賀狀を授受するのみ。二月を以て儀式上の正月となし一・二・三・七・十五・十六日を全日休業し、廻禮を爲し盛に各種

の遊戯を行ふ。

左義長

○左義長。二月二日の試筆を郊外に於て焼棄つるのみ。

雛祭

○雛祭。四月三日草餅を搗き、雛人形を飾りて之に供す。

端午

○端午。六月五日菖蒲湯を沸して入浴し、笹粽を製して之を頒つ。

七夕

○七夕。八月七日餅を搗きて休業するのみ。

餅搗

○餅搗。餅搗は舊曆十二月三十日に行ふを普通とし、一戸少くとも四斗以上の糯米を押餅又は搗餅となす。地主の家にありては小作人等集りて助力をなし、終りて酒食の饗應を受く。

歳暮

○歳暮。娘の入嫁先に對しては中元及び年末に物を贈るの習慣あり。而して歳末には主として鱒及び酒を用ふ。

田植

○田植。十戸内外を一團となし、各戸相輔けて交代に田植を行ふを例とし、若年の婦人は特に華やかなる袴を用ふ。此日朴の葉に黄粉をまぶしたる飯を包みて饗する所あり。

虫送

○虫送。大抵七月二十五日頃より行はれ、各戸より藁の如き材料を集め、一定の場所に積み置き、幼者等は手に手に松明を持ちて畦間を巡り、最後に彼の積置ける材料に火を放ち、其盛に燃ゆるに連れ太鼓・笛を用ひて囃す。

農閑

○農閑。農閑時の勞働として筵・繩・菰等の藁細工を爲すのみ。

休日

○休日。村内區々にして一定せざるも、祝祭日は概ね休日となし、其他御講・盂蘭盆・祭禮・神送・神

迎・山祭・田祭・夷子講・雛祭・端午・七夕等にも休業す。又毎月五・十の日に休むもありて、休日の數甚だ多く、而して其娛樂たるや舊來の陋習を去ること能はず、所謂閑居して不善に陥るの弊あるは寒心に堪へざるなり。

○小作及作男。小作と親作とは殆んど主従の關係をなし、小作は能く親作を敬し、常に其家に入出して誠意を表するに努む。地代は田にありては收穫を折半し、畑に在りては新畑は一分とし、其他等級により一分半より三分半に至るものあり。而して水旱等の際に於ける親作・小作の折衝は頗る圓滿に協議解決せらる。作男は舊家に非ざれば之を置かず。其給料は年額三十五圓乃至四十圓にして、盂蘭盆及び歳末に衣服・下駄等を與へ、少額の地代を徴して田地三四百歩乃至六百歩を私作せしめ、外に五日毎に半日、十日毎に全日休業せしめて酒を飲ましむ。

○娛樂。角力は祭禮・盂蘭盆・報恩講等に際して舉行せられ、大關・關脇・小結の三役を始めとし、賞品の多きを以て誇りとす。磐持は漸次廢絶に傾きつゝある如きも、猶休日には之を練習する者多く、其力量一石以上を擔ひ得るに至れば、酒を頒ちて自ら祝す。其他の娛樂には笛・尺八を吹奏するもの多く、將棋・圍碁を弄ぶ者亦た少からず。甚しきに至りては酒を呑み放歌高吟して喧騒するを娛樂とし、或は賭博をさへなすものありしが、近年漸く青年輩の自覺によりて改善の域に向ひつゝあり。

小作及作男

娛樂

雜記

○文書。本村の所有に係る藩政時代納税に関する文書左の如し。

加州加賀郡菩提寺村物成之事

壹ヶ村草高 内 七 石 明曆三年百姓方より上る付無檢地極

一百貳拾五石

免 四ッ六步 内 四 步 明曆二年より上る

寬永五年新田高

一七 石

免 四ッ六步

右免付の通り新京柵を以て可納所、夫銀定納百石に付百四拾目充、口米石に壹斗壹升貳合宛可出之、奉行人並十村肝煎誰々によらず、何角申事候共、此印面之外一圓承引仕間敷候也、

同村小物成之事

一貳百參拾壹匁

一貳 匁

一參 匁

出 來

山 役

蠟 役

油 役

右定小物成者指引於有之者理に及べし、印不改内は此通可出也。ちり小物成之分は出來退轉可有之條、十村又は取立人に吟味いたさせ可相極、數借米元利共明曆二年より許者也、

寬文十年九月七日

菩提寺村百姓中

加州加賀郡興津村物成之事

壹ヶ村草高 内 拾貳石 明曆二年百姓より上付無檢地極

一四百五拾五石

免 五ッ三步 明曆二年より上る

右免付之通新京柵を以可納所、夫銀定納百石に付百四拾目宛、口米石に壹斗壹升貳合宛可出也、

同村小物成之事

一貳百拾參匁

一貳 匁

一壹 匁

本米 五石

一壹 石

明曆二年令免除

山 役

蠟 役

綿 役

數借利息

右小物成之分者十村見圖之上に而指引於有之者其通可出者也、

寬文十年九月七日御印

興津村百姓中

右興津村肝煎火事達村御印本紙燒失仕旨、御郡奉行及斷に付村御印寫置者也、

寶曆十四年六月 日

御 筭 用 場

興津村百姓中

○ 覺

一六石高程

一百七拾步程

第二十六章 英田村

河北郡興津村領字堂ノ谷内等四ヶ所田形新開

同郡同村領字しれ、谷等四ヶ所畑新開

二株共當戊午より來亥年まで開詰

右場所新開承届候、年季中毛附出来候分、毎歲斷出、圖面を以可納所候、年季請候者檢地極高可申附、若期年相當不開詰、年限相延置候者、毛附致置候分共、見込場所不殘可取揚候、依而假證文相渡候條、追而本證文與取替可申者也、

嘉永三年十一月

改作奉行

與津村二百姓

第二十七章 宇ノ氣村

總説

位置廣表

地勢

總説

○位置廣表。本村は郡の北部に在りて、北は高松村に接し、東南は英田村に境し、西は七塚村に隣り、西南は内灘村に及ぶ。東西一里一町、南北一里二町にして、面積奇零八七方里あり。

○地勢。本村の東方一帯は丘陵起伏し、中間は沃野南北に廣がりて耕地をなす。西方は海岸の砂丘打續きて、その内部は河北潟の沿岸をなし、指江・内日角・大崎各字之れに接す。西方海岸の砂丘は西風の吹き來るため、年々砂土崩壞して沃地を埋め、字内日角・大崎の畑は年を追ひて減するに至りしかば、數年前より本縣は砂防林の設置を奨励し、本村にありても成績大に見るべきものあり。一面郡の督勵と相俟ちて防砂の策に移め、今や字内日角の如きは、縣下唯一の防砂あかしや林を造營するに至れり。

本村には著名なる山嶽なし。唯氣屋の高峯を丘陵中の最高なるものとし、標高一四一米、九あり。之れに次ぐは英田村字種との境にある氣屋峠にして標高一〇六米なり。

宇ノ氣川は源を菩提寺の西より發し、北流して高松村若緑に至り、餘地・横山等の支流を會し、宇野氣新を貫流して河北潟に注ぐ、流域約三里なり。

氣屋川は元金鑄川と云へり。源を大谷堤に發し、氣屋より下山田・上山田の地域を流れ、森に出で河

北潟に至る。流域各字の田地は此河水によりて灌漑せらる。されど降雨の節は年々二・三回氾濫することあり。

頭無川(悪水川)は七窪・森の田地を流れ、各字田地の排水を集め、宇野氣新を過ぎて河北潟に入る。本村の海岸に接する處は字大崎にして、一帯の砂丘を爲し、海岸線は西南より北東に走り屈曲なし。

○地質。本村に於ける耕地の地質及び土性左の如し。

字名	地質	土性		字名	地層	土性	
		表土	下層土			表土	下層土
宇野氣新	沖積層	淡褐砂	灰褐	氣屋	洪積層	褐壤	赤褐壤
森	沖積層	暗褐壤砂	淡青壤砂	氣屋	沖積層	灰壤砂	暗青壤砂
森	沖積層	褐壤砂	暗青壤砂	伏	沖積層	淡褐壤砂	暗褐壤砂
狩鹿野	沖積層	褐壤砂	暗青壤砂	伏	沖積層	腐植砂壤	(酸化鐵を含む)暗黒砂壤
狩鹿野	沖積層	褐壤砂	暗青壤砂	伏	沖積層	暗黒壤砂	暗青砂
指江	沖積層	淡褐砂壤	暗青壤砂	七窪	沖積層	褐壤砂	褐壤砂
多田	沖積層	暗青壤	灰青壤	宇氣	洪積層	褐壤	赤褐壤
上山田	沖積層	褐壤砂	灰白壤砂磐	氣	洪積層	褐壤	赤褐壤砂

○灌漑。大谷溜池は英田村字菩提寺に在り。幕政の時郡奉行の下吏中橋久左衛門が監視の下に、菩提寺・森・鉢伏・上山田・下山田五村の協同營作せし所なり。後ち上山田・下山田は各自村の溜池を造りたるを以て、現今其他三部落の用に供す。

宇ノ氣川用水には宇氣地内に在り。用水溝を七窪及び森を経て鉢伏に通せしむ。此の用水は宇氣及び鉢伏の用に供するものとす。

四ヶ用水は御門の堤防及び能瀬川の水を引きたるものにして、指江・多田・領家・御門の重要用水とし、此四ヶ用水の支流と多田山より出づる水を集めて多田・指江に灌漑するをヘンプの川と稱す。此外鉢伏には馬尺谷堤・古堤・竹樋原堤・有江堤・大窪堤・栃木堤・加茂田川用水、氣屋には尼谷内堤・寺ノ後堤・度支谷堤・大谷堤・瀧ノ下堤・狩鹿野には間野堤・中堤・八ッ堤・指江には與四兵衛堤・新池・大堤、多田には牛ヶ谷堤・猿ヶ谷堤等あり。

○區劃。本村は別ちて宇氣・七窪・宇野氣新・内日角・大崎・森・上山田・下山田・氣屋・鉢伏・指江・狩鹿野・多田の十三字とし、宇氣には本村・出町・七窪には本屋敷、宇野氣新には六助川、内日角には上方・下方、大崎には出町・本村、森には向野・新保、上山田には貝原・徳田谷内、氣屋には本村・向側、鉢伏には荒井戸・閣地、指江には北出・南出の小字あり。

○戸口。大正七年度末現在本村の戸口左の如し。

本籍人口	五、八六二	現住人口	五、二七七	現住戸數	八五六
------	-------	------	-------	------	-----

○土地。大正七年度末現在によれば本村の民有地左の如し。

田	畑	宅地	鑛泉地	池沼	山林	原野	雜種地	荒地	無稅地
---	---	----	-----	----	----	----	-----	----	-----

反別	五、六、九、三	二、七、五、三	二、二、四、八	三、七、二、二	一、九、五、六	一、六、〇、四	九、四、四、〇	一、八、〇、六	一、六、四、七
地價	二、九、〇、〇	一、六、八、五	三、六、二、六	四、〇、〇	九、七、	三、七、	四、	一、八、〇、六	一、六、四、七

交通

交通 道路

○道路。縣道は英田村能瀬より來り、同村領家を過ぎ、本村指江・狩鹿野・宇野氣新に至りて北折し、七窪・宇氣を経て高松村横山に達す。其本村内に在る距離一里十八町なり。里道には鉢伏往來あり。七窪の南端なる縣道より分れ、二十四町にして鉢伏に至り、内日角往來は宇野氣新より十町にして内日角に至り、上山田往來は森より十町にして上山田に至り、下山田往來は森より五町にして下山田に至り、多田往來は縣道より分れ、五町にして多田に至り、森往來は森より十町にして鐵道宇野氣驛に達す。以上は皆車馬の交通に便なり。七窪往來は宇野氣新より七塚村木津・高松村外高松に至るものにして、舊時は人馬の往來絶えざりしも、砂地にして甚だ便ならず。

舟運

○舟運。本村の海に瀕する所に宇大崎あり。然れども漁業を爲すのみにして、舟運を以て運送に従事する如き者あらず。

字内日角に在りては古來河北潟を利用して盛んに漕運を行へり。往時七尾鐵道の開通せざる以前にありては、本村は勿論七塚村及び高松の生産物は云ふに及ばず、能登一圓の貨物にして金澤又は京阪地方に輸送せらるべきものも、必ず此の内日角の渡場を経ざるものはなく、旅行者も亦た總て

通信

此の渡船を利用し、石川郡須山崎に渡りて金澤に出で、又京都・大阪方面に至らんとするものは内日角より上金石に舟便を借り、當時存在せる加能汽船會社の汽船に乗じ、上金石より敦賀に出でたるなり。故に本郡木津方面に於ける桃實の收穫期、當地方一体の甘藷の輸送期又は高松索麩の發送期、さては能登の縮布・鮮魚其他の貨物等によりて、舟場は實に殷賑を極め、又彼の大野・上金石地方の木材も大部分は此の水路を取りて當地及び能登地方に移入されたるものなり。されば最も多忙を極めたるときは一日に舟の出でしこと百四五十艘より多きは二百三十艘に至り、冬季湖上の氷結したるときは櫂を用ひて運搬せりといふ。此の頃大崎にも一時渡船の起りしことありしが永續せざりしが如し。その後明治三十三年七尾鐵道の開通するに至り、貨物の速達と旅行の安全を得るに至りたるを以て、頗る渡船を利用するものを減じたれども、尙不定期に地方の生産物を輸送するものなきに非ず。

○通信。明治三十七年十二月十六日宇野氣新郵便受取所を金津村字宇野氣新に設置せられ、津幡郵便局に屬する無集配局となし、爲替貯金事務を開始す。同三十八年四月一日宇野氣新郵便局と稱し、同三十九年四月一日復た宇野氣郵便局と改め、同四十一年三月十六日に至りて始めて集配事務を取扱ひ、大正元年十月一日局舎改築をなし、同年十月二十六日電信及び電話事務を開始す。現時郵便函は宇野氣新の局函、宇野氣停車場の外、本村大崎・内日角・指江・氣屋・宇氣・鉢伏及び七塚村白尾・外日角・秋濱・遠塚・松濱・木津無集配局に在り。集配は本村宇野氣新・内日角は一日二回とし、其

行政

村治

他の宇ノ氣村全部は一回にして、七塚村全部も亦た二回なり。

行政

○村治。明治二十二年四月町村制の實施と共に、指江・多田・狩鹿野・上山田・下山田・氣屋の六ヶ村を以て西英村とし、森・鉢伏・宇氣・七窪・宇野氣新・内日角・大崎の七ヶ村を以て金津村とせしが、明治四十年八月十日この二村を合併して宇ノ氣村と稱し、村役場を宇野氣新に置けり。其村長となりし者左の如し。

金津村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
松本五郎兵衛	明治二十二年五月一日	明治二十二年八月十日
山村久右衛門	同二十二年九月十六日	同二十四年一月二十三日
松井與兵衛	同二十四年四月一日	同二十四年四月十三日
藤田安太郎	同二十四年七月九日	同二十八年七月八日
藤田安太郎	同二十八年七月二十四日	同二十九年六月十七日
北岡喜太次郎	同二十九年六月二十五日	同三十三年六月二十四日
北岡喜太次郎	同三十三年七月十六日	同三十三年十一月二十七日
森成次郎	同三十四年一月十八日	同三十五年一月二十六日
河本安太郎	同三十五年二月八日	同三十五年十一月十四日
奥村勇作	同三十五年十一月二十五日	同三十八年九月十四日
奥村勇作	同三十八年九月二十八日	同三十八年十二月十六日

上野

寛一

同三十八年十二月二十日

同四十年八月九日

西英村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
成瀬又右衛門	不詳	不詳
松本宗助	不詳	不詳
山崎太郎兵衛	不詳	不詳
米田三右衛門	不詳	不詳
松本宗助	不詳	不詳
大和七郎右衛門	不詳	不詳
喜田善右衛門	不詳	不詳
中泉金三郎	不詳	不詳
酒井和吉	明治三十二年二月六日	明治三十四年八月二十一日
岩田徳松	同三十五年一月二十一日	同三十五年五月五日
多田伊太郎	同三十五年六月二日	同三十九年四月九日
奥村清一郎	同三十九年七月十日	同三十九年九月三日
宮前長三郎	同三十九年九月三日	同四十年八月九日

宇ノ氣村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
上野寛一	明治四十年八月十日	明治四十一年十一月二十六日
上野寛一	同四十年十一月二十六日	同四十四年十一月二十五日

上野 寛一	同 四十四年十一月二十六日	大正四年八月二十二日
奥村 勇作	大正四年十月二十九日	同 六年六月一日
長山 吉次	同 六年六月二十七日	

警務

○警務。明治二十六年三月宇野氣新巡査駐在所を設置し、同三十四年十二月二十八日指江巡査駐在所を設置す。現に宇野氣新駐在所は鉢伏・宇氣・七窪・森・宇野氣新・内日角・大崎を管し、指江駐在所は指江・多田・上山田・下山田・氣屋・狩鹿野を管す。

消防組は明治二十三年指江に失火ありしを機とし、消防器械を同部落に置きて西英消防組と稱す。同二十七年宇野氣新に金組消防組を創設し、後金津消防組と改む。同四十年八月金津消防組及び西英消防組を廢して宇ノ氣消防組とし、第一部を宇野氣新に、第二部を指江に置く。二部共に一組長に屬し、消防手八十三人を有す。同四十五年内日角に火災あり。因りて同部落の青年團經費によりて消防器械を購入す。後大崎に火災ありし時、この消防手は出動して大に功を奏したりしかば、宇大崎は之に對する謝意を表せんが爲に、新に器械一臺を購入して内日角に贈り、内日角も大に喜び、大崎を誘ひて隨意に此器械を使用せしむることとせり。

職業

○職業。大正七年度末現在本村の業務別戸數左の如し。

自 作	自 作	計	牧畜業	漁業	工業	商業	自由業	其他	合 計
五二	五七	五八	六六	一	二五	九	三	一三	二〇
八六									八六

生産

○生産。大正七年に於ける本村の生産物左の如し。

品 目	數	品 目	數	品 目	數
米	一三、一七四石	蠶 種	一〇、〇〇〇石	水産製造所	九、一五一
麥	三九七	桑 苗	一三〇〇、〇〇〇本	輸出羽二重	二七〇、九二三
大豆	五六〇	桑 卵	一三八、八〇〇	生 絲	六、五七二
小豆	二五〇	薪 炭	一〇、八九六	疊 表	三、九〇〇
甘藷	六〇、〇〇〇	炭 材	一二、五〇〇	酒 疊	二〇、〇〇〇
蘿蔔	二五、〇〇〇		四、〇九五		五、四〇〇
果 實	八、二一三		四、二〇〇		
繭	五、一四九		二二、二六二		

桑は明治の初年本村に五十年以上を経たる野生のものありて、之に依り養蠶を行へり。當時本津に唐桑と稱する大葉のものありしが、森武右衛門之を接木し、其子成次郎は明治十七年同志と共に桑蠶雷鳴社を起し、金子・青市平・細江等を栽培して一千二百坪の桑園を起せり。之を當地方に於ける改良桑の初とす。之より徐々として進歩し、今や百萬の桑苗を産するに至り、本縣・富山縣及び關東各地方に輸出しつゝあり。明治十四年に一步の畑地一錢五厘なりしもの、現に六十錢に達したるは、元より經濟界の大勢によると雖も、一は桑園の發展によらずんばあらず。

養蠶は明治十二年頃に在りては野桑を以て之を飼育せしが、十七年には改良桑の移植せらるゝものあり。同年宇野氣新に養蠶傳習所を設けて改良飼育法を傳習せしも、尙當業者は一般に經驗少きが爲に失敗多く、同二十三年頃よりは漸次衰頽を來したり。然るに同三十年頃より蠶兒の生理に適當なる飼育法を爲し、年一年に確實なる發展を遂ぐるに至り、一ヶ年の收繭五百石内外を往來し、富山縣・長野縣及び金澤市に販出す。

羽二重機業が宇野氣新に起りしは明治三十七年四月にして、當時八戸六十臺の手織機を有せしが、世運の進歩と共に大規模にあらざれば利益を得る能はざるに至り、現時は二戸七十臺の力織機となれり。販路は凡て金澤市とす。

甘藷は元と七塚村宇遠塚の櫻吉宇右衛門が越前三國より苗を輸入せしに初り、次で本村に移植せられ、食糧の補助たるの利甚多し。其種類は初は白藷なりしが、六月藷となり、三所藷となり、紅藷となり、現時はハイカラ藷となれり。

藁製作品は冬季の勞働として、舊來權繩・すべ繩・堅繩等を作りしが、近年罽網用大綱を綯ひて北海道に輸出し、器械折まふし・俵・テゴ・腰笥等を作りて以て肥料代の三分の一を得といふ。

綿・麻・苧麻は舊時盛に之を栽培したるを以て、冬季には紡織に従事するの婦人多く、家族の著衣は皆之に依りて作られしが、今や全然其跡を絶ち、専ら他の製産品を購入するに至れり。

本村中内日角に於ける開墾の跡は甚だ見るべきものあり。この部落は寛文十年に耕地の面積僅に

舊高八石を有し、貢租一石六斗に過ぎず、居民は多く漁業によりて生計を營み、外海船權役一貫二百十八匁、湖通船役二百二十八匁を納めたること舊記に見ゆ。然るに爾後大に開墾に注意し、元祿十三年に舊高十三石を、同十六年に八十一石を、次で隣地五十五石を拓き、益々該事業に力を傾注し、今の宇ノ氣川を上流一里より改修せんが爲に、横山・谷・笠島・鉢伏・宇氣等の關係諸村に對して高五十五石を割讓し、後河川の改修によりて百石を得たりといふ。現今居民の大部が農を業とし、耕地百八町六段歩、不耕地十九町九段歩を有し、尙近年本縣の許可を得て官有水面の埋立を爲しつゝあるを以て、更に大に其面積を増加するなるべし。

教育

寺子屋

○寺子屋。幕末の寺子屋には多田に肝煎次郎助あり、鉢伏に教證寺あり、森に西田得登・長樂寺ありき。學科は書方を主とし、伊呂波の程度に在りては糠書とし、名頭・村名盡・商賣往來・消息往來・土方往來・農業往來に至りて墨書となり、大字より細字に進む。狀の文・諸職往來・江戸往來・庭訓往來・童子往來・風月往來・千字文に至りては特に上達したる者の學ぶ所なり。開校は通年なれども盆・正月・祭禮等を休日とし、盆・正月の二季には金品を贈りて謝意を謝す。教授法は新手本を受くる毎に、師匠の前に至り其讀方を習ひ、然る後己れの席に歸り、一字宛口誦しつゝ練習す。師匠は時々机間を巡視して筆法等を教ふ。隔日に清書を爲して其成績を父兄に示し、盆・正月及び五節句に

小學校

は張清書を爲して優劣を競ふことありき。西田氏に在りては漢籍の素讀を爲し書翰を能くし得る高弟ありて直接教授の任に當り、師匠の手本を受け又は其添作を乞ふことは容易に爲し得ざりきといふ。

○小學校。明治十年學區改正に依り字鉢伏小學校を設置し、讀書・習字・珠算を教授し、修業年限を四ヶ年八級とし、三學級に編制せしが、同十五年宇野氣新に新化小學校の建築せらるゝに及び本校は廢校となれり。

明治八年四月森村長樂寺の一部を假用して本校を創立す。同九年十一月宇野氣新村森七郎右衛門の家屋一部を借上げて移轉し、宇ノ氣小學校と稱す。同十二年鉢伏小學校及び内日角訓練小學校を廢して本校に合し、森村西田得登の家屋を借用してこゝに授業を開始し、新化小學校と改稱す。同十九年八月宇野氣新村に校舍を新築して移轉す。同二十年四月小學校令實施の際尋常科・簡易科宇野氣新小學校と稱し、同二十五年簡易科を廢せられたるを以て金津尋常小學校となり、同二十八年高等科を併置す。同四十一年三月西英・金津二村合併の際金津尋常高等小學校を宇ノ氣尋常高等小學校と改稱し、同四十二年三月現校舍を新築して移轉せり。其學校長たりし者左の如し。

金津小學校

校長氏名	就職年月日	退職年月日
中川 富三	明治二十五年四月一日	明治二十七年四月二十九日
石田 有武	同二十七年五月七日	同二十七年十月二十七日
井波 外喜男	同二十七年十二月二十四日	同三十六年九月一日
澤村 成太郎	同三十六年九月一日	同三十八年七月三日
多宮 尙義	同三十八年七月三十一日	同三十九年三月三十一日
中西 謙藏	同三十九年四月一日	同四十一年三月三十一日

宇ノ氣小學校

校長氏名	就職年月日	退職年月日
中西 謙藏	明治四十一年四月一日	大正六年三月三十一日
北村 次作	大正六年三月三十一日	大正六年三月三十一日

明治九年十月十日校舍を下山田に小學校を新築創立す。其建坪數二十六坪二階建教室二校地七十坪にして、校名を暢伸小學校と稱し、第二大學區第二十二中學區に屬す。通學區域は上山田・下山田・氣屋の三村とし、修業年限は四年なり。同十二年九月教育令發布せられしも、本校は從來の三區を以て通學區域とし、修業年限に變更なし。同十五年四月教育令改正の結果として本郡を十二番學區に指定せられ、本校は其第十一番學區に改められ、初等科に指定せられ、修業年限を三ヶ年とす。同十八年五月從來の十三學區を改めて本部を五學區に分ち、本校は其五番學區に屬す。此時校名を初等科下山田小學校と改稱し、氣屋に巡回授業所を設置す。同二十年四月一日小學校令發布の結果

本校は簡易科となり修業年限三ヶ年となる。同二十五年四月一日小學校令の改正に依り、本校は西英村立下山田尋常小學校と改稱し、通學區域等従前の通りとす。同三十二年十二月一日西英村立下山田及び指江の兩校を廢し、西英尋常小學校の位置を宇多田に定められたるも、從來の校舍假用のまゝ同三十六年九月一日に至り、更に西英尋常小學校を廢して以前の二校を復舊し、本校は下山田尋常小學校と稱す。同四十年八月十日西英村は隣村金津村と合併して宇ノ氣村と改稱し、本校は同四十一年三月二十七日校地を宇ノ氣村字下山田に指定せられ、同年四月一日下山田尋常小學校を改めて山田尋常小學校と稱す。同年四月八日通學區域に鉢伏の一區を加ふ。同四十二年九月一日校舍新築落成せしを以てこゝに移轉す。大正四年五月二十六日校舍狹隘なるを以て増築を遂行せり。本校の學校長たりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
越山喜勝	明治三十四年五月十八日	明治三十六年九月一日
庭田信一	同三十六年九月一日	同四十年四月十日
松下勝友	同四十年四月十日	同四十年九月十六日
渡邊助次郎	同四十年九月十八日	同四十一年三月三十一日
中田喜三松	同四十一年三月三十一日	

明治二十五年四月一日指江に尋常小學校を創立し、修業年限四ヶ年とし、指江・多田・狩鹿野の三字を其通學區域と定む。同四十一年三月校舍の位置を同字内に變更せらる。同四十三年九月に落成

し、通學區域を指江・多田の二字に限りて狩鹿野を除く。大正元年四月校舍狹隘を告げ一棟を増築せり。其學校長たりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
越山喜勝	明治二十年四月一日	明治三十七年四月五日
玉伊丹吾	同三十七年四月九日	同三十八年三月三十一日
山本秀松	同三十八年三月三十一日	同三十九年四月一日
瀧田延友	同三十九年四月一日	同四十二年四月十日
中島政行	同四十二年四月十日	同四十一年三月三十一日
渡邊助次郎	同四十一年三月三十一日	同四十二年九月一日
庭田信一	同四十二年十一月一日	同四十三年三月三十一日
林竹三郎	同四十三年三月三十一日	
庭田信一	大正二年九月十五日	大正二年九月十五日

補習學校

○補習學校。明治三十八年十二月一日河北郡金津村立農業補習學校を創立す。同四十二年三月西英村金津村二村合併の際宇ノ氣農業補習學校と改稱し、同四十三年三月宇ノ氣小學校の移轉せると同時に本校も移轉せり。大正七年十一月二十九日宇ノ氣農業補習學校廢止となり、改めてその年宇ノ氣村立實業補習學校を宇ノ氣尋常高等小學校内に附設す。其學校長たりし者は金津小學校及び宇ノ氣小學校に同じ。

○青年團。初め各字毎に青年團ありて各其事業を計畫し、團に對して盡力する者を仰ぎて團長と

青年團

せり。其中特に著大の發展をなしたるは内日角青年團にして、河北潟沿岸の開墾に著手し數町歩を得、其收入によりて俱樂部を建設し圖書館を附設し、夜學を開き、青年風俗の向上に勉め、遂に文部大臣より模範青年團たることを表彰せられたり。然るに大正五年石川縣は青年團準則を發布して一町村を一團とすることを示したるを以て、同年九月年齢十二歳より二十歳までを正團員とし、二十五歳までを特別團員とすることとせり。

夜學會

○夜學會。宇ノ氣小學校下に於ては、從來毎年冬季數ヶ所に夜學會を開設したりしが、大正七年十一月通年の宇ノ氣村立實業補習學校の設立せらるゝに及び、大崎青年夜學會を除くの外、校下全部の夜學會を廢止せり。而して山田小學校下に於ては明治三十三年以降、指江小學校下に於ては同三十五年以降、毎年十二月より翌年三月末まで夜學を開き、現に繼續せり。

婦人會

○婦人會。大正八年二月宇ノ氣小學校に於て婦人會を開設し、毎月一回貯金・家政・育兒等に関する講話と、裁縫・染色・洗濯・料理及び讀書等の實習をなすこととせり。

神社

八幡社

○八幡社。宇多田に在り。村社にして應神天皇・天照大神・葦津姬命を祭る。明治六年六月村社に列せられ、同四十年六月二十日同字無格社市姫社及び神明社を合併するの許可を得、同年八月二十七日之を合祀せり。本社はもと多田諏訪神社ともいひ、文久二年までは御門・白尾の村民其氏子に屬

白山社

し、殊に白尾に在りては春・秋季の祭禮に、彌三郎といふ者社衾を著て神體を背負ひ之を同村に送迎するの例なりしが、後彼の村にては大石を海中に得て之を祭るに及びて、神體送迎の儀亦た跡を絶つに至れり。社地は明治二十六年其一部を拂下ぐるに至るまでは六段三畝二十五歩を有し、椎・タビ・椿の類翁鬱として繁茂し、一に椎の宮の名ありきといふ。

白山社

○白山社。字氣屋に在り。村社にして伊弉諾尊・伊弉册尊・菊理姬命を祭る。明治六年六月村社に列せられ、同四十年八月二十日同字無格社白山社合併の許可を得、同年九月二十日之を合祀せり。

〔加越能式内舊社記〕

氣屋姫神社。英太郷氣屋村鎮座。稱氣屋姫宮。舊傳云白山之御子神也。

日吉社

○日吉社。字上山田に在り。村社にして大山咋命・應神天皇を祭る。明治六年六月村社に列せらる。同四十三年四月下山田なる村社八幡神社を合併するの許可を得たり。

白山社

○白山社。字宇氣に在り。無格社にして菊理比咩神を祭る。當郡高松村賀茂神社の末社なりと云ふ。

菅原社

○菅原社。字七窪に在り。無格社にして天星神を祭る。當郡高松村賀茂神社の末社なりと云ふ。

關地社

○關地社。字鉢伏に在り。無格社にして天照大御神を祭る。當郡高松村縣社賀茂神社の末社なりと云ふ。

白山社

○白山社。字鉢伏に在り。無格社にして菊理比賣神を祭る。當郡高松村賀茂神社の末社にして初め

白山社

同字ヲ二十六番地に鎮座せるが、大正五年八月三十一日今の地に遷座せり。
○白山社。字宇野氣新に在り。無格社にして菊理比賣命を祭る。當郡高松村賀茂神社の末社なりと云ふ。

八幡社

○八幡社。字内日角に在り。無格社にして應神天皇を祭る。當郡高松村賀茂神社の末社なりと云ふ。

八幡社

○八幡社。字森に在り。無格社にして應神天皇を祭る。當郡高松村賀茂神社の末社なりと云ふ。
○柳原神社。字大崎に在り。無格社にして天照大神・蛭兒神を祭る。天正十四年五月國主前田利家

柳原神社

當郡内灘村小濱神社攝末數十社再興の爲に米一百俵を給す。依つて翌十五年十月社殿を改造せり。

八幡神社

大正二年五月一日同字無格社蛭兒神社合併の許可を得、同年十一月二十一日之を合祀せり。

○八幡神社。字指江に在り。無格社にして譽田別尊・氣長足姫命・比咩大神を祀る。神体は石像なりと云ふ。天正十四年五月前田利家當郡内灘村小濱神社の攝末數十社を再興せんがために米百俵を寄附せらる。依りて翌十五年十月本社を改造す。

倉稻魂神

○倉稻魂神社。字狩鹿野に在り。無格社にして倉稻魂神を祭る。初め同字大物主神の相殿に祀れる神なりしが、文久三年別に當社を建て、之を勧請せり。

大物主神

○大物主神社。字狩鹿野に在り。無格社にして大物主神を祭る。天正十五年二月本郡内灘村小濱神社の境内より遷座す。此社は俗にいりこ宮といふ。神体は西方を流るゝ氣屋川より得たるものなり

と傳へ、往古は此地河北潟の小澳なりしが故に入込の宮といへるものゝ如し。

寺院

寺院

海念寺

○海念寺。字指江に在り。眞宗大谷派にして飛檐地とす。元文三年二月の創建に係り、もと日蓮宗の寺院と稱せしが、其後金澤英町眞宗廣濟寺に歸依して其の道場となる。以來現今の地所に於て法務を繼續し、第十八世惠了に至り明治三年十月九日本山より寺號を附與さる。然るに同五年道場の稱號を廢止せられしを以て一旦民家となりしも、同十二年六月二日更に出願して寺號の公稱を許可せらる。

妙鏡寺

○妙鏡寺。字多田に在り。眞宗大谷派にして飛檐地とす。開祖開敬、本願寺蓮如に歸依してその弟子となり、文明五年三月今の地に一字を創立して高藤道場と稱す。蓋し開敬の俗名を高藤兵衛と云ひしを以てなり。其後金澤三所町眞宗仰西寺の檀家百餘戸を託せられて該寺の道場となり、第二十三世開精の時、文久元年十一月七日本山より寺號を授與せらる。然るに明治五年道場の稱號を廢止せられたるを以て一旦民家となり、同十二年三月十三日寺號の公稱を出願して許可せらる。

超願寺

○超願寺。字氣屋に在り。眞宗大谷派にして院家地とす。文明八年三月僧通賢の創建せしものにして、明治十一年十二月二十三日寺號公稱を許可さる。

願成寺

○願成寺。字鉢伏に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。寺記に依るに、開基は鉢伏の眞言宗法

專信寺

林坊といひしが、本願寺蓮如に謁し、改宗して法名を了西と稱し、本山直參の道場と稱す。文化六年六月二十七日本山より寺號を許可せられ、明治二年之を公稱せり。

○專信寺。字大崎に在り。眞宗大谷派にして別助音地とし、龜崎山專信寺と號す。寺傳に曰く、順徳天皇の佐渡に遷幸し給ふや、海上暴風に遭ひてこゝに著岸し給ふ。其臣久世左衛門大夫康光病みて其子宗重と共に此地に留まり、遂に瘞せずして死す。宗重則ち髪を剃りて了圓と稱し眞言の僧となる。了圓の後了海・歸源・淳觀・圓融・圓晃・觀想院・法性院・悟道庵・辨道・寶了・了慶を経て、信慶に至る。信慶文明八年三月本願寺蓮如に歸依し、法名を教祐と賜ふ。爾後寺號を專信坊と稱せしが、明治十二年五月五日出願し、坊號を改めて專信寺と稱す。

教證寺

○教證寺。字宇野氣新に在り。眞宗大谷派にして院家地とす。初め隆寛といふ者あり。天台宗に屬せしが、文明六年本願寺蓮如の當郡笠池村に滯杖するや、之に歸依して寺號を受け、鉢伏村に一字を創立して教證寺と稱し、明治十一年一月今の地に移轉すといふ。

誓海寺

○誓海寺。字内日角に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。天文二十三年僧道願の建立に係る。

長樂寺

○長樂寺。字森に在り。眞宗大谷派にして別助音地なり。郷士村守八郎左衛門なるものあり。戰敗れて森村に來り、遁世して眞言宗に歸依し、長樂寺を創立せり。其後大永三年祐玄の時淨土眞宗に屬せしが、明治四年二月火災に遭ひ、堂宇書類悉く焼失せり。

本樂寺

○本樂寺。字森に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。開基を道正と云ひ、天文三年本寺を創立

す。もと眞言宗なりしが、本願寺蓮如の當國を巡錫するや、之に歸依して眞宗となり、寛文八年六月に至りて本山より寺號を附與せらる。

誓玄寺

○誓玄寺。字狩鹿野に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。寶徳年中間野伊信と云ふ士あり。本願寺蓮如北國巡錫の際剃髮して覺祐と號す。五世順正の時天文八年本願寺證如に歸依し、一字を建立し、寺號並に本尊を賜はる、後ち累世相繼ぎしが、明治十六年二月家政の非運に會し、堂宇を公賣に附せられしかば、檀徒協議して之を買戻し、同十八年寺號を舊の如く存置せんことを出願し、同年九月四日其許可を得たり。

佛性寺

○佛性寺。字宇氣に在り。眞宗大谷派にして内陣地とす。開基を義天と云ひ、當郡高松村字餘地に有りて天台宗に屬せしが、義忍に至り、本願寺蓮如の巡錫するに遭ひて之に歸依し、文化八年七月十九日佛性寺の寺號を受く。明治五年道場の稱號廢止となるに及び、同十二年三月十三日寺號公稱を出願して許可せられ、大正三年十一月十三日又た餘地より宇氣に移轉するの許可を得、同五年三月二日遷佛す。

成證寺

○成證寺。字上山田に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。開基道正は俗名を廣瀬富之助と云ひ、當村に住せし郷士の次男なりしが、文明三年本願寺蓮如の北國巡錫するに遭ひ、之に歸依して法名を道正と賜はり、一字を建立して成證寺と號す。第五世道正の時、慶長年中本願寺東西分派の際教如に屬す。

正覺寺 字氣屋に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。寺記に依れば、白山の社家兵衛なるもの、文明三年三月二十九日本願寺蓮如に歸依し、三方正面彌陀の本尊並びに自筆六字の名號を受け、因りて本寺を建つといふ。後ち慶長年中本願寺東西分派の際當寺は教如に屬す。

名蹟

下山田 元と上山田と共に一部落なりき。上山田に鎮座する日吉社の位置が、寧ろ下山田に接近するは此事實を證するものなり。然るに下山田の戸口増加するに及びて、遂に分村して別に神社を建設するに至りたるなりといふ。

指江 順徳天皇が佐渡遷幸の途次、海上颶風に遭ひて大崎に上陸し給ひ、御門に駐輦あらせ給へりとは英田村に行はるゝ口碑なるが、この指江に關しても、天皇大崎より東方を指さし、彼處はいづこそと問はせ給ひしに依るといへり。

宇野氣新 宇野氣新は宇氣の出村にして、二百年前には八九戸の所なりき。後其住民四方より集りたるを以て山田屋・鉢野等の氏を冒すもの多しといふ。

七窪 七窪は鉢伏の出村なりといふ。縣道の東に在りしが、後今の地に移れるものなりといふ。七窪の名稱は七個の凹所ありとの義より起る。

大崎 本字專信寺の由緒に、古へ此浦に巨大なる龜の波浪に打上られて死せるを、村民塚を築き

て之を葬る、依りて龜塚村といひしが、順徳天皇此地に漂着し給ふに及びて王崎村と改め、後ち王字を憚りて大崎に改むと記せり。龜塚は同字の海濱なる黒涯クワガヤといふもの則ち是なりと稱す。三州志にいふ、源平盛衰記壽永二年の條に平軍青崎に陣すとある青崎は、今大崎に作るもの是なりと。○内日角。三州志にいふ、源平盛衰記壽永二年の條に平軍日角見に陣すといふ。日角見は今日角に作るもの是なり。

狩鹿野 狩鹿野は上山田の出村なり。往昔東方山麓にありて、河北潟の水は深くこゝに入込めりといふ。當時舊高僅に四石なりしが、漸次開墾して、幕政時代已に古田六百石新開二百石となるに至れり。三州志にいふ、享祿四年能越の兵加州に入り指江・雁金・黒津舟・宮腰に繼進すといふことあり。村籍を按ずるに雁金見せず、指江邊に狩鹿村あり。疑くは是の誤かといへり。

氣屋 元と毛屋の字を用ひ、三四百年前に神徳寺と稱する大伽藍ありきといふ。今附近に神道の分ブン・寺の後・寺畑・蘭塔の地名を存す。

鉢伏 此の地は古く開けたるものゝ如く、高松村字横山の賀茂神社縁起に、同社は大同元年鉢伏に遷座し、同二年横山に復す、其遺址を大同閑地と稱すといへり。今御手洗池あり、又大池といふ地名あり。元と賀茂神社の井ありし所といふ。當時眞言寺院のありし所を法蓮坊といひ、堂の高と稱する小字には鐘樓堂の跡あり。鍛冶屋畑・釜谷内には大鑄物師居たりといひ、清水椀といへる泉に就きては椀貸傳説を有す。

洞穴

○洞穴。字多田なる西ヶ峰といふ山の前面に數多の洞穴あり、所謂横穴なるべし。

元屋敷

○元屋敷。字鉢伏の東北五六町を隔て、高松村字谷との境界に元屋敷又は古屋敷といふ地あり。古へ人家の存せし所なるべけれども其由來明ならず。

上山田城址

○上山田城址。字上山田の成證寺西方一帯の丘陵には廣瀬伊賀守居城せしが、佐々成政の爲に滅亡せり。現に成證寺の住職は廣瀬氏を冒し、七塚村字白尾の龍賢寺も同姓を稱するもの皆伊賀守の後裔なりといへり。此地中には墳墓又は塀の崩壊せる痕跡を有し、城門又は馬洗池の遺址といふ所は凹地を爲し、其東五六町には高屋敷といふ所あり。

〔三州志〕

上山田、在金津莊上山田村領山、村より三町西なり。○廣瀬伊賀居たり。○此隣里多田村領にも堡跡あり、堡主無傳。

〔三州紀聞〕

上山田村領之内城跡有之候。昔廣瀬伊賀守と申者居住之由申傳候。

森城址

○森城址。傳へ言ふ。七百年前豪士村守八郎左衛門といふ者あり。能登より來りて森に居城し、五百石の地を食む。八郎左衛門後に遁世して眞宗に歸す、今の長樂寺の祖是なりと。城址は今の森の中央に突兀たる小丘の頂にして、現に入幡社こゝに鎮座す。その中腹の小道は往時の馬場なりきといふ。

〔三州志〕

森、在金津莊森村中、今は氏神の社地となる。按古に云鉢伏堡は若くは是か。鉢伏・森は隣里也、鉢伏山の此遺跡を、能登羽咋郡

狩鹿野城址

○狩鹿野城址。狩鹿野の東方山上に城址あり。廣瀬伊賀守の支家たる間野某之に城主たりきといふ。今其の遺址を城ヶ峰といひ、上山田・和田方向を大手とし、附近に間野堤あり、城主の開鑿したる所なりといふ。

森村領の内に古城跡有。村上右衛門と申者居住仕候由。右古城の跡今は同村氏神社に成居申候。

城山

○城山。字多田の八幡社附近を城山といひ、御馬洗水といへる小池及び城塚などの名を存す。土俗この地を多田といふに附會して、多田滿仲一時此所に假住せりと傳ふ。

寺址

○寺址。字指江の西方田地の中に三畝餘の荒地ありしが、今は開墾して僅に一步許を残せり。此地古へ大伽藍のありし遺址なりといふ。

地藏尊

○地藏尊。字宇野氣新なる白山社の境内に標石あり。其下部に地藏尊を刻す。これ同部落なる村谷氏の幼兒が此石によりて壓死したるを以て、其菩提を弔はんが爲に刻せしものなりといふ。

堂の前

○堂の前。字氣屋の東方十五六町、字種との境界に往古大伽藍あり。二十四ヶ村共有の神殿ありて、十三の華表建てり。此地今鳥居が峰と稱し、佐々成政侵入の際焼拂へりといふ。

馬場

○馬場。字氣屋なる白山神社の東方二十間許の地名を馬場といふ。二十數年前こゝより巨石等を

發掘せしことあり。

○大樺。字上山田より南方約一町なる小溪間に洞穴ありて椀貸傳説を有し、其前に一大樺樹を生ず。古來堂宇を有せずして其根部を神體とし、祭神社名等なし。始め北方三町餘なる西の宮と稱する丘陵に在りしも、烈風の襲ふ所となるを以て今の所に轉せりといふ。其の祭禮をチヨボイチ祭といひ、古來賭博を公行せり。故に『和田や山田のちよばいち祭負けて口惜しけりや又御座れ』の俗語を有す。和田とは上山田の出村なり。現に三月一日を以て其祭日とし、部落の休業とす。

大樺

傳説

傳説

七窪の狐

○七窪の狐。七窪の狐に關する譚話は此の近郷に於て最も有名なるものにして、今尙地方人口に膾炙す。

〔三州奇談〕七窪の禪狐

七窪といふは、海邊ながら地高うして、晴七つに下り上りありて高松に續く。則越の高濱は爰を云まで。されば低き地は必ず松あり、砂吹ならして一遍に見ゆ。爰に至りて行人路を誤る、古へより狐共を飛砂の吹埋む故ともいふ。迷路の理定め難し、廣野ながら樹群立て、妖もあるべき地と覺たり。此下内高松の池といへるは、大洋よりの入江にして、渺々たる望なり。近年も此池の中へ俄に島一つ吹出で、其上に草木も生ずる程なりしに、いつしか島消失せて、今は元の入江の池となれり。地中の理は測るべからざるこゝ、目のあたりなり。七窪の四隅の高みには、地藏尊立給ひて、路次の利益あること顯然たり。然れども今は砂、堂を吹き埋めて、八尺許りの尊像半ばを隠したり。夏日景よこといへども、砂焼けて歩み難く、秋日は静なりといへども、松覆ひて日物凄し。冬春は例の北地の雪風、奈何ぞ風景の望に落んや。元來濱地の能登道なり、實に砂場入夜風雨多、人云親提鐵騎來るといひし、戦後の地異を寫すべし。(中略)。安永初めの年稀有なる狐妖あり。秋も尾花の色ふりて、うら枯の野の露多き冬空近き頃なり

き、能登の惣持寺へ行く僧の多き時なりし。一人の禪僧、此七窪の砂道に行倦て、松の古木に打もたれて一睡を快くせしに、秋の日早くたけて夕風の冷けきに忽ち驚き、夢打覺めて起返り、傍を見れば一僧あり。是も今眠覺めたる體に見ゆて、手を伸し欠伸し、以前の僧をきよろく見て、物云たげなる體なり。以前の僧は、元來關東出の遠慮知らずの氣隨坊主なれば、則問て曰く、信此小僧は何所の僧だ、何方へ往き召すと云ふ。跡の僧曰く、何所出の者でも僧は僧なり、夫を疑ふは何事ぞ。關東僧の曰く、此小僧は皆め好の坊主だ、己が問ふは尋るのだ、夫をばや疑ふと聞けば、是狐疑心を持つるよな跡の僧曰く、心中元來一物なし、疑ふを以て狐疑心と寫すならば、汝も未だ五百生中の野狐生なりと云ふ。關東僧怒て、野狐生とは其方が事よ、不落因果不落因果の理は濟んだかと云ふ。跡の僧曰く、信も愚鈍なる問ひやうかな、不落も不迷も同じことにて、今日にては古反古書汚し紙の類なりといふ。關東僧又横に打倒れて足を延し、汝が師匠は誰ぢや、何所の法嗣ぞと問ふ。跡の僧いふ、我は師も求めず法も嗣がぬ、其方は不學者なれども氣丈なり、もそつと問答せんといふ。關東僧彌怒て、法も受けず師もなき者ならば、犬に劣れる類の者ぞといふに、此僧又きよろくと四方を見る。關東僧疑ながら片足をあげて、小便をみだりに放しけるに、後の僧何と思ひ合せしや、驚く氣色見ゆしが、いかなる故にかありけん、クハイクと鳴きて、三間許り飛で四足の形と變じ、小松隠れに逃失せける。關東僧こはぶしぎと思ひ怪む中に、暫くして人も通り來りければ、打連立て今濱へ出で、道々此ありし事ども語るに、其中に酒井の永光寺の僧ありて申されけるは、夫こそは此野邊に年經る、普藏主と云ふ黄狐ならん。我等の和尚能く狐狸に馴るゝ故に聞けり。先々日も暮るゝに、今濱まで來られよと、先達して宿をも指圖して、借委しく語らせて問合ふに、關東僧も心付き、思へば目付物云ひ、是非野狐には極れり。犬に劣れる類の者ぞといひし時、けしからぬ顔付なりしに、小便する關東風の野體を見て、本より狐疑の者なれば、若や此僧は狗の妖たるるべきかと思ふより、急に逃去りしとは覺ぬを、今濱子浦など宿々の夜話なり。窪七は禪僧の能く通る所なれば、かゝる法語を覺ゆてや、猶も疑を晴さんさ出たるるべし。能く思へば、野狐生返つて人間の土に出る説をなす、久しく論せば妙論を出すべき體なりしに、狗の妖たるかと恐れて半ばに止みしは残念にや。借は人間の妖物を恐るゝのみにあらず、狐狸も又妖物を恐るゝに違ひなし。さらば奇談の妙、人中の爲にはあらず。

人物

人物

松田孫兵衛

○松田孫兵衛。孫兵衛は幕末の人なり。幼時多田次郎兵衛(後肝煎役にして手習師匠たり)と共に、

狩鹿野村の直右衛門に就きて書を學び、二人互に其技を競ふ。而して孫兵衛常に次郎兵衛よりも優れ、遂に師匠代となる。長するに及び機敏にして智略あり。時偶々錢屋五兵衛の河北郡埋立の事を起すに會ふ。孫兵衛擢でられて測量方兼人夫頭となり、日々多數附近の村民を督して土工に従事せしに、不幸にして五兵衛以下三十餘人の捕縛せらるゝあり。孫兵衛亦累を受けて獄に投せらる。孫兵衛辯論滔々其無罪を主張し、將に免されんとするに及びて死す。時に嘉永八年なり。是に於て宛終に雪ぐを得ず、家財悉く沒收せらる。官之を拂下ぐるに及び、親戚故舊相謀りて爲に舊地を購へりといふ。

戰病受者
及癩兵

戰病受者及癩兵

戰役	兵種官等級	位勳功	氏名	事故
日清戰役	陸軍歩兵一等卒	勳八等	喜綿總三郎	戰死
日露戰役	陸軍歩兵上等兵	勳八等	米田伊三郎	戰死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	米田理市	病死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	長原兵藏	戰死
同	陸軍工兵二等卒	勳八等	篠田榮吉	戰死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	中井忠作	病死
同	陸軍歩兵一等卒	勳七等功七級	長山和吉	戰死
同	陸軍歩兵伍長	勳七等功七級	森田久松	戰死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等功七級	中井又次郎	戰死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等功七級	松井和三郎	病死

同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	中川權右衛門	戰死
同	陸軍歩兵軍曹	勳七等功七級	國田欣三	戰死
同	陸軍歩兵伍長	勳七等功七級	中井忠松	戰死
同	陸軍歩兵大尉	正七位 勳五等功五級	山西源次郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	山川仁兵衛	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	吉本外次郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	種本庄一郎	戰死
同	陸軍輜重兵一等卒	勳八等	村本幸松	戰死
同	陸軍輜重兵一等卒	勳八等功七級	高崎定一	病死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	福田作次郎	病死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	種本顯明	病死
同	陸軍歩兵一等卒	勳七等功七級	谷口次吉	病死
同	陸軍歩兵軍曹	勳七等功七級	大和佐次郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳七等功七級	山口宅次郎	戰死

慣習

慣習

○元服祝。往時は男子十五歳に達する時は、元服祝と稱して親戚を招き酒宴を張り、又は部落内の青年一同に對し酒を贈る等のことあり。此の遺習は明治に入りても尙久しく行はれしが、大正中に至りて遂に全く絶滅せり。然れども指江地方に於ては此の形式を變じ、毎年二月八日十九歳に達したる者より酒肴料として二圓内外を青年會に寄附し、會は之を積立金に宛て、當日を休業とすることとせり。

元服祝

齒黒。女子齒黒の風は結婚後にして十八歳に達したると、初産後に之を爲すとの差あるも、一般に必ず爲さざるものなかりしが、今や其風漸く廢れ、以前より涅めたる者に限り、尙舊慣を墨守せり。

入退營

○入退營。入營者に對しては部落内の青年團員又は親戚は之を招待して酒宴を張り、草鞋錢と稱して餞別を贈り、入營者の家に在りても亦彼等を招きて之に報い、更に發足の際には出振舞と稱して、來會者に酒を飲ましむ。以前は祝賀の意を表して旗を調へ、之を翻して其行を送りしも、今は之を廢し、一戸一名宛停車場に送り、近親者は營門まで隨ふを常とす。退營者に在りては、除隊土産を親戚知人及び青年等に頒ち、其無事勤務を終へたるを祝せんが爲め、彼等を家に招きて宴を開く。之に對して招かれたる者は皆相當の祝儀を贈るを常とす。

嫁娶

○嫁娶。媒酌人によりて婚姻の約已に成る時は、新夫たるべき者の家より新婦に酒及び帶代を贈り、新婦の家にては此の酒を部落内の各戸に別ちて成婚を報す。是に於て吉日を選び婚儀を擧げ、親族知人を招きて酒宴を張り、尙青年一同に對しては祝酒を興ふ。爾後三ツ目・五ツ目・七ツ目には新婦の生家及び親戚より各々餅又は菓子類を贈り、九ツ目に及ぶものすらなきにあらず。次で新婦の生家にては盛宴を張りて新夫を招待す、之を婿呼と稱す。之より後中元・歳末・節句には必ず物を贈り、年始には婿を招きて饗應し鏡餅を贈る。新婦は婚禮の後三十日間其生家に歸るを初朝拜といひ、毎年八月十四日より三十一日に至る歸省を盆朝拜と稱し、二月六日より十四日に及ぶを正

葬儀

月朝拜と稱す。若し不幸にして夫が嫁を離婚する時は其嘗て受けたる帶代を返戻せざるも、婦より離婚を求めたる時は、之を倍額として返戻す。

○葬儀。死者ありたる時は親戚知人集りて葬儀及び火葬の準備を爲し、佛供米又は香料を贈る。香料は十五歳以下に在りては之を省く所あり。概ね死後一日を経て葬禮を擧げ、檀那寺及び附近寺院の僧を招じて讀經せしむ。棺は部落によりて、其有のものを火葬場に置きて使用するもあれど、資産あるものは之を新調す。葬列前に飾れる煎餅・饅頭等の供物は、大人小兒争ひて之を横奪する惡風あり。葬儀の前夜は通夜を爲し、當日又は翌日灰葬と稱して骨上げをなし、内佛に於て讀經したる後參詣者に食膳を饗す。三日目に亦た讀經ありて赤飯を頒ち、七日目及び七週日も之に同じ。

法會

○法會。死者に對する法要は一周忌・三年忌・七年忌・十三年忌・二十五年忌・三十三年忌・五十年忌の種類あれども、貧富によりて一定せず。又十三年までは佛事を營むのみとし、其以後に於て親戚世話人を招きて饗應する所と、年忌毎に必ず饗應する所とあり。寺院に於ては十二月二十一日より二十七日に至るまで、宗祖親鸞上人に對する報恩の法要あり、之を七晝夜と稱す。この二十七日の夜に通夜のお殘と稱して粥飯を參詣者に分配する寺院あり、或は二十五日に兼て信者より集めたる糯米を以て紅・白鏡餅を作り、一重宛與ふる寺院あり。其他祠堂經會・本願寺歴世の年忌法要等あり。

御講

○御講。御講には親爺御講・若衆御講・尼御講の三種あるを普通とし、毎月一回之を行へども夏季

孟蘭盆

農繁に属する時は之を省くものあり。毎戸交番に開くと、又は寺院にて開くと部落によりて一ならず。讀經説教の後概ね會食す。指江の若衆にありては此際頼母子講を兼ね金融の便を計れり。
○孟蘭盆。八月十五日に始り、休業は三日乃至五日間とす。十四日祖先の墳墓を掃除し内佛を清め、他出者は概ね家に歸る。十五日半日間の決算を行ひ、十五・十六日の中に家族を隨へ香花を携へて墓參す。何れも索麩及び赤飯を調へて飲食す。

祭禮

○祭禮。産土神の祭禮は春秋二回とし、春祭は休業一・二日とし特別の行事あらず。秋祭は三・四日とし、獅子舞・花車・花火・藝妓手踊等の餘興あり。旗本を樹て神燈を吊して路傍の裝飾とす。神輿を有する神社に在りては夜祭を爲し、神體を奉じて部落を一周す。渡御の式は獅子舞を先頭とし、奴振之に續き、神輿の後には神職及び有志者隨行し、翌午前二・三時に至りて神社に還御す。他部落の親戚は相互に招待饗應す。
指江にては二月六日子供祭と稱して一日休業す。区内北方の七歳乃至十四歳の男兒の主催により、山林中に存する石龜の石地藏大將軍を祀る。社前には供物を並べ、所々に大將軍と記したる小旗を樹つ。群兒は太鼓・笛を囃して社内に徹夜し、未明供物を撤して之を分配す。三月十八日を觀音祭とし、区内東方の林中に祭る石像觀音に供物し一日休業す。四月六日を市姫祭とし、区内南方兒童の主催によりて赤城山の石地藏を祭る。六月八日を藥師祭といひ、祭る所亦同じ。
多田にては三月二十五日地藏祭あり。妙鏡坂の地藏を祭る。又三月十八日に神明祭、四月六日に市

姫祭あり。市姫社及び神明社は已に諏訪神社に合併せられたるものなれども、尙其祭日を異にするなり。

鎮火祭

七窪には四月及び九月二十四日に地藏祭あり。此の地藏尊は七窪に安置すれども、其の蓮臺は宇氣に在りて、高松村の横山・谷・黒島及び英田村の一部に至るまで之を尊崇し、其祭日には休業す。或は曰く、古へ此地藏尊は附近十八ヶ村の共有にして、互に之を奪略し、之を占有し得たる部落に於て祭祀を營みしが、後ち其愚擧なるを覺り、七窪に置くに至りしなりと。

○鎮火祭。各字最近に失火せし日を記念し、一日の休業を爲して將來の警めとす。神社に於ては何等の行事なし。

山祭

○山祭。三月九日大工・柚・山稼等に從事するものは、神棚に神酒を供へて、其無事に業務を行ひ得たるを謝す。

庭祭

○庭祭。冬季に數人一家に集りて繩絢ひ又は其他の業仕事に從事するもの、日を選びて神棚に神酒を供し、酒宴を爲す習慣あり、之を庭祭と稱す。但し定日あることなし。

田祭

○田祭。三月五日を田祭と稱し休業す。餅を搗き又は團子を製する所あり。此日田神天より雷雨を降らすと稱せらる。

漁業祝

○漁業祝。大崎は其位置海濱に在りて漁業を以て生計とするが故に、其慣習自から他部落と同一なる能はず。新年に入り初て漁撈に従事したる時は酒宴を行ふ。之を出初と稱す。二月十日漁業者

は業を休みて祝す。河北海に浮べる小舟には酒一升、海上に用ふるものは同二升を飾りて船靈に供へ、後艫部と中央とに各一合計を注ぎ、然る後この神酒を家に持歸りて祝宴を開き、親戚・舟子及び魚類の仲買商を招く。而して仲買商は船主に祝酒二・三升を贈る。之を起舟と稱す。六月五日又餅を搗き酒宴を開くこと起舟に同じ、之を上事あがりごとといふ。

新年

○新年。一月一日は毎月農家の定期休業日たるのみにして何等の行事なし。二月一日職業上の器具神棚等に鏡餅を供へ、豆殻及び最良の藁を以て雑煮を炊き之を祝す。此日行爲・言語・食物等の禁忌甚だ多しと雖も、門松を樹て注連縄を爲すことなく、又賀詞を述ぶることを知らざるもの多し。爾後三日乃至五日は業を休み、二月七日を七ヶ日と稱す。十五日を阜月といひ、稻株團子を作る。此日鏡餅を撤するを普通とす。但し神佛の供餅のみは一月一日に於てするもの漸次増加の勢を呈しつゝあり。

左義長

○左義長。二月十五日、是より先き二日に行ひたる試筆を集め、豆殻を以て焼棄す。其場所は神社境内に限るにあらず。近來學校に於ては一月一日に於て試筆せしめ、同月十五日學校にて之を焼棄せしむべく勧誘しつゝあるものあり。

雛祭

○雛祭。四月三日團子又は牡丹餅を作りて之を祝するもあれども、多くは單に休業するのみ。雛飾の如きは殆ど行はれず。

端午

○端午。六月五日とし菖蒲湯に浴し、内佛に菖蒲と蓬とを供へ、男子は菖蒲を以て鉢巻となし、女

炒菓子盆

は髪に挿し、夜は臥床に敷く。少數の家には團子又は粽を作るものあり。

○炒菓子盆。七月一日を炒菓子盆と稱し、炒豆を作りて食ひ休業す。盆とは盂蘭盆の略にして、單に休日にの意に用ひらる。

餅搗

○餅搗。一月下旬に正月餅と稱し、毎戸多量の餅・團子を作る。殊に餅は金持・物持の義に取り、年中祝日・佳節には何れも之を製す。

歳暮

○歳暮。特殊の行事なく、單に嫁及び婿の家より互に物品を贈答することあるのみ。

田植

○田植。田植は農家に於ける祝日の一なり。毎年八十八夜の頃に至れば、苗の成長・整地の終了を見計り、隨時に日を定めて苗取・苗配・植込等隣人互に相助く。從來早朝より挿秧し、早乙女の朝餐は之を田圃に於て爲さしめ、午前中に黄粉握飯を與へ、次で晝食の膳部を饗せしも、現時は唯間食を頒つのみとせり。田植終る時は飲酒して祝福す。

虫送

○虫送。虫送を行ひて害虫驅除の手段となすものは、近時次第に廢れたれども、少數部落に於ては七月下旬又は八月月上旬に、各戸より燃燒材料を集めて一定の所に堆積し、兒童青年は小松明を持して田間を廻り、笛・太鼓にて囃し、最後にかの大松明に火を點すること、今も尙昔の如きものあり。虫送の翌日は必ず休業す。

農閑

○農閑。夏季に在りては多く山に至りて薪材を採り、冬季に在りては藁細工・繩紬・米穀俵裝材料等を製す。然れども近來此の期を利用して、金澤又は京阪を出稼する青年益々多きを加ふるに至れ

休日

○休日。各部落ともに多く五・十の日を以て半日休業とし、之を六齋盆と稱す。其他季節により七ヶ日(二月)・三大節・節句・雨降盆・田植休(田休ともいふ)・刈果(刈上ともいふ)・田祭・虫送・春・秋祭・子供祭・地藏祭・観音祭・薬師祭の類・火祭・祠堂經會・報恩講・追悼法會・元服休・願日(區長に特別に願出で休日とするもの)・關取休等ありて、全日休業三十日内外、半日休業六・七十日に達す。

小作及作男

○小作及作男。從來親作の権力は絶大にして、小作は唯々として之に服従し、其壓迫に堪へざるものは或は他所に轉住し、或は出稼する者尠からざりしが、近時漸く緩和するの傾向あり。整地刈入の際には、小作は其受地の多少により、三日乃至五日無報酬に親作に助力し、歳末には物品を贈り、不幸にして凶年なる時は、小作は庸米の割引を乞ひ、親作會の協議によりて妥協す。然れども尙小作に對し獎勵米を與ふる者は甚だ稀なり。作男は當地方に之を使役するもの殆ど之を見ず。

娛樂

○娛樂。角力は各區に行はれ、時々放樂角力を行ひ、勝者に賞品を與ふることあり。磐持は單に四斗俵の取扱に熟練するを目的とするものと、二十貫乃至四十貫の磐持石を置きて力量の向上を計るものとあり。近時擊劍・圍碁・將棋・尺八・浪花節も亦行はる。

雜記

雜記

文書

○文書。本村所藏の納税及び肝煎役任免に關する文書左の如し。

加賀郡多田村物成之事

壹ヶ村草高 内 八 石 明曆二年百姓方より上る付無檢地極

一四六六石

免 六ッ貳分 内 五 步 明曆二年より上る

寛文元年新田高

一五 石

免 六ッ貳分

右免付之通り新京極を以可納所、夫銀定納百石に付百四拾目宛、口米石に壹斗壹升貳合之定可出者也、

村小物成之事

一貳百九拾壹匁

一四 匁

一貳 匁

本米參拾六石五斗

一七石參斗

明應二年令免除

右小物成之分は十村見圖の上にて指引有之者其通り可出者也

寛文十年九月七日印

多田村百姓中

山 役

野 役

蠟 役

數借利足

河北郡金津村肝煎次郎兵衛儀、天保八年より肝煎役相勤來候處病身に相成、當春依願役儀御指除御座候に付、代肝煎之儀同苗一同相談納得之上、同村組合頭次郎兵衛儀四十六歳に相成、持高四拾貳石支配仕、御用可相勤儘成者に御座候間、肝煎役被仰付可被下候様奉願候以上、

第二十七章 字ノ氣村

天保十二年四月

白尾村 理兵衛殿

右河北郡金津組多田村肝煎之儀、私共吟味仕候處書附之通り相違無御座、次郎兵衛儀組織許理兵衛親類縁者に而茂無御座、尤御用可相勤愷成者に御座候間、肝煎附可然奉存候以上、

多田組頭 次郎兵衛印
同 平左衛門印
百姓 十郎兵衛印
外 二十八名連署

八八四

御改作御奉行所

表書之通り多田村肝煎同村次郎兵衛申付候也

白尾村 理兵衛判
林孫左衛門判
伊藤源次判
倉見村 市十郎判
能瀬村 與兵衛判

安田 新兵衛判
駒井 丹之丞印
波邊 新藏印
上月 四郎左衛門印
河合 清左衛門印
松田 太兵衛
鈴木 清之丞印
稲葉 助五郎印
坂田 真之助印

遠所

總説

總説

第二十八章 高松村

位置廣袤

○位置廣袤。本村は河北郡の最北端に位し、西方一帯日本海に臨み、北は羽咋郡南大海村に境し、東は同郡河合村に接し、東は本郡英田村・宇ノ氣村・七塚村に續く。東西一里十四町、南北一里十五町にして、面積奇零二方里あり。

地勢

○地勢。本村の東南隅には二六三米の菩提寺峰あり。其餘脈北に走るものは羽咋郡南大海村八野に至り、西に走るものは宇ノ氣村宇氣に至り、以て本村の東境と南境とを限り最高地を爲す。中央には一三二米なる内高松の大石山あり。餘脈南は村内字笠島に、北は羽咋郡南大海村夏栗に及び、其間に金津谷の地を挟む。又西部には最高八米九を有する砂丘の七塚村より羽咋郡に連續するものあり。而して前記の高地との間に縣道に沿ふ平地を抱く。

宇ノ氣川は若緑の溪谷より發し、西南に流して横山に至り、高松新より發して南流する大谷川と合し、更に南流して宇ノ氣村に入る。宇ノ氣川の内、宇谷の地内に於ては龜田社の傍を流るゝを以て特に龜田川と名づく。

池には横山にありて面積千八百歩なるものを最大とし、七百四歩なるもの之に次ぎ、三百三歩なるを最小とす。而して其中最大なるものは之を御手洗池と稱し、元と賀茂神社の所有たりきといへ

第二十八章 高松村

八八五

ども、今は民有に歸し、養魚場として之を使用せり。
 本村の西方一帯は海に濱すれども、其水遠淺なるが故に船舶の碇繫に便ならず。近來海水浴場として名を著はせるのみ。此の海岸は加賀に於けると同じく年々侵蝕しつゝありて、明治の初年に至るまでは、部落より汀に至る間には雜草の繁茂したる地と更に砂丘とありしが、今は直に海に迫り、砂上僅に船を置くの餘地あるのみ。現時鯛の高網漁場たるナガマツ・甚兵衛穴・オヤチ・三本など稱する所は元と山林なりきとの傳説あり。高松の住民の如きは天正以降居を轉すること三回に及びたりといふ。

〔三州志頭註〕

今枝直方云、今の高松驛は中古と別所なれども、世人其ことを不知。天正十二年の取合のことに不審を起すによりて記之。佐々成政末森攻のとき、本陣を坪井山に置いて、神保安藝父子を金澤より後詰の勢の押へこし、面田川尻村の砂山に備せしむ。然るに夜中海端を追々金澤兵の過るを知らず、末森へ通しやりけるに今不審をいゝは、今の高松邊かの砂山より海へ二三町許の内外なるに、餘りなる油断のやうに思ふゆゑ也。按るに、これは今の高松驛は三度目の轉地也。天正後海濱つきよせ、末森攻のときの驛にては居住ならず、山手へ居所を移して數十年を経るに、又海濱つきよせ其驛も堪むたたく、又山際へ數十間、或又其後百餘間も立退けば也。されば今の驛は、末森攻のときの驛とは轉地三度目也。天正の高松驛の用水の井筒、海際より三四町餘沖にあり。海底に入てみれば井跡顯然なりと云ふ。然れば此井筒の所より海底へ又幾程ありしやもしれず。推量するに浪打際までは七八町も有べきか。然らば浪打際を夜中に忍び通りしを聞つけざること、其理り無に非ず。凡て近きより北海は地縮まり、南海は地廣まること皆人の知ることも也。

地質

○地質。本村に於ける耕地の地質及び土性左の如し。

品名	地質	土性		地名	地質	土性	
		表土	下層土			表土	下層土
横山	沖積層	淡褐砂壤	灰青壤	上田名	沖積層	暗青壤	暗青砂壤
横山	沖積層	灰壤砂	暗青壤砂	上田名	沖積層	褐砂壤	暗青砂壤
横山	沖積層	褐壤砂	暗青壤砂	余地	沖積層	褐砂壤	暗青砂壤
横山	沖積層	青砂	暗青壤砂	余地	沖積層	褐砂壤	暗青砂壤
笠島	沖積層	灰砂壤	暗青壤	若緑	沖積層	暗褐砂壤	暗黒砂壤
笠島	沖積層	暗褐壤	暗青壤	若緑	沖積層	暗褐砂壤	暗黒砂壤
笠島	沖積層	暗褐壤	暗青壤	若緑	沖積層	暗褐砂壤	暗黒砂壤
笠島	沖積層	暗褐壤	暗青壤	若緑	沖積層	暗褐砂壤	暗黒砂壤
谷	三紀層	褐壤砂	赤褐壤	高松新	洪積層	淡褐壤	暗褐壤
上田名	沖積層	淡褐壤砂	暗青壤砂	高松新	洪積層	暗褐壤	暗褐壤
上田名	沖積層	暗青砂壤	暗黒壤	高松新	洪積層	暗褐壤	暗褐壤

○灌漑。貯水池は字谷にある面積七百七歩のものを最大とし、若緑に五個、余地に二個、上田名に二個、高松新に三個、内高松に二個、高松に四個あり。用水には高松新用水あり。羽咋郡河合谷村字太田にて大海川の水を堰入れ、二里餘を通じて本村に來り、田三十八町歩を養ひ、裏田用水は内高松の南方に河水を取り約一町歩を養ひ、黒川用水は横山の東方に取り、田三十町歩を養ひ、石坂用水は字上田名の東方に取り、笠島の全部、上田名の一部約二十五町歩を養ふ。

○區劃。本村は高松・高松新・内高松・横山・笠島・谷・上田名・余地・若緑の九字に別れ、高松には南町・中町・北中町・北町・右宮町・古宮小路・元小路・御寺小路・流川町・六軒町・伊丹町・櫻井町・岸川町(五十四万石)、余地には上余地・中余地・下余地・向余地・糺余地・傳平余地の小字あり。

區劃

灌漑

○戸口。大正七年度末現在本村の戸口左の如し。

本籍人口

八、四七三

現住人口

六、七三四

現住戸數

一、一七二

○土地。大正七年度末現在によれば本村の民有地左の如し。

反別地價	田	畑	宅地	鑛泉地	池沼	山林	原野	雜種地	荒地	無稅地
三三〇、四五三町歩	四三、五五七町歩	一五、五六六町歩	五、三三三町歩	—	三〇、〇一六町歩	四一〇、〇七〇町歩	三、四〇〇町歩	一、八七〇町歩	—	四、六三三町歩

交通

○道路。宇ノ氣村字宇氣より七塚村字木津を經、本村字高松を通じ羽咋郡今濱に達する道路は、舊時能登街道の幹線を爲し、往來常に般賑なりしも、明治の初年宇氣より字横山・内高松を經て羽咋郡二ツ屋に至る縣道の開鑿せらるゝに及び、交通の中心全くこゝに移り、舊道は僅に其形跡を止むるのみとなれり。縣道の長さ凡て四十一町とす。其他金津谷往來は字横山に起り、笠島・余地・若緑に至り羽咋郡に入るものにして其距離三十八町。淺野新道は横山に起り高松に至るまで二十四町。新村道は高松に起り高松新を經て羽咋郡に入るものにして二十町。若緑道は高松に起り字若緑に至る距離三十七町。木津往來濱道は高松より七塚村字木津に至る二十六町。木津往來中道は同上二十五町。木津往來御門跡様新道は同上二十七町。二ツ屋道は高松より羽咋郡南大海村二ツ屋に至る

舟運

通信

行政
村治

二十六町。元女道は高松新より羽咋郡南大海村字元女に至る二十町。鉢伏道は谷より起り宇ノ氣村字鉢伏に至る十九町とし、縣道・金津谷往來・淺野新道・若緑道の一部の外、人車を通ずるを得ず。

○舟運。海上に於ては毎年初夏より中秋に至る間、北は北海道・秋田・新潟・佐渡・能登、南は福井縣全体と本縣各地との間に、物貨の運輸に従事する船舶十餘艘を有す。

○通信。郵便局は字高松に在り。字余地・上田名・横山・高松小字伊丹町・同南町・同北町・同停車場に郵便函を有し、開函は余地・上田名・横山は一回、南町・北町は三回、伊丹町・高松停車場は六回とし、配達は高松は三回其他は一回とす。電信は郵便局に於て取扱ひ、電話は高松に特設電話十九個を有す。

行政

○村治。明治二十二年四月町村制を施行するや、從來の横山・谷・上田名・余地・笠島・若緑六ヶ村を以て金津谷村となし、高松・内高松・高松新三ヶ村を以て高松村となし、同四十年八月村廢合の事を行ひ、金津谷・高松村二村を併せて新たに高松村とし、村役場を高松に置けり。其村長たりし者左の如し。

金津谷村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
------	-------	-------

第二十八章 高松村

小池田彌五郎	不詳	不詳
金津	不詳	不詳
宮下九右衛門	不詳	不詳
中尾太郎作	不詳	不詳
宮下九右衛門	不詳	不詳
岡部儀八郎	明治二十八年十月二十九日	明治三十六年八月二十九日
小池田彌一郎	不詳	不詳

高松村

喜多北二	明治二十二年五月二十一日	明治二十二年六月二十一日
淺野順平	同二十二年六月二十九日	同二十三年五月二十九日
仁科其吉	同二十三年十一月五日	同二十七年十一月二十八日
仁科其吉	同二十七年十二月三日	同二十八年九月二十六日
安田錦吉	同二十九年三月二十六日	同三十年十二月二十三日
眞田彌次平	同三十一年八月九日	同三十五年七月十三日
羽田甚五郎	同三十五年八月二十九日	同三十九年八月二十八日
羽田甚五郎	同三十九年八月二十九日	同三十九年十月七日
宗廣文治	同三十九年十月二十四日	同四十年八月九日

高松村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
------	-------	-------

宗廣文治	明治四十年八月十日	明治四十年十月二十六日
金子喜一	同四十年十二月二十六日	同四十年十一月七日
羽田甚五郎	同四十一年二月十三日	同四十五年二月十二日
宗廣文治	同四十五年二月十三日	大正二年十二月十五日
小森富勝	大正三年三月十八日	同七年三月十日
小森富勝	同七年五月二十八日	同八年一月三十一日
駒井松太郎	同八年三月十二日	

警務

○警務。高松巡査部長派出所は明治四十二年四月の設置に係り、高松・横山・外日角・木津四駐在所を統ぶ。高松巡査駐在所は明治初年よりの設置にして、字高松・内高松・高松新を管轄し、巡査二名をここに駐在せしむ。横山巡査駐在所は明治二十二年四月十四日に設置せられたるものにして當時民家を借りて之に充てしが、翌二十三年四月二十五日今の建物を建築す。其管轄區域は従來横山及び七塚村の一部なりしが、笠島駐在所の設けらるゝに及び、元の金津谷村全部を其區域とするに至れり。

舊金津谷村消防組は明治二十年頃の創立にして組員三十名を有し、事務所を字横山に置きしも、同二十四年彼衆議院議員選挙の際、時の村長政黨に與せし結果、遂に廢止を見るに至れり。高松消防組は同三十年高松小學校校友會の唱導に依り、同會員を以て創立組織し、完成の上直ちに村に寄附し、組員も村に屬する事となり、後兩村合併後も尙繼續して今に至れり。

○職業。大正七年度末現在本村の業務別戸数左の如し。

農業		牧畜業		漁業		工業		商業		自由業		其他		合計
自作	自営小作	自作	小作	計										
105	36	15	1	64	2	110	54	5	20	250	1,173			

○生産。大正七年に於ける本村生産物左の如し。

品目	数量	品目	数量	品目	数量
米	六、七五七石	桑	一六〇、三〇〇	水産製造物	五二、六〇〇
麥	一、三五九	産卵	一三、六六〇	輸出羽二重	一、三五九、一九三
大豆	三二五	薪炭	一一、五〇〇	生絲	九、五〇二
小豆	二一〇	炭	二、一五〇	疊表	六、四〇〇
甘藷	六四、〇五〇	草	七、〇〇〇	蕨産	七、八〇〇
蕎麥	一一、五〇〇	魚	四三、五三三	製産品	五、八一九

宇高松は海岸に濱するを以て漁業盛にして、鯛・鰯・鯖・鮓・鰈・蟹・蛤・青草貝等を産し信濃・越後・越中・金澤・京阪・東海道方面に輸出す。

(鯛網と蟹氣樓)高中天美氏

回國雜記に「住人のたのむ木蔭やそれならんけふりにくるゝ高松の里」とある此地は、能登と加賀との國境。諺に三尺の繩に繫ぐ牛は三國の草を喰むてふ、加能越三州の境界をなす三國峠と言ふのも、こゝから僅の道程。其れや此れやで名を識られた高松は、古來素戔で名を賣り、近年は海産物と養蠶で著しき富を爲し、最近更に海水浴場として、蟹氣樓の出現地として、一層人氣を加へ

て居る。

長い街の砂地を踏みつゝ、聽て潮の香高い海水浴場に到る。金石の海水浴場のその如く、濱茶屋の設は多からざれども、而も多數の人々が共に憩ひ俱に興するの設備は整へられ、まして見渡す限り十數町の間遠淺の海は、潮の往き來も自から長閑に、俗惡の氣分漲らざれば、一家行樂の地、女兒供の潮浴ぶるには此上もない。

煙波香蕩の裡、遙に能登の翠巒を聖み、波浪激瀾として、眺に富む此の高松の濱に、幾百の男女が曳々の聲を放つは、之れぞ鯛網の賑ひ、盛漁期は比較的長く、六七八の數月に亘つて、鱗光美はしく潑瀾として躍る大小幾千の鯛は、見るからに眼覺むるばかり、日々五六百貫を越ゆる事珍しからずと聞く。更に近來評判せらるゝに至つたのは、從來隣縣魚津地方の一奇現象たりし蟹氣樓が、此の地に於ても現出するの一事で、昔より往々實見せしものもあるやなれど、或は夢と笑ひ幻と誹りしものが、最近に至り愈々實際を唱ふるに至つたものである。若し夫れ春夏の頃、瀧波樓に風收まるの日、海上颯に種々の形影を現出するの奇觀は、殆ど夢路を辿るが如く、本年(大正六年)に於ても已に數回現出したといふ事だ。

此地、わけて高松の新開地は砂丘に位置し居るだけに、砂地深くして井戸の掘鑿至難、容易に水脈に達せざる爲め、多くの日子と勞力を費すのみか、筒石三十乃至四十を築き、深さ二十間に及ぶもの珍しからずと聞く。斯くて漸く水を得たる井戸の價普通四五百圓、近く某家に穿たれしものゝ如き七百圓を費したのである。

時刻を算り歸る途すがら、額神社の裏手より街道に抜けんとした。此社の前の大鳥居は、安政六年末八月沿海に初て鯨を獲た記念の爲め建られたものとの説明を耳に挟みて停車場に出づ。(節略)

索麩は本村に於ける特産物の一にして越前三國・福井・加賀大聖寺・美川・鶴來・能登の七尾以南に輸出す。其沿革に關しては之を第十章産業の條に載せたり。

高松西瓜は高松村を中心とし、七塚・宇ノ氣各村に栽培せらる。其地は海岸一帯の砂丘にして、海成沖積層より成り、夏期に於ける乾燥甚し。西瓜は連作を忌むこと甚しきを以て、普通其跡地には八年間麥・蕎麥・大小豆・甘藷・蘿蔔等を栽培す。在來の品種は遠き昔より栽培せられたるものなれど

も其年代詳ならず。日清戦役後始て洋種マウンテンズウキトの移入を見、日露戦役に至りて凱旋軍人は更にアイスクリームを移入せしに、兩種共に風土に好適し、今や殆ど在來種の跡を絶つに至れり。

高松の甘藷は、高松より七塚及び宇ノ氣村に亙る廣汎の面積に栽培せらる。此地は西方日本海に臨める一帯の砂丘にして、海成沖積層より成り、地勢は凹凸一ならず、地味瘠薄にして夏期旱魃の患あり。此地の甘藷は何れの時代より栽培せしやを詳にせず。或は曰く、安政三年船人の便によりて種薯を馬關より移入し、丸山某始て二十歩許の地に試作せしに起ると。果して其然るや否を知らず。其仕向地は金澤市及び富山縣等にして、品種は早生赤・早生白・紫藷・黄金藷・三州藷等其大部を占め、毎年同一地に連作せられ、麥類を其前作とす。

教育

寺子屋

○寺子屋。宇高松に於ては幕末に米屋佐一郎といふ者あり。自宅の後方に一棟を建て、教場とし、専ら伊呂波・名頭・村名・商賣往來・消息往來類によりて習字を教へ、一日草紙十五・六冊より二十冊を練習せしめたり。其他發願寺に於ては女兒の爲に習字及び裁縫の初步を授け、眞澄寺は男兒をのみ收容し、殊に年長者の爲には四書五經の素讀を授けたり。上田名に於ては岡部彌八郎あり。文政十年より明治六年まで寺子屋を開き、今の高松・宇ノ氣・七塚・英田各村の兒童に至るまでこゝに通學するものありきといふ。

小學校

○小學校。明治五年學制の頒布せらるゝや高松の光專寺を借用して學校とす。同九年校舍二棟を建設し、同年十月八日より開校す。一は高松小學校と稱し、専ら男兒を收容し、一は長柄小學校と稱して専ら女兒を收容せしが、同十九年一月長柄小學校を高松女兒小學校と稱せり。同二十一年四月小學校令の改正せられたる結果として、在來の小學校を合併し、尋常科及び簡易科高松小學校と稱す。同二十一年五月一日本校に高等科津幡小學校分教室を設置し、高等科津幡小學校高松配置所と稱し、高等科一・二・三學年生を收容す。同二十五年四月小學校令改正の結果、從來の學校を解散し、高松村一圓を以て學區とし高松尋常小學校を設置す。修業年限は四年なり。同二十六年五月十六日より高等小學校設置の爲に高松村と金津谷村と學校組合を設く。同年七月二十五日組合立高等小學校を置くの認可を得、八月二十二日より開校し、高松村外一ヶ村學校組合立高松高等小學校と稱す。之と同時に高松尋常高等小學校の高等科を廢し、高松尋常小學校と改稱す。爾來高等小學校は單立なりしも、同三十五年四月再び尋常小學校に高等科を併置し、高松尋常高等小學校と改稱す。同三十六年三月宇高松に校舍を起工し、同年八月落成す。同四十年八月九日高松村は隣村金津谷と合併して高松村となりしが故に、高松尋常高等小學校は翌四十一年三月三十一日迄に廢校となる。同四十一年四月一日新に高松尋常高等小學校を置かれ、尋常科は義務年限の延長により本年より六ヶ年とし、高等科は修業年限從來三ヶ年なりしを二ヶ年とし、別に舊規則によれる高等第三學年を附設す。同四十二年四月一日高等科は第三學年を廢止し、本校は是に於て尋常六ヶ年高等二

ケ年となり、通學區域を高松・内高松・高松新の三字とす。大正三年一月十三日校舍狹隘を告げしを以て増築し、運動場を設く。其學校長となりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
山本永惇	明治十年八月	明治十四年六月
丹羽了二	同十四年六月	同十五年二月
中川富三	同十五年二月	同十五年五月
吉岡誠泰	同十五年五月	同二十年八月
加納信敬	同二十年八月	同三十一年四月二十六日
庄田常保	同三十一年四月二十六日	同三十一年十一月十六日
澤村成太郎	同三十一年十一月十六日	同三十六年九月一日
井波外喜男	同三十六年九月一日	同四十一年三月三十一日
泉平作	同四十一年三月三十一日	大正二年三月三十一日
井上六郎	大正二年三月三十一日	大正二年三月三十一日

明治六年十一月上田名村落小學校を創立し、同十年八月氣屋・鉢伏・余地・若縁を通學區域とす。同十年八月谷・笠島・上田名・横山の四村共同して校舍を新築し、通學區域も亦この四ヶ村とす。同十三年四月笠島・谷・上田名の三ヶ村を通學區域となし、同十四年等位を初等科・中等科に指定せられ、翌十五年より之を實施し、同十七年従來の通學區域に内高松を編入す。同十八年四月初等科小學校となり、同二十年四月尋常科・簡易科併立の小學校となり、同二十五年四月尋常小學校となり、再び横山・谷・笠島・上田名の四字を其通學區域となす。其學校長となりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
高島盛政	明治九年一月	不詳
馬場兼吉	同十一年七月	不詳
神戶外喜男	同十一年十月	不詳
堀口真章	同十三年二月	不詳
此部寛雅	同十五年九月	不詳
加藤宗太郎	同十七年十月	不詳
三明勇次郎	同十八年二月	不詳
瀨尾徳次郎	同二十年三月	不詳
福村松太郎	同二十年五月	不詳
松田喜作	同二十年十月一日	明治二十一年三月三十一日
吉田彦三	同二十一年十一月二十九日	同二十三年十一月二十六日
庄司甲太郎	同二十二年一月二十三日	不詳
山本秀松	同二十三年十一月二十二日	同二十五年四月二十九日
山下忠本	同二十八年十月	同三十一年三月三十一日
村田眞郷	同三十一年三月三十一日	同三十三年四月十日
中井参次郎	同三十四年二月六日	
林文次郎		

明治六年十一月余地小學校を創立す。同十年八月従來上田名小學校に屬したる余地・若縁を本校の區域とし二村共同して校舍を建築す。同十四年本校の等位を初等科及び中等科とし、同十五年之を實施せしが、同十八年四月初等科小學校となり、同二十年四月尋常科・簡易科併立の小學校となり、

同二十五年四月尋常小學校となる。其學校長中明かなるもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
山田直道	明治十九年四月	不詳
篠原平三郎	同十九年十月	不詳
篠田和行	同十九年十一月	不詳
平田彦三郎	同二十年七月	不詳
中野榮喜	同二十年十二月	不詳
樽見以時	同二十一年四月十二日	明治三十二年十一月三十日

明治十七年より同十九年に至る間に於て、河北郡十一番學區村立金津小學校といふものを横山に設置せしことあり。假校舍にて授業を行ひ、横山一村を以て通學區域とせしも、其廢校後一時木津小學校に合併せられ、後ち金津谷尋常小學校の區域となる。

明治三十二年十二月一日日本村在來の上田名・余地兩尋常小學校を合併して金津谷尋常小學校といひ、金津谷村六字を通學區域とす。是より先同二十六年七月二十五日高松・金津谷組合立高等小學校を高松尋常小學校内に設置せしを以て、本村の高等科兒童は高松小學校に通學せり。而して尋常科兒童に在りては尙元との余地・上田名の校舍を假用し、上田名校に横山・笠島・谷・上田名の四字、余地校へは余地・若緑の二字の兒童を收容し、別に字若緑に冬期分教場を設け、毎年十二月より翌年三月に至るまで同字の一・二年生を收容することとせしも、當分余地校の存する間は之を開かざ

ることとせり。同三十四年四月一日本校が兩校舍に分離する時は、校務の整理・教授の統一を缺き、引ては兒童訓練上に悪影響を及ぼすの恐あるを以て、余地の校舍を廢し其兒童を上田名に收容す。是に於て上田名の校舍は狹隘となり、遂に善教寺の堂宇を借上げて第三・四學年の教室とするに至り。此年以後若緑の冬期分教場を開く。同三十五年四月一日本校に高等小學校を併置し、金津谷尋常高等小學校と稱す。其通學區域は尋常科の時と同じく金津谷村六字とし、修業年限尋常科四ヶ年、高等科二ヶ年とせり。而して尋常科校舍は舊上田名校を用ひ、高等科は善教寺を用ふ。同三十五年七月二十五日校舍復た狹隘を告げしを以て、字上田名杉本勇作方を借受け、尋常第一學年の教室となす。同年九月一日善教寺にありし高等一・二學年の教室を字上田名寺内市平方に移す。同三十六年一月十二日、昨年六月二十六日以来上田名に建築せし校舍竣工す。其建築費三千三百五十圓なり。同年四月一日高等科の修業年限を四ヶ年に變更す。同四十一年四月一日小學校令改正及び町村廢合によりて本校を高松村の設置とし、校名を金津谷尋常高等小學校と稱す。其位置は從來の如く字上田名にして、修業年限は尋常科六ヶ年、高等科二ヶ年とし、別に字若緑に冬期分教場を置き、若緑在住の尋常科一・二年兒童を收容す。大正三年一月本校に二教室を増築す。その學校長となりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
高松村		

林文次郎	明治三十四年二月六日	明治三十五年四月一日
笠井貞康	同三十五年四月一日	同三十六年四月一日
大西重弘	同三十六年四月一日	同三十七年四月一日
泉平作	同三十七年四月一日	同四十年三月三十一日
村田伊雄	同四十年三月三十一日	同四十年三月三十一日
藤浦正次郎	大正三年三月三十一日	大正三年三月三十一日

補習學校

○補習學校。明治三十六年高松小學校に農業補習學校を置きしが、同四十年三月に至るまで繼續し、同年八月金津谷村と併合するに及び廢校となる。同四十一年六月一日更に高松村立農業補習學校を新設し、以て今日に至る。其學校長は小學校長に同じ。

明治三十八年八月十日金津谷尋常高等小學校内に金津谷村立農業補習學校を置く。同四十一年四月村併合の結果廢校となり、新に高松村立金津谷農業補習學校と稱す。其學校長は小學校長に同じ。

裁縫學校

○裁縫學校。明治三十九年十一月高松小學校及び金津谷小學校に女子裁縫學校を附設し、裁縫其他實用の智識技能を授くるを目的とし、修業年限を二ケ年とす。教授の季節は毎年十一月一日より翌年三月二十七日に至る五ヶ月間とし、小學校の終業後修身・裁縫・家事三科を授け、尋常小學卒業者を以て其生徒とせり。同四十年三月に至りて村併合の事あるに及びて自然廢校となる。

青年團

○青年團。從來各字又は小字毎に若連中と稱する團體の組織ありて、祭禮の餘興等に斡旋する所

夜學會

ありしが、明治四十三年村長の盡力により、高松を區域とせる青年團を編成し、三支團十五分團に分ち、各其長を置きて事業の進捗を圖らんとせしも、満足なる結果を得ること能はざりき。之と前後して金津谷小學校下に於ても、其通學區域を一團とせる青年團を組織したり。然るに大正五年二月十日石川縣は青年團準則を發布せるを以て、大正五年九月四日全村を區域とせる高松村青年團と成し、曩に團員の年齢は十五歳乃至三十歳なりしを改めて、尋常小學校卒業後二十歳に至るまでを正團員とせり。團長は高松尋常高等小學校長之に當る。

○夜學會。夜學會は村の經營に係る。始め小學校に於てせしが、明治四十一年より高松・内高松・高松新・余地・若緑・横山の各字に、毎年十一月・十二月頃より翌年三月に至るまで青年男子を集めて之を開くこととせり。

婦人會

○婦人會。字高松に於ては大正二年六月二十五日小學校に於て婦人會を開き、爾後毎年六月・十一月の二回に之を催し、講話を行ひ、善行者を表彰する等のことをなせり。

神社

神社

○賀茂神社。字横山に在り。縣社にして別雷神・天照大神を祭る。當社は孝謙天皇の御宇天平勝寶五年、北國の守護神として當郡加茂村に勧請せられたるに始まり、大同元年同郡鉢伏村に遷座し、同二年再び神勅により横山村に移り、社領三百六十町を有し神主十二人之に勤仕せしが、天正年中

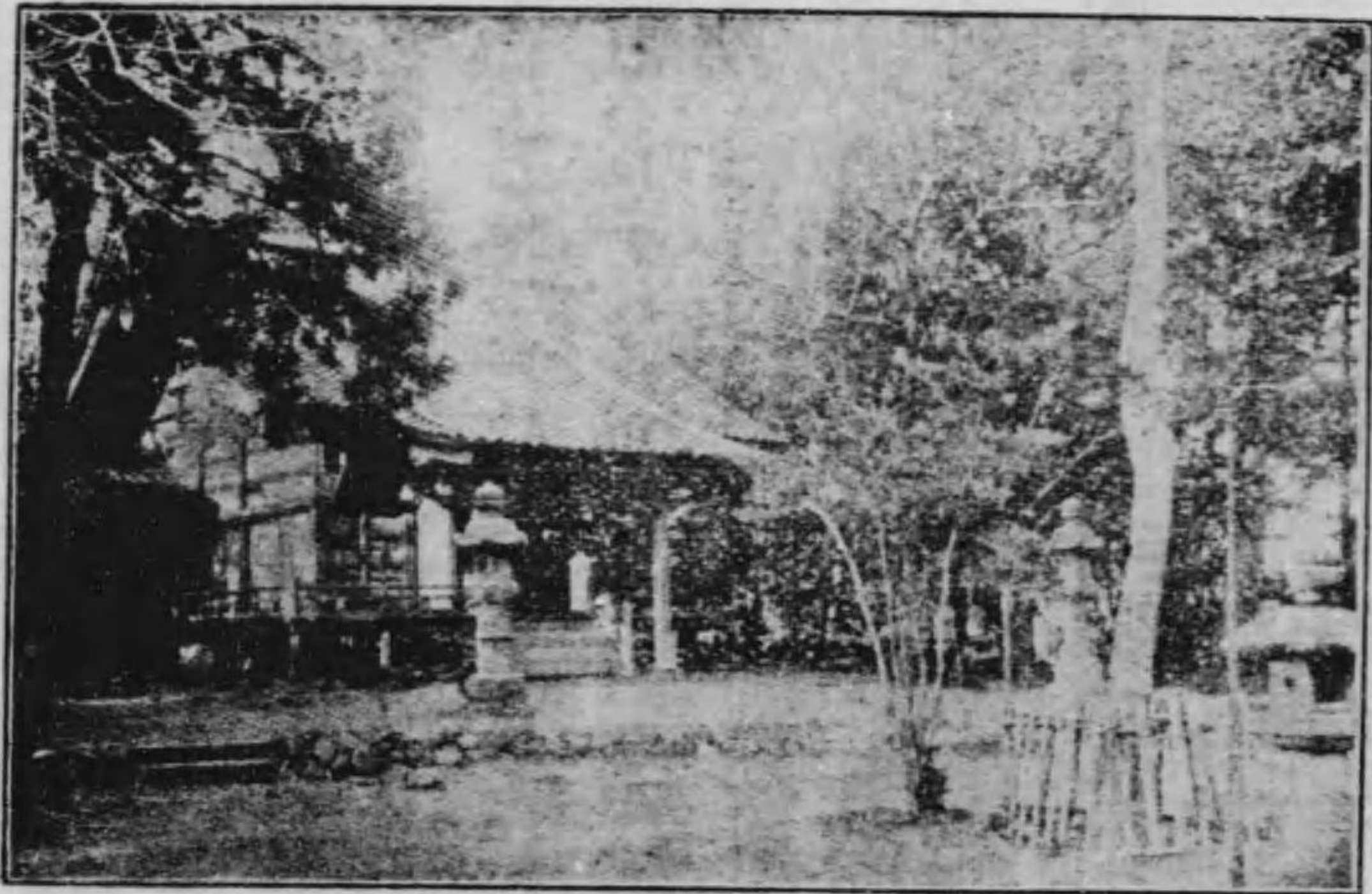
賀茂神社

富山の城主佐々成政が末森城を攻撃せし際兵燹に罹る。明治五年五月郷社に列し、同十四年二月縣社に昇格す。同三十九年十二月二十九日神饌幣帛料供進神社に指定せられ、大正五年十二月本社に鎮座せる無格社神明神社を合併せり。

本社には本村字高松無格社額之社、字高松新無格社盛土社、字内高松無格社八幡社、字若緑無格社八幡社、字余地無格社糺之社、字上田名無格社藤森社、字笠島無格社上堂社、字谷無格社龜田社。七塚村字木津無格社神明社、字松濱無格社住吉社、字濱北無格社稻荷社、字遠塚無格社住吉社、字秋濱無格社八幡社、字外日角無格社住吉社、及び明細帳に記載せられる字上田名の寶之宮、字若緑の御瀧宮あり。

〔三州志〕

相傳古へは本社なりしが、此時（〇佐々成政末森より退陣の時なり）社林等悉く焼失すといふ。且成政之を焚くわけは、此社林大なれば伏兵を置きて前後夾撃せんか疑ひ、四五騎を先へ遣して放



賀茂神社

火せしむとなり。

〔同書〕

此社に即ち延喜式の加賀郡加茂神社にして、縁起に延喜帝より三百六十町の神田を寄附し玉ひ、其比十三坊あり、社人も多く、神事不懈と云。然るに今年成政社林を盡く焼拂ひしより、今は小社となりて名のみ残り。

〔加越能式内等舊社記〕

賀茂神社。式内一座。金津莊横山鎮座。祭神賀茂別雷神。舊傳云金津莊往古以來賀茂別雷神之神領也。故勸請莊内惣社也。末社多。

〔大日本史神祇志〕

賀茂神社。初在加茂村。後徙于金津莊横山村。爲莊内惣社。○蓋祀賀茂別雷神。相傳。此地即賀茂別雷神社神邑所在地。〔賀茂別雷神社文書。季瓊目錄。〕

〔賀茂神社縁起略〕

賀茂神社は松尾・日吉・桑田・湯田・三島同神なり。祭神は別雷神なり。（中略）。神社の東南に流水あり。上古賀茂鑿川と稱し、中古金津川と稱し、現今字ノ氣川と稱す。源を菩提寺の山中に發し、若緑を環流して、余地・上田名・谷・笠島・字氣・七窪・森・字野氣新・内日角を経て河北湯に入る。余地には川の南に糺園地あり。此處に糺之社あり、別雷神の御母多々須玉依比賣命を祀る。多々須玉依比賣命は大國主命の妃多岐都比賣命に座せり（一名は高津比賣命、亦名は神屋船比賣命、亦名は多紀理毘賣命、亦名は田心比賣命、亦名は狹依毘賣命、亦名は市杵島比賣命なり）。西に下りて上田名の里あり。此里に藤森社あり、現今伊邪那支神を祀る。山城國紀伊郡深草村字鳥居崎鎮座藤森神社の分靈にして賀茂神社の末社なりと云ふ。鳥居崎藤森神社の祭神は素戔鳴尊・日本武尊・神功皇后・別雷神・應神天皇・武内宿禰を祀れり。又此里に大瀧社あり。此は三島大神即ち事代主命の正妃阿波姫神にして、御瀧明神又は長濱御前と申し、伊豆大島神津島水濱山鎮座府社阿波姫命神社に座す神なり。大瀧社は明治十年以降廢社となれり。上田名里の南に谷里あり。此里に荒子山あり、現今「アゴ」と云ふは訛傳なり。西北隅に加茂田と云ふ地あり、古墳の如し。此處に龜田社あり、現今天照大御神を祀る。又市杵島比賣命を祀れるも廢社となれり。川を隔て、笠島里あり。北方に丸山といへる塚あり。塚の南に立石あり、市杵島比賣命を祀る。立石の東の山腹に祠あり、上堂社と稱す。祭神の上在る義なるを、現今は伊邪那美神として祀れり。此より南折して流る、架橋あり玉橋と云ふ。上古勅使賀茂神社に參向の口なりと云ふ。西方に加茂山あり、又龜

山と云ふ。現今の賀茂神社境内なり。近傍は深く地を穿掘れば杉の樹根樹枝の埋没しあるを見る。太古の世沼湖の形蹟たるを察すべし。此横山の里にして神社の西南の方に三輪神社あり。賀茂大神の父大國主神を祀れるなり。琵琶堂と稱せしも明治十年以降廢祀せり。又賀茂神社の南方に神明社あり、天照大神を祀る。此は天正十二年兵火に罹りし際、賀茂大神の神祠を隠し奉りし紀念の地なり。神明社は天正五年十二月賀茂神社に合併せり。南方に宇氣里あり。此里に加茂田と云へる畑あり、此地に狐田社あり。豐字氣命を祀る。明治八年廢祀せられたり。川の東に鉢伏里あり、大同閣地と云ふ。大同元年賀茂大神遷座の折社僧の寺院ありし地なり。閣地社あり、天照大神を祀る。此里より南方に森里あり、賀茂大神遷座の社地なり。八幡社あり、應神天皇を祀れり。賀茂神社の鎮座年月詳ならず。惣國加賀風土記に加賀郡下野郷加茂山神社所祭別雷神也、敏達天皇二年癸辰四月始奉圭田加神禮、圭田五十七束三毛田、加茂築川貢鱒鮭等とあり。加茂築川は現今宇野氣川なり。現今の鎮座横山の龜山なると明かなり。人皇四十六代孝謙天皇天平勝寶五癸巳年加賀郡英田郷加茂に遷座あり。社地より東北八町を隔て、山下に桂水と云へる靈地あり。人皇五十一代平城天皇大同元丙戌年鉢伏に遷座あり。神職三家社僧十二坊あり。此地を大同閣地と稱す。南方森の里は神社境内の蹟ならん。平城天皇の勅願所なる。同二年現今の地に復び遷座となる、金津川は東を流れて此に勅使橋を架し、西に御手洗池あり。同四年相殿貴船大神を勧請す。人皇五十二代嵯峨天皇弘仁十四癸卯年二月越前國江沼・加賀二郡を割きて加賀國を設立し、安宅驛に到る迄の驛路の神たり。人皇六十代醍醐天皇延喜五乙丑年延喜式内の社に列り、六千百歩の莊園を寄附し給ひ、又三百六十町の田地を附置かる。人皇八十一代安徳天皇壽永三甲辰年源賴朝より院廳の御下文を達し、賀茂別雷神社御領莊園金津莊神威の冒瀆を警め、三月の祭事には神事能曲並に競馬の儀あり。人皇百五代正親町天皇天正十二甲申年九月十三日辰の刻越中國富山城主佐々成政、末森の合戦に敗れ退陣の節、當社並に沿道の民家を延焼す。依りて神職三家社僧十二坊も散亂退轉し寶物書類共に燒燼す。古昔を語り傳ふる者なく、櫻井新右衛門なる者僅に神祠を南方の神明洞に隠し鎮め奉り、莊嚴なる祭典も杜絶し、山城加茂の往復並に納金も絶、馬場跡十二坊寺蹟は名のみ舊小字に残れり。其後金津莊の氏子の人相議りて草結の社殿を造り鎮座し奉り、僅に祭典を行ふのみなりき。人皇百十代萬治元年社僧天台宗大宮坊西照寺中興の僧快順律師社殿を再建す。第百二十二代明治九年現今の拜殿に改築す。同十四年二月十四日縣社に列せらる。同四十年以降縣より神饌幣帛料を供進せられ會計法を實施せらる。

神職の沿革は天正の兵火に書類盡く残れるものなく、傳説亦聞、を得ず。天正十二年頃迄は横山神主・木津神主・鉢伏神主の三家と、社僧眞言宗大宮坊・西照寺・慶授院・光西寺・寶壽坊・若王寺・地藏院・寶眞坊・道滿寺・合光寺・賢光寺・長照寺・西明寺・法心寺の十二坊ありしと云ひ傳ふ。山城國愛宕郡上賀茂村官幣大社賀茂雷神社の記録には左の如くあり。

競馬第二神主加賀國金津莊。承安二年庚寅年加賀莊正福宜重保。建長六甲寅年正福宜氏久。弘安二己卯年正福宜久世一圓。同九丙戌年五郎大夫師經。永仁元癸巳年若宮祝忠久。預所兼繼公。文瑠瑠若大夫。延德三辛亥年八月十一日沙彌對馬前司狀。

文祿四乙未年天台宗西照寺中興開基快順と云ふ者本社別當たり。其後無住の節上田名より燈明院と云ふ山法師神勳す。寛永十六己卯年金澤卯辰町來教寺弟子元祿。正保四丁亥年金澤卯辰町西養寺弟子理教。明曆二丙申年西照寺快重。延寶七己未年西照寺快岳大法師。元祿九丙子年珠洲郡三崎村高勝寺弟子忠賢大法師。寶永六己丑年西照寺境應。正德五乙未年金澤卯辰町西養寺弟子快養法印。享保十九甲寅年西照寺寂嚴法印。延享三丙寅年金澤卯辰町最勝寺快親弟子運善房快運。明和四丁亥年珠洲郡三崎村高勝寺快雄弟子瑞行房快秀。天明五乙巳年西照寺眞觀法師。寛政五癸丑年西照寺慈觀法師。文化六己巳年西照寺實道法師。文政元戊寅年無住に付金澤寺町翠雲寺住職の兼勤なり。文政五壬午年金澤卯辰町西養寺弟子圓靜房なる者看司す。天保十三壬寅年西照寺實慶。嘉永四辛亥年金澤卯辰町西養寺弟子海量房秀超。安政元甲寅年西照寺寂惠。安政三年十二月金澤卯辰町感應寺秀超。前記海量坊秀超同人。轉職西照寺住職となる。己上西照寺神社別當たるは十六世。明治二己巳年神佛分離の制に依り、西照寺十六世權大僧都大阿闍利秀超法印大和尚、廢寺復飾して神主社人となり金津逸記と稱す。

○額之社。字高松に在り。無格社にして伊弉諾命を祭る。同村賀茂神社の末社にして初め額明神と稱す。

○盛土社。字高松新に在り。無格社にして市杵島比賣神を祭る。初め當時ム二十二番地に鎮座せしが、明治二十年一月二十二日許可を得て今の地に移る。同村賀茂神社の末社なり。

○八幡社。字内高松に在り。無格社にして應神天皇を祭る。同村賀茂神社の末社なりと云ふ。

○八幡社。字若緑に在り。無格社にして比咩大神を祭る。寶曆九年の勸請にして同村賀茂神社の末

額之社
盛土社
八幡社
八幡社

社なりと云ふ。

八幡社

○八幡社。字余地に在り。無格社にして應神天皇を祭る。同村賀茂神社の末社なりと云ふ。

糺之社

○糺之社。字余地に在り。無格社にして玉依比賣神を祭る。同村賀茂神社の末社なりと云ふ。

藤森社

○藤森社。字上田名に在り。無格社にして伊弉諾神を祭る。同村賀茂神社の末社なりと云ふ。

上堂社

○上堂社。字笠島に在り。無格社にして伊弉册神を祭る。同村賀茂神社の末社なりと云ふ。

龜田社

○龜田社。字谷に在り。無格社にして天照大神を祭る。同村賀茂神社の末社なりと云ふ。

寺院

寺院

眞證寺

○眞證寺。字高松に在り。眞宗大谷派にして院家地とす。開基明勝は津幡町弘願寺第四世の住職なり。天文元年三月本願寺證如の命を奉じ、加賀郡長柄村に一字を創立す。其後慶長三年三月第四世の僧祐尊といふ者本願寺に歸依し、眞證寺の寺號を受く。天文十五年類焼に罹りし際高松村に移轉再建すといふ。

專行寺

○專行寺。字高松に在り。眞宗大谷派に屬し餘間地とす。元龜二年五月開基誓壽坊了觀能登國羽咋郡米出村に天台宗の一字を創建す。文明三年蓮如上人下向の際淨土眞宗に歸依し專行寺と號す。天明五年三月高松に移る。

即生寺

○即生寺。字内高松に在り。眞宗大谷派にして飛檐地とす。開基は當村に住みし郷士松尾龍之丞の

裔同苗彥三なるものにして、蓮如に従ひて西信の法名を賜はり本寺を創建す。後本願寺分派の際教如に歸依して東派となる。明治二年に至り寺號の公稱を許可せらる。

發願寺

○發願寺。字高松に在り。眞宗大谷派に屬し、別助音地とす。天正九年了正の開基に係る。

光專寺

○光專寺。字高松に在り。眞宗大谷派にして別格由緒地とす。嘉曆元年比叡山覺祐の直弟光玄能登國押水郷にありしが、文明三年乗本は本願寺蓮如に歸依改宗して、羽咋郡米出村に一字を創立す。文龜二年尾山御堂守護の爲に加賀木越に來りしも、當時兵亂止むことなかりしを以て能登の小川に去り、文祿元年第七世祐正の時同地米出に復し、寶曆十二年更に今の地に移るといふ。

淨專寺

○淨專寺。字高松に在り。眞宗大谷派に屬し、別助音地とす。開祖龍道なる者本願寺第十二世教如に歸依し、慶長十九年當村に一字を創立して淨專寺と號す。

常行寺

○常行寺。字横山に在り。眞宗大谷派に屬し、飛檐地とす。文明六年本願寺蓮如の北國に巡錫するや、高田左右衛門丞なるものその弟子となりて、法名を靜念と授けられ、一字を創立す。其後本願寺東西分派の際教如に歸依し、明治二年八月寺號の公稱を許可せらる。本寺の有する六字名號は堅二尺六寸七分横一尺六分にして、明治三十四年本願寺より蓮如の眞蹟なることの證明を得たり。又堅二尺五寸の釋迦佛一軀あり。こは明治の初年神佛混淆を禁せられし時、賀茂神社の本地佛を其別當職西照寺より譲受けたるものにして、其腹中に文祿四年に開眼したる記録・般若心經・陀羅尼咒文・釋迦半面像等を藏せり。

長福寺

○長福寺。字若縁に在り。眞宗大谷派にして、内陣地とす。當寺は僧智開の開基にかゝり、もと天台宗たりしが、後眞宗大谷派の道場となし、明治五年道場の稱號廢止と共に一旦民家となり、同十二年六月三十日更に寺號の公稱を許可せられたるものなり。

善教寺

○善教寺。字上田名に在り。眞宗大谷派に屬し内陣地とす。僧行西の開基に係る。行西は文明七年十月蓮如に歸依して本寺を創立す。初め道場なりしが、明治十一年八月三十日寺號の公稱を許可せらる。

光明寺

○光明寺。字余地に在り。眞宗大谷派に屬し内陣地とす。僧遊明の開基に係る。初め天台宗の寺院たりしが、元龜年間佐々成政に追はれて今の地に至り、眞宗大谷派の説教場となりしものにして、明治十三年寺號の公稱を許可せらる。

本立寺

○本立寺。字谷に在り。眞宗大谷派に屬し飛檐地とす。初め寶壽坊と云ひて天台宗なりしが、文明六年改宗して法名を林導と稱す。後ち明治二年八月に至りて寺號の公稱を許可せらる。

光琳寺支坊

○光琳寺支坊。字横山に在り。眞宗大谷派に屬し、能登國鳳至郡劍地村光琳寺の末寺なり。元金澤市に光琳寺の檀徒少からざりしかば、慶應三年小坂村に堂宇を創立し、光琳寺旅屋と稱し來りしが、明治五年旅屋の名稱を禁せられしを以て、同十三年七月十五日光琳寺支坊の創立公稱を出願し、同二十七年十一月二十六日現今の地に移轉の許可を得、同二十八年十二月遷佛せり。

太岩寺

○太岩寺。字上田名に在り。曹洞宗金澤寶圓寺末にして四等法地なり。開山は本寺寶圓寺大透七

淨福寺

世の法孫雲英にして開基を大音主馬となし、主馬の父大岩院の爲に慶安二年三月創立せしものとす。大正六年五月二十五日許可を得て、同年九月二十五日金澤市堀川角場町六十二・三番地より現今の地に移轉す。

○淨福寺。字余地に在り。眞宗大谷派に屬し餘間地とす。開基を淨觀と云ひ、初め道場なりしが、明治二年八月寺號の公稱を許可せらる。

名蹟

高松

○高松。

〔大日本地名辭書〕

高松。今高松村といふ。海濱にして本州郡の境界は此に限る。津幡驛より榜示に至る凡三里。

〔三州志〕

太平記金勝院本に、曆應元年七月越後の官兵加賀に攻入りしに、富樫高家は在京により、此一族齋藤用家高松濱に拒戦のこま見ゆ。

〔回國雜記〕

加賀國高松と云へる所に行暮て、烟の立をながめやりて、「住人のたのみ木影やそれならん、けぶりにくるゝ高松の里。」

○横山。兵部式に横山驛馬五匹と見ゆ。今の横山是なり。

○上田名。字上田名は古昔之を尾屋村と稱したり。今此の附近に尾屋の谷内・尾屋出・尾屋川等の名あるものは其遺なりといふ。

横山
上田名

口錢場

○口錢場。字高松の南端俗稱南出の坂より約一町の所、木津に通ずる驛路に口錢場といふあり。是れ驛路通行者より通行税を徴收する所にして、以て驛費の一部に充てたるなりと傳ふ。又同所に口錢茶屋と稱する掛茶屋ありて、春陽三月の候能州方面より加賀の大野・宮越附近の商船に聘用せらるる船人を送り來れる家族等が、この茶屋にて別を惜みける所とぞ。俗語に曰く、「春は高松口錢場の茶屋で、泣いて別れた客を見た」好きな酒ではあつたと思ふが、今日は何ちやら辛うござる」

長柄山

○長柄山。字高松に在り。毎年九月四日角力を此地に催す。天正十二年佐々成政の前田利家と末森に戦ひて敗るゝや、路にして高松の附近なる長柄村を焼く。眞證寺も此時長柄より遁れて高松に來り、後ち此山を寺有とす。依りて長柄山の稱あり。今は村の共有地たり。

御手洗池

○御手洗池。字横山に在り。縣社賀茂神社に屬す。古來此池に棲息せる鮒は皆一眼のみを有すと傳ふれども、其實何等の變形あるにあらず。

高松城址

○高松城址。字内高松民屋の西北端に高地あり。之を高松城址と稱す。往昔此地に湖沼ありし時は、城の東方及び北方に其水を控へて防禦となし、西方に湖脚を帯び、南方高地に連續する方には幾條の凹渠を設け、其間に内城と外城との通路の如き跡あり。其最北端の高地は土人之を御本丸といひ、中央に五間四方の高所あり。今多く開墾して畑地とす。地下四・五尺より五輪塔を掘出し、或は武器を得たることあり。

(三州志)

笠島の遺跡

内高松、在金津莊内高松村領山與池之間。○太平記金殿院本に、曆應元年七月越後の官兵加州へ攻入る時、富樫高家在京により、一族齋藤用家兵を率て高松濱に戦あり。一書に康暦二年桃井氏の將大窪三郎忠實高松城に居すとあり。富樫家譜に、長享二年賊將浦上九兵衛・馬飼喜八郎等、高松に聚るとあり。長家記に、天文十九游年佐續兄、加州松根の洲崎兵庫の援兵を提て、五月三日津幡を發、能登へ進むとき、高松へ着陣とあり。北越軍談に、天正四年十月二日謙信津幡を發し、高松に到り、土肥但馬・同伊豫を降すとあり。末森問答に、十二年國祖末森後援の時、神保氏春之を拒ん、内高松へ出張して待と云。

○笠島の遺跡。笠島は東南西三面丘陵に蔽はれたる一部落にして、宇ノ氣川は村の南を流れて西に進む。丘の南麓には六個の横穴あり。又村の西北小字丸山に古墳あり。明治三十四年其石擲中より刀劍・切子玉・吹玉・土器・朱等を掘出せしが、村民其祟を畏れて舊の如く埋没せりといふ。此附近に於ては字谷に二個、字上田名に一個、字余地に二個、字若緑に五個の横穴あり。宇ノ氣川兩岸の丘上には祝部土器・朝鮮土器の散布するもの數所あり。古墳も亦一兩所ありといふ。

中上野の遺跡

○中上野の遺跡。字中上野は能登街道の東數町にありて、北は平地に向ひ、南に山を負ひたる一小丘にして、古老の言によれば舊と此上に古墳ありしを、明治維新の頃開拓して畑地とせしに、其周圍に瓶の如き粗製の土器並列して、鍬を入るゝに甚だ困難なりきといふ。此近傍に殿様山と稱する丘あれば、或はこれ等に關係ある一古墳ならんか。惜むべし、今は既に畑地となりて當時の面影だに見るを得ず、唯地上に朝鮮土器・祝部土器の散亂するを見るのみ。

矢根石

○矢根石。矢の根石は字高松地内にして隣村木津に近き地點の俗稱なり。この地沙丘の下に洪積層を露出し、多く石鏃を出す故に名く。

寺尾寺址。寺尾寺址は余地に在り。寺は天正年中佐々成政の亂入を避けて越中坂に退轉せりと云ふ。

道満寺址。上田名に在り。寺に小窪庵・西明寺・隨龍寺・長證寺・永照寺の五塔司ありしかど、天正年中佐々成政の爲に焼かれたりと云ふ。

〔三州紀聞〕

上田名村領之内、昔道満寺と申禪寺有之、寺領も多、塔司小窪庵・西明寺・隨龍寺・長證寺・永照寺とて五ヶ寺有之候由。則屋舖跡有之候。道満寺は佐々内藏助焼拂候而、夫より斷絶仕候由。

西照寺址。字横山賀茂神社の境内に在り。もと天台宗に屬し、同社の別當たりしものとす。

慶授院址。字横山に在りて今は畑地となり、光西寺屋敷と稱す。同院は眞言宗なりきといふ。

寶壽坊址。字横山に在りて今は山林となり、寶壽坊屋敷と稱す。

合光寺址。字横山及び谷の境界なる合光山に在り。

若王寺址。前記合光山の内若王寺といへる地に在り。

地藏院址。字谷に在りて現に畑地となれり。

寶眞坊址。字谷に在り。

賢光寺址。字余地に在りて法堂閣地と稱す。

佛性寺址。字余地に在り。天正元年宇氣に移る。

長照寺址。字上田名に在り。

西明寺址

御瀧

人物

櫻井三郎右衛門

○西明寺址。字上田名に在り。

○御瀧。字上田名の南方菩提寺道の山地に在り。細流に過ぎすと雖も夏時涼をとるもの多し。

人物

○櫻井三郎右衛門。三郎右衛門は高松の人なり。天正十二年末森の役起るや、前田利家の爲に敵情を告げ且つ嚮導を爲し、功に依り、其宅地租を免せられ、又村民の永代地子銀を免さる。村民其餘澤に浴すること厚きを以て、天明中祠を建て、英之社と稱し、以て三郎右衛門の靈を祀り、次で嘉永二年額之社の境内に遷す。既にして明治八年地租免除の事を止む。同十三年村民相謀りて碑を英之社の傍に建つ。祠は大正五年之を廢して額之社の相殿とす。三郎右衛門又嘗て羽咋郡太田より大海川の水を引き、用水路を開くこと延長二里二十四町、加能の田地四百八十三町に灌漑の利を興せりといふ。

〔英社碑〕

英之社櫻井三郎左衛門祠也。曩天正中末森之役。藩祖前田利家公後援。直到翁家偵知敵情。于時佐々成政要兵止川尻村。宜濬行瀨海且爲嚮導。公遂獲克焉。凱旋日再到翁家。驥日賞任汝望。翁輒請永除村民宅地之租。公諾賜以重證。爾來蒙其餘澤三百年於茲矣。至明治八年改制。闔邑歎惜前績之湮沒。誌石傳諸不朽云。翁之裔則能登國羽咋郡柳田村櫻井氏也。

明治十三年八月建之發起闔邑中

〔羽咋郡柳田村櫻井氏系圖〕

高徳院櫻井末森御出陣之刻、右三郎左衛門宅に被爲入候に付、其節勝樂懸節奉獻上候處、心付之程御喜悅の由に付、御前の三郎左衛門被召出、從是末森の道筋如何可宜哉、委細可申上旨上意に付、乍恐三郎左衛門申上候は、佐々藏尤殿北川尻村に人數大勢被出

張置候間、夜中に海際傳、宿村に申所より末森へ被爲入候可然奉存候旨申上候處、左候は御道案内可仕旨上意につき、左之品々拜領被爲仰付、御道筋御案内仕、末森へ御着陣被爲遊候。其節三郎左衛門方より御陣所へ赤飯御肴奉獻上候得者、御人數へ夫々被爲下候由相傳申候。御凱陣之時分三郎左衛門宅に被爲入、段々御懇之上意、何にて茂相望可申旨被爲仰渡候に付、高松村之者共居屋舖地子銀永代御免被爲成下候様に奉願上候所、三郎左衛門居屋舖の儀者拜領、村中之者共者地子銀御免御仰被爲成下、奉頂戴罷在候。然處に其後三郎左衛門宅類焼仕候。然處微妙院様御代高松村地子銀指上不申儀御尋に御座候に付、天正年中高徳院様末森より御凱陣の砌御免旨申上候處、御開届に而御座候。其後爲冥加東側の分者青實役與申名目に而白銀十枚宛毎歲指上成申候。西側の分は私拜領居屋舖續に御座候故、今以地子御免許の地に御座候。且又右三郎左衛門儀末森御凱陣之後、天正十二年十村役被爲仰付、應長十年迄二十一年之間相勤申候。

黒田武亥

○黒田武亥。高松の人なり。名は忠恕、武亥は其號にして、通稱を若杉屋左右衛門といへり。幼名八十次郎、後又八十八と改む。父は羽田氏、三夜亭自明といひ、俳諧を蒼虬に學びて之を善くす。武亥は櫻井梅室を師とし、濤亭又は著名堂の別號あり。慶應三年春「鶯に杯さゝん丸天窓」と吟して薙髮し、造化隱居と稱す。其他「浮つかりと出た門口や初月夜」等の句あり。明治三年六月歿す。享年五十六。

岡部彌八郎

○岡部彌八郎。文化十年十月上田名に生る、後ち家塾を開きて子弟を教養し、以て明治六年に至れり。故に近郷の人民彼の薰陶を受けたる者甚だ多し。彌八郎細字を能して、三州志を寫すこと二部半、耕稼春秋を寫すこと數部に及びたり。其の如何に精勤なりしかを知るべし。天保五年越中射水郡五十谷村より甘藷の苗を得て之を試作し、更に近郷各村に分配して其の作付を奨勵し、以て凶歉に備へしめき。是を同村附近に甘藷を栽ゑたる濫觴とす。嘉永元年肝煎役となり、同五年八月より

梶谷榮助

村内荒地に舊高十五石六斗六升の開墾を實行し、安政年間道路の開墾を企て、遂に是れを竣成し、慶應元年山林の整理を計り、御用炭の上納を命せられ、明治四年加賀國等十八區五番組副戸長心得となり、同六年十一月上田名小學校訓蒙となる。同十年より桑苗を作りて全村に普及を計り、同十一年十二月の凶作及び惡疫流行の際には卒先して細民救助策を講じ、上司の褒賞を受くること前後數回に及び、明治十七年七十二歳を以て歿せり。

○梶谷榮助。安政五年十月二日横山に生る。明治十九年福島縣に赴きて養蠶を研究し、次で東京西ヶ原蠶病試験場に入り、歸郷の後桑園を拓き、養蠶傳習所を設け、郡内に傳習生を募集して銳意斯業に關する新智識を授く。當時高松村に於ける養蠶の成績甚だ不良にして、世人をして到底此の地方に發展の見込なきを思はしめたり。是時に當り同地の淺野順平は榮助の技倆と勤勉とを知り、直に之を招きて事業の復興に従はしめき。榮助乃ち淺野氏等の共同養蠶場に主任となり、熱心畫策する所ありしかば着々効を奏し、竟に頽勢を挽回して今日の盛況あらしむるに至れり。明治三十一年榮助勸業の功によりて銀盃を下賜せられ、翌三十二年一月二日を以て歿す。

喜多四郎三郎

○喜多四郎三郎。四郎三郎は字横山善兵衛の長子にして、文化六年五月三日を以て生る。四郎三郎夙に家を弟善兵衛に譲り、出で賀茂神社の別當大宮坊西照寺に仕ふ。主を代ふること圓靜・實慶・秀超・寂惠・秀超五世に及び、明治十五年遂に妻らずして歿す。四郎三郎の西照寺に在るや、寺規を恪守すること極めて嚴肅にして、神威を發揚するを以て念となし、給料の如きは敢て之を受くるこ

とを爲さず。偶々金津組の村民相議して時鐘を西照寺に設け、四郎三郎をして其任に當らしむ。蓋し之を以て起臥労働の一致を圖らんとせしなり。四郎三郎の打鐘を掌るや寸時も之を誤らす。農家の僕等彼に乞ひて其の晚鐘を早くし、以て勞役を減せんとすれども、彼れ斷じて之を許さず。又夏季に至る時は伽藍廣大にして蚊群の憂少きを以て、横山の青年輩こゝに宿泊するもの多かりしに、四郎三郎身を持する頗る謹嚴にして暗に彼等の模範となり、若し彼等の興に乗じて鄙猥の言辭を弄するあれば諄々として之を戒め、鶏鳴曉を報すれば直に之を家に歸らしめて其業に服せしめき。西照寺の一時無住となるや、彼れ下僕の身を以て能く堂宇を守護し、以て法燈を絶さず、檀徒其篤行に感じ、彼の死後碑を同村の墓地に建てよ之を表す。

戦病歿者及廢兵

戦役	兵種官等級	位勳功	氏名	事故
日清戦役	陸軍歩兵一等卒	勳八等	岡田 助松	戦死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	中谷 信二	病死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	長谷 長三	戦死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	沖野 興三	戦死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	福井 仁太	戦死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	川端 幸吉	戦死
同	陸軍歩兵伍長	勳七等功七級	喜多 啓太	戦死
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等	鶴見 七三	戦死

戦病歿者及廢兵

戦役	兵種官等級	位勳功	氏名	事故
同	陸軍工兵一等卒	勳八等功七級	櫻井 直次	戦死
同	陸軍歩兵伍長	勳七等功七級	金谷 義一	戦死
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等	架谷 榮作	戦死
同	海軍三等兵曹	勳七等功七級	金谷 要太	戦死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	橋谷 八郎	戦死
同	陸軍歩兵一等卒	勳七等	宗廣 彌三	病死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	本田 市太郎	病死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	架谷 喜次	病死
同	陸軍歩兵一等卒	勳七等	櫻井 喜太郎	病死
同	陸軍工兵一等卒	勳八等	多々見 喜三郎	病死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	竹田 宗一郎	病死
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等	金谷 次三郎	病死
同	陸軍砲兵軍曹	勳七等功七級	奥野 安摩	戦死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	高島 榮吉	戦死
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等	小林 榮吉	戦死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	今井 榮次郎	戦死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	升田 八三郎	戦死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	山川 長吉	病死
朝鮮事變	陸軍歩兵一等卒	勳七等	梶 桑吉	戦死

慣習

○元服祝。元服の遺習は男子十九歳に至る時、親戚知人を招きて盛大なる酒宴を開き、此式を終るに及び始て青年に伍することとなりしが、近年更に其形式を變じ、十五歳の年末に至り、米一俵を

元服祝 慣習

齒 黒

擔ふの力量を備ふる時は部落内の青年に酒肴を供する所あり。或は高等小學校卒業の後、青年團に入會する時に、酒二升を同じく部落内の青年一同に對して贈るが如き慣例を生ずるに至れり。

○齒黒。往時は女子十五・六歳に至り婚約の成りたる時、又は婚約の如何に關せず該年齢に達したる時は、上下共に齒を涅したりしが、其後男子の元服と同じく十九歳に之を行ひ、同時に肩をも剃り落すを例とせり。然りと雖も此風年と共に衰へ、今は老婦にあらざれば殆ど之を見ざるに至れり。

入 退 營

○入退營。入營者に對しては親戚知人より草鞋錢又は旗を贈り、旗は入營一週間前より其戸前に立つ。入營者の家に在りては門出前に親戚知人を招きて留別の宴を張る。部落内の青年は日露戰爭の頃より入營者を招きて送別會を開きしも、大正の初年より之を廢して羽織袴を贈ることとし、近時更に軍服を以て之に代ふることとせり。退營者に在りては親戚知人に廻禮し、手拭又は酒盃を除隊土産として贈り、更に彼等を招き酒宴を張りて無事満期したるを祝す。

嫁 娶

○嫁娶。男子は徵兵試験後に於てし、其合格者は除隊後とし、更に遲き者は二十五歳の厄年後に於てす。女子も近來次第に晩婚となるの傾向あり。配偶選擇の標準は財産・家格・舅姑の有無に重きを置き、異宗教者は如何なる事情ありとも婚約せず、此の地方に於ては眞宗大谷派のみなるが故に本願寺派との結婚すら行はれず。血統に付ては癩病系統に非ざるかを正すと雖も、近親結婚の風今尙盛なり。媒酌は之を業とする者ありて、附近町村又は能越二國の同業者と氣脈を通じ、努めて其成

立を計り、虚偽百端するを辭せず。故に朋友親戚の周旋によるを喜ぶ。媒酌に對する報酬は、新婦の家にては、其受けたる結納の十分の一に當る金錢又は物品を結納の際に贈り、新夫の家よりは結婚式當日に報酬を與ふ。結納することを「酒がたつ」とも「酒がすむ」ともいひ、婿方より嫁方に對し、酒肴及び新婦其他親戚に對して物を贈る。而して新婦に對する贈物は普通帶代とし、中流以上にありては帶地及び紋服地とす。媒酌者及び婿の母たる者其式に列し、此際新婦たるべき者は出で對面す。結婚式は日暮に始り黎明に及ぶを常とす。入輿の式は近距離なれば徒歩又は駕籠とし、遠き時は多く駕籠又は人車に乗り、媒酌人及び親代之に従ふ。新婦婚家に著する時は其入口にて茶碗の水を飲み、傍人之を地に打落して破毀す。其荷物も擔ひ來れる人夫も皆其歸るに際して擔棒を折る。それより新婦一行は室内に導かれて着衣を代へ、内佛の前に至りて禮拜す。村内の老若皆之を窺ひ、其終るを待ちて退散す。新婦の衣服は紋服にして振袖を用ひず、上流には襦袢を被るものあり。座敷には床に紅・白鏡餅の三寶に載せたるを据わ、神酒・長熨斗・三組盃・銚子等を飾る。新夫・新の親戚は婦・媒酌人等こゝに著席して三々九度の盃を舉げ、然る後新婦の附添人を正客として饗應す。新夫當日接伴の任務に當るに過ぎず。中流以下にては特に披露の宴を開かざるを以て、當日親戚に對して後膳の饗應を爲し、青年には其遊び宿に祝酒を贈るに過ぎざれども、上流に在りては式後親戚知人及び出入の者を招きて數日間の饗應をなし、招かれたる者は皆相應の贈物を爲して祝意を表す。婚家よりの配り物は結婚の翌日親戚知人に饅頭を贈り、三日目・五日目・七日目には更

に廣く村内に赤飯を配與す。其量甚だ多き上ることあるが故に、婦家よりは一俵乃至七俵の糯米及び小豆を調度に添へて贈るを常とし、調度も婚姻後二三年間は一品も婚家の物を使用するを要せざるまでに準備するものあり。

葬儀

○葬儀。死者ありたる時は織りたる儘の莫産を敷き、北枕西向に臥せしめ、手に珠數をかけ、白衣を蔽ひ短刀を載せ、枕屏風にて圍む。死者が其親に先ちて逝けるものなる時は白衣を逆に蔽ひ、屏風を逆に立つ。而して其枕元に經机を置き、僧侶を聘して讀經せしむるを枕勤と稱し、二十四時間を経る時は湯灌といひて頭髮を剃り、身體を湯にて拭ひ、經帷子を著せしむ。湯灌は死者の近親其事に當る。次で屍體を箱に納め、安樂繩にて十字形に括り、白衣を其上に置きて佛前に据え、其夜又讀經し、參詣人には饅頭を與へ、親戚等には二三品の料理にて酒を飲ましむ。葬儀には彼の箱を輿中に置き、燈籠・作花・盛物・菓子等を飾りて讀經を爲し、親等の近き者より焼香して遠きに及び、婦人を先にして男子を後にす。知人等之に次ぐ。式の開始前寺院又は區長の家在る太鼓を打ちて之を部落に報じ、村民皆肩衣を著け珠數を持して參詣す。野邊送には棺及び葬具等皆親戚知人の男子によりて運ばれ、女子は白衣を著けて之に従ふ。火葬場に至れば輿より箱を出し、近親の者藁火を燻べ、往路を取らずして家に歸り膳部の饗應あり。翌朝骨上の式を行ひ、白骨の一部を甕に納めて歸り、之を床間に安置して讀經し、又膳部を饗す。後ち四十九日を経る時は甕は内佛又は墓地に納めらる。葬儀の翌晩又は翌々晩僧を招きて讀經せしむるを無常講といひ、老若又之に參詣す。香奠

を贈りたるものに對しては、一週間を経たる後親戚の男子二三人廻禮す。

法會

○法會。人死して七日目を中陰と稱し法會を行ふ。爾後二七・三七・四七・五七・七七日の法要あり。次で百ヶ日・一週忌・三回忌・七回忌・十三回忌・十七回忌・二十三回忌・三十三回忌・五十回忌・百回忌に僧侶を招き親族を饗し、部落内及び親戚へは御供と稱して餅又は饅頭を頒つ。遺族が死者の爲に精進を爲すは、女には四十九日間とし、男子には五十一日間とす。若し幼年者なる時は二十一日又は三十五日にて止むことあり。

寺院に於ける法會は元旦會・太子忌・祠堂經會・蓮如忌・彼岸會・引上報恩講・相續講・孟蘭盆會・無緣法會・命日忌(本願寺前門跡及び宗祖見眞大師に對する)等あり。

御講

○御講。一日御講・二十日御講・二十三日御講・二十八日御講など稱するものありて寺院に行はれ、其他部落毎に篤信者の團體ありて、夜間集合し讀經法話等を行ふ。

孟蘭盆

○孟蘭盆。八月十五日を以て孟蘭盆となす。此日業を休み、他家に嫁し他地方に出づる者は皆其生家に歸りて、午前中は相歡語し、午後に至れば香花を携へて祖先の墓地に詣づ。内佛にも又燈明を點して追弔の意を表す。盆踊の風は約二十年前より廢れたり。

祭禮

○祭禮。神社の祭禮は、春季に在りては單に業を休み、赤飯を炊ぎ、神殿に參詣するのみなれども、秋季祭には獅子舞・花火・踊等の餘興あり。他部落の親戚を招きて之を饗す。高松に在りては三日間に亙りて神輿を巡幸せしめ、全部落中年内に死者を出したる家を除き、其他を三日に別ちて毎戸祈

鎮火祭

禱を行ふの慣習あり。

○鎮火祭。該部落に火災ありたる日に於て、神棚に神酒を供へ、赤飯を炊ぎ、半日又は一日の休業を行ふ。宇高松にては二月五日に於て之を行ひ、村役場にて赤飯を蒸して各組長に頒ち、組長より各戸に分配し、各戸にては神酒と共に之を神に捧げて火災の鎮防を祈る。此日村長は村民を代表して神社に詣で、村民も亦之に倣ふ。消防夫は終日部落内を巡り、一定の場所にて消防演習を行ふ。蓋し高松に於ける大火を明治二年二月六日のサイグワン焼となす。是より先二月五日を以て鎮火祭を行ひ、村吏より赤飯を各戸に分つことありしが、明治元年赤飯に代ふるに酒を以てせしに、翌年このサイグワン焼あり。火は北部村端に起りて烏有に歸するもの大半なり。時人以て神慮に觸れたるが爲なりとし、再び舊習を復すといふ。

神送神迎

○神送神迎。幕末寺子屋のありし時代に於ては、寺子等相集り、太鼓を叩きて村端に神の送迎を爲し、今も、今は其事全く廢れたり。

山祭

○山祭。四月及び十月の九日に山祭を行ふ。普通の家に在りては午後休業し、赤飯を炊ぎて祝するに止まれども、樵夫・大工・桶工等は酒宴を張りて其業務に對する感謝の意を表す。

田祭

○田祭。四月五日及び十月五日の午後休業し、餅等を作りて田神の恩恵を謝す。蓋し四月五日は田神始て田に降り、十月五日に至りて天に昇るものと信せらるればなり。

新年

○新年。新年一月一日には賀狀を郵便に附し、神佛に餅を供へ雑煮を食す。二月一日を重ねの正月

雛祭

と稱し、餅を祝することは前と同じく、三ケ日には寺院に佛事ありて老若之に詣で、四日は仕事始なるも、早く業を終へざれば年中苦勞すと信せらる。七日には早稻田植と稱し、小豆汁に團子を浮べたるを食す。而して其團子を大にする時は當年稻の株張り良しと稱せらる。十五・十六日を正月仕舞と稱しまた休業す。此日奉公人及び嫁等は藪入を爲す。

端午

○雛祭。四月三日各家に萩餅を製して午後休業す。又前日の夜團子を作りて雛に供す。此前後に嫁の生家より餅を婚家に贈る。

歳暮

○端午。笹粽又は小鏡餅を作りて半日休業す。男兒を有する家にては稀に鯉の吹流を立つるものあり。

田植

○歳暮。女子の婚姻先に對して贈物を爲すの風古より存し、もと酒と鯉節を以てせしが、近年は鯉一本に酒を添ふることとし、上流の家にては人夫に擔はせて之を贈るを例とし、下等社會にては酒のみとす。この贈物は其娘が數人の子女を有するに至れば止む。

虫送

○田植。五月下旬に行はれ、早乙女は未明より田に出で、白手拭を被りて談笑しながら苗を植ふ。午前十時頃に前晝とて、黄粉をまぶしたる飯を朴葉に包みたるを田に運びて食せしむ。夕食は小作が親作の田植を補助する場合に於て之を振舞ふものあり。

○虫送。往時は七月中夜間に之を行ひ、松明を携へ太鼓を叩きて田間を巡りしが、今は午前中太鼓を囃して巡り、午後よりは太鼓を一定の所に置いて打ち、夜に入りて大松明を一所にて焚くこととす。

農閑

せり。此の日酒を飲みて祝意を表す。
○農閑。農閑に於ける労働は農具製作・藁細工・麻繋ぎ・割木・炭焼・花筵製造等とし、近來大阪地方に出稼するものも亦尠からず。

休日

○休日。農家に於ける休日は一月一日、二月一日・二日・三日・七日・十五日・十六日(以上正月)、四月三日(雛祭)・五日(田祭)・九日(山祭)、六月五日(端午)、七月一日(水室祝)、八月十五日(盂蘭盆)、九月一日(八朔)、十月五日(田祭)・九日(山祭)、其他六月の田休、田植後の雨降盆、毎月二・三回の御講日等とす。

小作及作男

○小作及作男。小作は百歩に對して地代三斗五升を拂ふを普通とし、五斗以上を納むる者には、親作は野外労働の全部を終りたる後慰勞の酒宴を催す。但し小作が親作を尊敬するの風は漸く减退し、單に資産家として待遇するに過ぎず。作男は從來一年の給金を定め、一ケ年の期限にて備はれ、其行動忠實なるものは契約を連續するの慣習なりしも、今は全然作男を廢し、必要ある際日雇として之を使役す。

娛樂

○娛樂。青年間に於ては尺八・太鼓・明笛・碁・將棋等行はれ、又各字の中央に地藏堂ありて其前に磐持石あり、以て力持の練習に供す。神社の境内には角力場を有するもの多し。
高松に於ては毎年九月四日長柄山に於て相撲を行ふ。此日眞證寺の法會最終日なるを以て近郷の人多く廣至す。往時は其大關に幣を與ふるのみなりしが、近來賞品を與ふることとせり。

雜記

雜記

初寄

○初寄。第三世藩主前田利光の時、高松の肝煎より同地名産の蛤を獻す。藩主則ち謝狀を贈る。其文に曰く、

高松の肝煎共より蛤一折くれ候悦入候其方相心得可申候謹言
六月十三日

西村藏人殿

筑

利光華押

利光は慶長十年首服後の諱にして、元和九年利常と改められ、諡して微妙院と號す。西村藏人は時の郡奉行なるべく、其下に筑とあるは、利光筑前守たりしを以てなり。高松にては此謝狀を得たりし後、毎年一月八日を期し、其軸を床間に掲げ、戶主は禮装して初寄を行ひ、以て年中の企畫計營を議し、終りて鯨餅にて祝盃を擧ぐるを嘉例とせり。

○余地の古鏡

〔古鏡塚〕鴨門漁長

加賀河北郡余地村某の邸後に一小丘ありけり。某去ぬる明治二十三年の春とかや、開墾せばやとてその丘を掘崩せしが、圓らずも摺鉢形に其大なる祝部土器もて蓋へる大なる甕二つ掘出せり。中に腐蝕せる古鏡七面、朽ち折れたる銀二口ありけり。又能登國羽咋郡北大海村御宿のわたりにて古墳を發掘し、此にも二甕を發見し、古鏡七面と銀一口ありけり。(中略)大さは圖の如し。(○)圖略す、徑三寸一分乃至三寸五分。甲乙戊丁は菊唐草に尾長鳥の紋様あり、これ鷓鴣ならん。丙には鶴の紋様あり。是等の古鏡に多く見ゆるものなり。神異經に曰く、昔漢に夫婦あり、夫他國に行くとして別る時、妻の手ならしたりける鏡を破て二片となし、一片を懐にし、一片を妻にのこして再會ふべきの信とす。其妻人に通じけるに、夫が殘しける信の鏡の一片化して鷓鴣なり。

第二十八章 高松村

余地の古鏡

遙に飛で夫の前にいたり、再片鏡となる。夫乃知之。これより後人因て鏡を鑄るに鵠を脊に爲る」とあり、集古十種に古鏡の圖百八十八枚ありて、その中に鵠の鏡四十一面ありて、いづれも和漢の古鏡と見ゆ。又古鏡に鵠の模様つけたるも本據あり、拾遺集に、かどみいさせはべりけるうらに、つるのかたをいつけさせはべりて、「ちとせともなにかいのらんうらにすむたづのうへをぞみるべかりける」とありと、女裝考にいへり。又同書に藤房卿の鏡圖の鏡面に「興國四年辛巳三月吉日寶祥長久兼藤三位資通卿公冥福當塗王經一字三禮一品一錢千部藤從一位宣房卿公福壽不二行者授翁敬白」とあり。又集古十種鏡圖中に豐前國小倉足立山所「掘出」の鏡面に「安立妙見大井御寶前奉施入鏡一面右志爲在原某自病請附云々字佐氏敬白」とありけり。又女裝考に、「藤房卿父君の菩提の爲めに、件の鏡を幾枚も鑄て、所々の靈場に瘞め玉ひし物の、およそ五百年ばかり土中に在りし物、今の世に出し鏡三枚あり云々」、又曰く、「藤房卿の父の手ならし玉ひたるかどみをもて、模して鑄させて、その冥福の爲に觀音の像と俱に所々へ埋め玉ひしなめり。鏡を冥福の爲に供養するは昔の風儀なり」。とありけり。兎まれ角まれかゝる遺物は、古の風俗心意等を知らんにはよき傾りなりかし。

文書

○文書。本村所有の田租開墾等に關する文書左の如し。

寛文四年石川河北兩郡御年貢米之事
草高貳千六百六拾石九斗參合
一千五百參拾八石貳斗六合
内
九百石
參百貳拾壹斗壹升
貳百八拾石七斗參合
七石參斗五合
參拾石壹斗六升壹合
ノ千五百參拾八石貳斗六合
定納御米
堂形詰米、大窪九兵衛・野村六左衛門に渡る
寛文五年大坂登米運賃共
寛文六年へ殘し米、同四月計定大坂登米運賃共
右計定減米
被下口米

一壹貫九百九拾參分九分七厘
右遂御算用皆濟如斯
寛文六年八月八日
夫銀上
岡島五衛
津田宇左衛門
高松村新左衛門
斗升
奧村新左衛門
前田對馬
高松村新左衛門
承應三年河北郡上免米之内
合拾五石六斗八升
右爲作食米糶并新左衛門大熊村谷右衛門相渡候也
承應七年二月廿八日
承應三年加賀河北郡數借本米五拾壹石五斗分貳割利足米之事
合拾石壹斗九升八合
代銀 貳百拾四匁壹分六厘
右皆濟如件
承應四年二月八日
百分壹引
高松村新左衛門
加州加賀郡笠島村物成之事
壹々村草高 内 七石 明曆二年百姓方より上るに付無檢地極
第二十八章 高松村

一 參百參拾四石

外四拾八石寛文三年檢地引高

免 四ッ五步 内 參步參厘 明曆二年より上る

寛文七年新田高

一 拾四石

免 四ッ五步

右免付之通新京升を以可納所夫銀定納百石に付百四拾目充口米石に壹斗壹升貳合充可出也

同村小物成之事

一 百五拾貳匁

一 壹 匁

一 五 匁

出 來

本米貳拾五石五斗

一 五石壹斗

明曆二年に令免除

右小物成之分者十村見圖之上に而指引於有之者其通可出者也

寛文十年九月七日

笠島村百姓中

數借利足

山 役
蠟 役
獵船權役

加州加賀郡上田名村物成之事

壹ヶ村草高 内 拾壹石 明曆二年百姓方より上るに付無檢地極

一 六百八拾七石

免 四ッ七步 内 四 步 明曆二年より上る

寛文五年新田高

免 四ッ七步

右免付之通新京升を以可納所銀定納百石に付百四拾目宛口米に壹斗壹升貳合宛可出也

同村小物成之事

一 貳百九拾壹匁

一 參 匁

一 參 匁

出 來

本米貳拾八石七斗

一 五石七斗

明曆二年に令免除

右小物成之分は十村見圖の上にて指引等有之付其通可出者也

寛文十年九月七日

上田名村百姓中

數借利足

山 役
蠟 役
油 役

加州加賀郡余地村物成之事

壹ヶ村草高 八拾石 明曆二年百姓方より上るに付無檢地極

一 六百八拾參石

免 四ッ四步 内 七 步 明曆二年より上る

右免付之通新京升を以可納所夫銀定納百石に付百五拾目充口米石に壹斗壹升貳合充可出也

同村小物成之事

一 參百六匁

山 役

第二十八章 高松村

一參 久

出來

本米六拾貳石

一拾貳石四斗

明曆二年に令免除

右小物成之分者十村見圖之上に而指引於有之者其通可出者也

寛文十年九月七日

數借利足

蠟 役

余地村百姓中

覺

〇

一高貳拾石

一高拾五石

加賀郡 横山村領ニ而

同 郡 笠島村領ニ而

右當所湯きわにこみたまり有之に付延寶二年之春新開に可仕旨則申付候條當募檢地之上を以見圖り免にて可本納所者也

延寶二年正月晦日

園 田 左 七

河北 彌 左 衛 門

水 上 喜 八 郎

毛 利 又 大 夫

中 村 彌 兵 衛

園 田 左 太 郎

大坂 中村助左衛門

横山村

同 新右衛門

同 同 太右衛門
同 同 新左衛門

笠島村

忠 兵 衛

彦 左 衛 門

甚 右 衛 門

加賀郡笠島村領之内川下砂はせ有之所並ふこ之内こみたまりに而高拾石貞享三年之新春開可仕旨則申付候條當年より二ヶ年作

取三年目四年目は檢地究高を以て見圖り免に而可半納所至五年目可本納所者也

貞享三年二月二十一日

山 本 仙 之 丞

(以下略)

第二十九章 七塚村

總說

○位置廣袤。本村は南北に長き方形を爲し、西は日本海に面し、南は一帶の砂地によりて内灘村に接し、東方は宇ノ氣村に境し、北は高松村に續く。東西の最長距離十四町南北一里二十四町にして、面積奇零三三方里を有す。

○地勢。本村は日本海の沿岸にして、一般に低平なれども、各部落の所在地及びその東方は悉く砂丘を以て繞らされ、河水の流るるもの一もあることなし。其の海岸は一直線を爲し、港灣を有せざるのみならず、漁船の碇泊にだに不便を感ず。

○地質。本村に屬する區域一帶は純粹なる砂丘にして甚だ粗鬆なり。而して數十尺の地下と雖も尙表土と異なることなし。其他地質等左の如し。

字名	地質			字名	地質		
	表土	土	下層土		表土	土	下層土
木津	海成沖積層	褐	砂	外日角	海成沖積層	褐	砂
遠塚	海成沖積層	褐	砂				

○灌溉。本村には貯水池・用水・溝渠等一も見らるべきものなし。

○區劃。本村は木津・松濱・遠塚・白尾・外日角・秋濱・濱北の七區に別れ、其濱北は俗に北村といひ、

戸口

○戸口。大正七年度末現在本村の戸口左の如し。

本籍人口	八、〇二五	現住人口	七、一五四	現住戸數	一、一七七
------	-------	------	-------	------	-------

土地

○土地。大正七年度末現在によれば本村の民有地左の如し。

反別	田	畑	宅地	續泉地	池沼	山林	原野	雜種地	荒地	無稅地
地價	二七、〇九六	一一、三〇六	一五、二二五	三、七〇八	—	三、四〇〇	一、〇〇〇	七、七〇〇	—	一〇、一三〇

交通

○道路。字木津より横山に至るもの十三町、外日角より隣村なる鐵道字ノ氣驛に至るもの十四町、白尾より宇野氣新に至るもの十三町は何れも改修を加へ、車馬の往來を見るに至れり。此等は總て里道にして其總延長十五里十八町を有す。近時七塚村南北縦貫道路の開鑿を説くものあれども、未だ實現するを得ず。

舟運

○舟運。大船巨船の近海に至るものなしと雖も、帆船又は漁舟の來往するものなきに非ず。主として金石・輪島・伏木・佐渡・新潟・直江津・北海道に通航す。而して出漁期に在りては一葉の扁舟に棹して、遠く樺太又は千島に至るものあり。

通信

○通信。本村は宇野氣郵便局の管轄に屬し、字木津に無集配三等郵便局あり。松濱・遠塚・濱北・秋濱・外日角、白尾には何れも郵便函を設け、集配回数は二回とす。電信電話を利用せんとするものは、濱北以南に在りては宇野氣局に、遠塚以北は木津局に至らざるべからず。

行政

○村治。明治二十二年四月町村制實施の際、現在の部落を以て七塚村に編入し、村役場を木津に置く。同四十年八月町村廢台のことありしも何等の變動なく、以て今日に及べり。其村長たりし者左の如し。

村長氏名	就職年月日	退職年月日
白川 治	明治二十二年六月十一日	明治二十七年三月十七日
今井 二郎	同二十七年七月二日	同三十八年五月十六日
高橋 由太郎	同三十八年七月七日	同三十九年十二月三十一日
能任 七右衛門	同四十年一月二十九日	同四十年六月二十八日
南 佐次兵衛	同四十年八月一日	同四十三年六月十四日
金子 喜一	同四十三年十二月二十七日	同四十四年一月十八日

警務

○警務。明治二十二年七月六日遠塚巡查駐在所を置き、松濱・遠塚・濱北・秋濱・外日角・白尾を以て其管轄となし、其後松濱を以て横山駐在所の區域とせり。大正六年十月二十二日之を廢して木津及び外日角に駐在所を置き、木津駐在所は木津・松濱・遠塚を、外日角駐在所は白尾・外日角・秋濱・濱北を管轄す。消防組に關しては交通の便悪しきを以て其設置なし。

産業

○職業。大正七年度末現在本村の業務別戸數左の如し。

業	計
自作	二六〇
自営小作	四六
小作	一八〇
業計	八六六
牧畜業	四
漁業	二〇五
工業	一八
商業	四六
自由業	三
其他	五
合計	一、二七

○生産。大正七年に於ける本村生産物左の如し。

品目	數	量	品目	數	量
麥	五四九	石	水産物製造		
粟	一八〇	石	食料		一〇七、五一四
蕎麥	二四〇	石	肥料		七四、三八七
甘藷	一五〇、〇〇〇	貫	魚油		六一、八〇五
實	七、三一〇	石	輸出羽二重		一〇九九、一〇九

其他輸出 織物	九一、九五〇	綿織物	一八〇、二五七	醬油	一二、四二〇
内地向絹 織物	九三、九三二	酒	三四、三〇〇	造船	二七、三〇〇

本村は古來油桃を産するを以て名あり。其栽培の起原は明ならずと雖も、文政・天保・弘化・嘉永の頃は最も旺盛期なりしものゝ如く、當時に於て一家數百金の収益を擧げたるもの數軒に及びたりといふ。就中宇木津室屋久兵衛は斯業の最熱心家にして明治維新前京阪・武州・野州の諸方面を遊歴し、桃の良種あるを聞けば遠近を問はず之れを求めて栽培せり。故に一時金澤市場に於て室屋桃の稱を呼ぶに至れり。而して此頃は早種よりは中種・晩種に重きを置き、彼の室屋桃の名も晩種中稍々早熟の笹被りに得たるなり。久兵衛に稍後れて桃を栽培せしは紺谷次右衛門・高桶屋又六等なり。其後漸々早種の栽培に傾き、宇木津羽喰屋九郎兵衛の如き早種のものゝみを選べりといふ。此の後宇木津濱岡島源兵衛、宇遠塚櫻屋吉兵衛、宇濱北北西甚助、宇秋濱中屋八兵衛、宇外日角中屋平四郎、宇白尾永波屋等皆早種を選びて栽植し、遂に全村舉つて桃の栽培に意を注ぎしかば、其名廣く天下に知られ、文久・元治の頃加賀藩主及其從臣等はこゝに觀花の宴をさへ催すに至れり。然るに維新後は圃周の松樹を濫伐せしより、桃樹は暴風の爲め頗る衰へて現今の狀況をなすに至れり。依りて桃林に熱心なる人々は大に之れを患へ、在來種の改良を計り、或は外國種・天津水蜜桃・上海水蜜桃・密アムステンジュン等を移植し、其恢復を企圖すと雖も、漸次桑園の増加に従ひ、桃園の減少するは利得の打算によりて然らしむる所にして、亦如何ともし難し。

本村に於て盛に麥作を行ひたるは明治初年頃にして、種々の良種を選びて試作し、明治三十七年戰時農業督勵の際に於ては、其播種量全村にて小麥二十一石四斗五升七合五勺、大麥は五十一石一斗四升なりき。爾後漸減の傾向著しく、麥圃亦年々桑圃に代はるの狀況なり。

甘藷は天保三年宇木津杉本喜平なる人、同村毛利七郎右衛門と共に、商用を帯びて野州足利郡大川村及び同郡猿田村方面に遊歴し、彼の地に於て之を食し、其美味を嘆賞し、種藷を携へ歸りて各自の畑に栽培せり。已にして其收穫せらるゝや之を邑民に分ちしに、翌年其栽培期に際し、近郷傳へ聞きて甘藷畑の視察をなすもの陸續たりしといふ。然れども野州産は土地に適せざりしか、栽培宜しきを得ずして遂に絶滅するに至れり。時に喜平の店員にして羽咋郡塵濱産のものあり。偶々九州地方より渡來せし甘藷を携へ歸りて喜平に贈る。喜平大に喜び、栽培に肥料に能く注意研究を怠らざりき。然れども猶苗の芽立に暗かりしかば、四國地方に出張して甘藷二十貫を買入れ、其地の老農を雇ひ來り、試植の後遂に栽培の法を完成せり。之れより廣く種甘藷を分ち、此地方の一大特産物たらしめ、金澤及び越前に輸出販賣をなすに至り、其積出量毎年船二十餘艘を下らざりしといふ。其品種は從來主として赤甘藷を栽培せしが、明治三十六・七年頃より白甘藷と稱する早生産のものを移入し、次で宇木津の僧一二三盡演は、同四十年頃富山縣下新川地方より黄甘藷と稱する良種を携へ歸りしより、又之れを産するに至り、益々産額を増加せり。現今其苗の芽出は殆んど本村の占有に屬し、年々附近各地へ供給す。

西瓜は貞享元年字白尾唐仁屋三郎平なるもの、支那地方の種子を求め來りて栽培したるに始まり、一時白尾の名物と稱せらるゝに至れり。従つて他に輸出するものも多かりしが、漸次他府縣にも之れが栽培を始め、爲に衰頽の傾きあれども、尙ほ年々の産額頗る夥し。

桑及蠶に就ては今より凡そ六十年前、木津の人毛利宗七の妻が、家業の餘暇垣根の桑葉を摘みて蠶兒を飼育し、一二貫目の收繭を得たるを濫觴となすべし。爾來年と共に村民の注目する所となり、下つて明治十二・三年の頃字木津なる西谷元澤・室本喜右衛門・古田吉平の三人は共に養蠶の利を唱へ、自ら進みて之れを飼育し、處々に桑園の經營を見るに至れり。然れども猶病毒の豫防飼育の方法宜しきを得ざりしたため、漸次衰運の兆ありしに、今より凡そ三十年前字木津の紺谷次作・高橋由太郎・西谷助太郎・龜田喜太郎・字松濱の岡島理平・釜田三郎平・字遠塚の櫻吉和太郎・高井孫十郎、字濱北の喜多西宅右衛門・北井長兵衛、字秋濱の赤井儀八・宮坂加久平、字外日角の能任理一・能任圓六・中川吉三郎・西谷良齋、字白尾の田丸又右衛門・田丸又三郎・油野長右衛門・東惣七等村内の模範となり、桑樹の栽培及び蠶兒の飼育を始めたるに、次で字木津に杉本次太郎あり、蠶業の興起に最も力を盡したりといふ。今日養蠶により巨萬の收入を得るは、實に此等の人々が先導して之を獎勵したるの功に依る。

七塚村に於て羽二重業の率先者は字外日角の能任理一なり。理一は明治二十三年福井縣地方を視察し、機業の郷土に適するものなることを悟り、二十四年村内の婦女子を集めて機業場を創立した

り。次で字木津の紺谷吉二亦斯業に従事し、同二十九年には字秋濱の沖津伊右衛門創業し、同三十年には字外日角能任七右衛門、同三十一年には字木津の高橋由太郎・西谷助太郎・南子太郎、字松濱の釜田増太郎等創業したり。同三十二年には雨後の筍の如く斯業従事者を出し、同三十三年の七塚村統計によれば羽二重機業家數十九戸となれり。次で明治三十二年三月に至り、字木津龜田喜一郎の主唱により七塚精練會社を創立す。喜一郎は本縣工業學校の出身にして染織練業に巧みなること、土地の名望家たることの故を以て、推されて社長兼監督長となり、益々斯業の發達を計り、遂に他郡市より續々精練を依頼せらるゝに至りたり。而して時勢の進運に連れ、羽二重機業も大に進歩し、或は電力・水力・發動機を利用し、力織機により其生産能力を増加するに至りしかば、字外日角の能任七右衛門は早くも之を學び、同四十一年より石油發動機の力織機を裝置して盛に織出するに至れり。是に於て字外日角表善太郎、字木津の高橋由太郎も之れを始め、尙ほ引續きこの裝置を設くるものを出し、一時發動機を用ゆる工場五六を數ふるに至りしが、大正二年の頃より村内に石動電氣會社の動力供給を受けたるを以て、漸次電氣力織機に代へ、益々大規模の發展をなしつつあり。鈴虫は白尾の海濱に最も多く産し、晩夏より初秋に至りて砂上矮草の蔭に清音を弄す。金澤市に鬻がんが爲に之を捕ふる者多し。

松露もまた當地方名産中の一にして、黒松の叢林中に生じ、芳香能く玩味するに足る。發生の季節は春秋二回なれども、秋季に於ては其量多からず。

教育

寺子屋

教育

○寺子屋。幕末の頃秋濱には赤井儀八、外日角には西谷良齋、白尾には藤原則満、木津には杉本九左衛門・毛利宗七・室本喜右衛門あり。遠塚以北の子弟に在りては、今の髙松村上田名なる岡部彌太郎に師事せり。此等の寺子屋に於ては名頭・商賣往來・消息往來・狀之文・風月往來・國畫・名物往來を手本とし、讀方を授けると共に書方を練習せしめ、算術は珠算にして八算・見九等を教へたり。教授の時期は通年にして、毎日午前九時より午後四時に及び、兒童の年齢七歳より十五歳に達せり。而して四書五經等の書を讀まんとするものは、木津の醫家西谷元澤・竹内養安に就學せり。

小學校

○小學校。明治十年八月十七日秋濱に貫練小學校を創設せしが、同十六年四月之を廢して外日角小學校に合併す。

明治八年十一月始めて外日角に民家を代用して公立外日角小學校を設け、二年を経て白尾に亦小學校を設く。其後兩校聯合し或は分離せり。同十八年・十九年、此兩年間本校は一時廢せられて宇ノ氣小學校に合す。同二十年四月小學校令實施せられ、更に外日角に簡易科外日角小學校を置き、外日角・白尾・秋濱・濱北の四字を以て通學區域と定められたり。當時校舍は尙民家を代用せしが、同二十三年二月外日角ホ一〇九番地に校舍を新築して此に移る。同二十五年新に小學校令實施せられ外日角尋常小學校と改稱す。同三十年七月校舍を増築す。同三十四年九月今の地に校舍を建て、同三十九年四月高等科を併置す。依りて同年八月増築起工し、同四十年三月落成せり。其後兒童増

加のため校舍狹隘を告げ、同四十四年七月復たこれを増築せり。大正四年十二月大典記念事業として講堂を新築し、次で同五年六月奉置所を竣成せり。同六年十月七日天皇皇后兩陛下の御影を拜戴す。其學校長たりし者左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
原 義一	明治八年十一月十七日	明治十一年二月
竹田大十郎	同十一年三月	同十二年五月
河合萬房	同十二年五月	同十四年四月
山本久房	同十五年十月	同十七年二月
松岡勝次郎	同十七年四月一日	同十七年十二月
(此間一時廢校)		
松岡勝次郎	明治二十年四月一日	明治二十年六月
中村愛信	同二十一年三月	同三十年十二月
井上六郎	同三十年三月三十一日	同三十一年十一月十六日
吉崎狗一	同三十二年四月十九日	同三十四年二月六日
青木貞臣	同三十四年二月六日	同三十四年九月十七日
蓮本常吉	同三十四年九月十八日	同三十五年九月六日
室石勝次郎	同三十五年九月六日	同三十七年四月九日
石川露吉	同三十七年四月九日	同三十七年四月九日
蓮本常吉	同三十九年四月一日	同三十九年四月一日
北村次作	同四十年四月十日	同四十年四月十日
岡本真	大正六年三月三十一日	大正六年三月三十一日

明治六年八月當字光源寺の一部を借り受け木津村落小學校と稱す。同十年二月校舍新築落成し、本立小學校と稱す。其後校舍の改稱等科の變更等ありしが、同二十年四月簡易科及尋常科を設置し、同二十五年四月改めて尋常小學校となす。同三十年四月更に高等科を併置し、同三十九年六月現校舍新築に着手し、同四十年一月落成したるを以て茲に移轉す。同四十四年三月校舍増築に着手し、同年六月竣工して七月兒童全部を收容す。大正元年八月校舍増築に着手し、同年十一月二日竣工す。同六年十月七日天皇皇后兩陛下の御影を拜戴す。其學校長左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
山本永惇	明治六年八月	明治七年六月
金丸喜太郎	同七年七月	同十年五月
山本永惇	同十年五月	同十一年十一月
(此間不詳)		
宮本余所男	同十五年九月	同十五年九月
板坂道雄	同十六年五月	同十八年五月
三島圓照	同十八年五月	同十九年三月
松岡勝次郎	同十九年四月	同二十一年四月
中村愛信	同二十一年四月	同二十七年七月十日
泉平作	同二十一年七月十日	同三十四年四月一日
藤内俊一	同三十四年四月一日	同三十四年六月十三日
青木貞臣	同三十四年九月十七日	同三十七年四月一日
吉崎狗一	同三十七年四月一日	同三十八年三月三十一日

青年團

○青年團。本村木津・松濱・遠塚・濱北・秋濱・外日角・白尾各部落に於ける若連中が、青年會の形式に變せしは、明治四十一年十月所謂戊申詔書煥發の後にして、多くは翌四十二年の組織に係り、年齢十五歳乃至三十歳の者を包容し、冬季夜學の開設、圖書文庫の經營・角力・擊劍・銃槍術の試合會を催し、又多少風紀の改善にも注意せり。就中遠塚青年會の如きは本縣教育會河北郡支部より表彰せられたることあり。然れども尙祭禮の餘興、新年の宴會等に力を傾くるものなしとせず、且つ此等の場合に在りては、經費及び勞力の負擔に關し、年少者が年長者の犠牲に供せらるゝの悪弊あり、その改善を要するは識者を待たずして知るべかりしなり。然るに大正五年偶々石川縣は青年團準則を公布せしを以て、九月二十九日從來の青年會を解散し、新に七塚村青年團を組織し、團長は村内兩小學校長の交代制となし、漸く基礎を鞏固ならしむるに至れり。

○夜學會。夜學會は青年團の事業として毎年十一月より翌年二月に至る間、一日二時間乃至三時間に亙りて授業を爲すものとす。其會場は七塚尋常高等小學校・松濱夜學場・遠塚夜學場・秋濱夜學場・外日角尋常高等小學校・白尾夜學場の六ヶ所に之を開く。冬季に於ては京阪其他の地方に出稼する者多きを以て、夜學會員は青年團員の總數に比して少きを免れざるも、在郷の者は盡く出席せざるものなし。

夜學會

圖書館

○圖書館。本村青年團には其附屬事業として、木津青年圖書館・松濱圖書館・遠塚青年圖書文庫・秋濱濱北圖書館・外日角青年圖書館・白尾青年圖書館の六簡易圖書館を有し、業閑を利用して閱讀せしむ。此の經費の出途は、各部落の青年團員に賦課徴集す。

宗教團體

○宗教團體。大谷佛教婦人法話會は同派寺院及び在家の篤信婦人を以て組織するものにして、毎月各寺院を交々會場となし、法話會を開きて宗義の宣傳に努む。

神社

神社

神明社

○神明社。字木津に在り。無格社にして天照大神を祀る。高松村賀茂神社の末社なり。

住吉社

○住吉社。字松濱に在り。無格社にして底津綿津見神を祭る。高松村賀茂神社の末社なり。

住吉社

○住吉社。字遠塚に在り。無格社にして中津綿津見神を祭る。高松村賀茂神社の末社なり。

稻荷社

○稻荷社。字濱北に在り。無格社にして豊受比咩神を祭る。高松村賀茂神社の末社なり。

八幡社

○八幡社。字秋濱に在り。無格社にして應神天皇を祭る。高松村賀茂神社の末社なり。

住吉社

○住吉社。字外日角に在り。無格社にして上津綿津見神を祭る。高松村賀茂神社の末社なり。

住吉神社

○住吉神社。字白尾に在り。無格社にして底筒男命・中筒男命・表筒男命を祭る。内灘村小濱神社の末社なり。社記にいふ。元龜二年白尾村を距ること一里餘の海中に光輝を發する者あり。三日にして海岸に著したるを見るに大石なり。衆怪みて敢て近づく者なかりしに、翌日魚族其光を慕ひ集ま

る者多かりしかば、里民は之を網して巨利を博せり。是に於て産土神小濱神社の神職と謀り、彼の大石を引揚げしに、重量凡そ百五十貫あり、光輝を發すること尙前日に異ならず、依りて祠を建て之を祭り、住吉大神と號すといふ。

寺院

寺院

光源寺

○光源寺。字木津に在り。眞宗本願寺派にして本座二等とす。元祿六年榮法といふもの之を開創す。

正樂寺

○正樂寺。字木津に在り。眞宗大谷派にして別助音地なり。大永二年慶圓之を開創す。明治に至り祝融の災に罹りたるを以て堂宇を再建し、同四十四年遷佛したり。

應現寺

○應現寺。字木津に在り。眞宗大谷派にして別助音地なり。慶長二年淨山といふ者之を創立す。本寺に聖德太子の像あり、毎年奉讃會を執行するを以て近郷に著はる。

專通寺

○專通寺。字松濱に在り。眞宗大谷派にして別助音地なり。開基を願西といひ、天文六年之を創立す。

佛願寺

○佛願寺。字遠塚に在り。眞宗大谷派にして別助音地となす。開基は當國山田の城主廣瀬伊賀守の臣林憐之助といひしが、本願寺蓮如に歸依して名を觀介と改め、文明五年六月狩鹿野村に一字を創立して、佛願寺と稱し直參道場となり、明治二年に至りて寺號の公稱を許可せらる。然るに此地屢

々風害ありしを以て、同二十九年六月三日今の所に移轉を出願して其許可を得たり。

道安寺 字秋濱に在り。眞宗大谷派にして別助音地なり。明應二年三月圓喜といふ者、當村の西端に之を創立して道安寺と號し、文政十年三月第十一世玄聞の時今の地に移る。

因託寺 字外日角に在り。眞宗大谷派にして院家地とす。寺記に依れば、もと本郡山田村に曹洞宗德應寺ありしが、本願寺蓮如の北巡するや之に歸依し、同時に外日角に移る。元龜中本願寺顯如の織田信長と兵を石山に交ふるや、寺僧德從之を輔けて大阪に在ること十一年、天正十年に至りて歸郷す。寛永十八年宗彌の時、宣如は德從の功を追賞して因託寺の號と如信の眞影を贈る。

双樹寺 字白尾に在り。眞宗大谷派にして別助音地なり。明應二年四月教誓之を創立す。

龍賢寺 字白尾に在り。眞宗大谷派にして別助音地なり。本郡山田の城主廣瀬伊賀守といふもの、敗戦の後薙髮して本願寺蓮如に歸依し、名を淨誓と改め、文龜二年五月本村の西方に一字を創建して龍賢寺と號す。

専長寺 字白尾に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。永正十年淨珍といふもの之を創建す。其鐘樓は飛驒の工匠の作なりと傳へしも、今は腐朽して傳らず。

名蹟

七塚

〔能登旅行所見〕齋藤義基氏

六日(○明治二十八年十二月)河北郡七塚村に到り、其名のいぶかしさに逐一各字を尋ねけれども、一も塚の如きものなかりき。字松濱に眞言專通寺といふ寺あり。此寺の僧につきて七塚の事を尋ねけるに、僧の曰く、今は各字共に塚の如きもの更になし。然れども、こゝに古老より傳ふる話あり。此七塚は伊藤太郎兵衛宗清外六名の塚にして、其内遠塚は宗清の塚なれば、昔は太郎兵衛塚といひしを、元祿の頃時の奉行太らへを遠と讀み誤りしより、遠塚といひならへりといふ。そは上金石に妙覺寺といふ眞宗の者あり。こは遠塚より移轉せしものにて、其妙覺寺の太子七高僧の裏書に、東本願寺十三代宣如上人の筆にて、太郎兵衛塚妙覺寺とあり思ひ合すべしといへり。又此人の話に、此村々には、何れも二三十年前までは、所々に黒土のあらはれし所ありて、赤色灰色の土器及其他破片など多くありたれど、今は砂山となりて埋りて見えずといひき。

木津 此地の最舊家を小笠原家(寺屋)橋家(龜屋)畑中家等とす。此等の祖先は文治年中平家の軍に屬し、壇浦の戦敗れて四方に離散せしが、遂に逃れて此地に來り、之れと相前後して居を構へたる南屋等と結びて、此村の濫觴を成したりといふ。案するに此地は往時白尾岬の北方に位し、幾分風波を避くるに好都合の土地なりしものゝ如く、木の津と唱へて材木の集散を以て知られ、南部・秋田方面との取引殷賑を極めたり。後ち加賀藩の代官所を置かれ、宏壯なる納米倉庫は巍然として近郷に其威を示し、庶民の活計亦裕かなりき。爾來年所を経るに隨ひ、材木の集散は其跡を絶ち、代官所亦廢せられ、富力も幾分疲弊して昔日の俤なしと雖ども、今日尙ほ七塚村役場所在地として本村自治の中樞たり。

松濱 往古當字の富豪某寶達山に金鑛を採掘し、窮民を招き勞役に従はしめき。然るに不幸鑛坑崩潰し、工夫其他従業員殆んど全滅するの悲運に遇ひしことありといふ。今松濱に專通寺あり、寶達山下の各村に檀徒多し。これ古へ松濱より出稼したる鑛山役夫の末裔なりといふ。案するに寛永

五年寶達山なる鑛鋪十二崩壞す、蓋し此時の事なるべし。又當字に折戸氏を冒すもの十數軒ありて、天文年間能登珠洲郡折戸より折戸屋長兵衛外一名の來れるに基くといふ。

○遠塚。元祿年間に於て此所を太郎兵衛塚と稱したるは、記録に徴して明なり。後ち「太らへ」と書したるを謬りて遠字となし、遂に遠塚と稱するに至れりといふ。太郎兵衛なるもの墓蹟尙存すと傳ふれども明ならず。

濱北。古は北と稱し、秋濱に屬する一小部落なりしもの、如くなれども、後家屋の増加するに従ひて獨立せるなり。維新後今の筭谷村なる北村を山北といふに對して濱北と改む。

○秋濱。今の高松村字横山なる賀茂神社が隆盛を極めし頃、十二坊の社僧ありて之に屬せしが、彼等秋季に至る時は、常に此濱邊に來りて漁撈を爲せり。之より秋濱の名を生せりといふ。恐らくは牽強の説なるべし。此邊一帶は鷗の浮遊するを以て著はれ、最も海水浴場に適す。

○外日角。外日角は元と内日角より分離せるものなり。或年内日角に疫病流行し、人民居るに堪へず、其十八戸は遂に之を避けて海濱に移る。之をこの部落の濫觴とすと傳ふ。

○白尾。白尾の地は往時岬角を爲して海中に突出せり。而して其位置越前岬と能登岬の中央に當るが故に加賀岬と稱へ、白尾・田丸の二村ここに存せり。然るに白尾の膨大するに及びて田丸を包含し、西方海岸は次第に波濤の爲に侵蝕せられて、凹凸を失ふに至れるなりといふ。今村内に田丸氏を冒すもの多きは、蓋し此關係を説明するものなるべし。

〔大日本地名辭書〕

白尾。今木津・日角等と併せ七塚村と改む。内灘の北につゞきたる海濱とす。白尾は盛衰記の白生にして、大字日角は盛衰記の日角見にあたる。

ツブリ山。七塚にツブリ山といふあり。ツブリ山は圓山の轉訛なるべく、圓山とは車塚・龜塚・二子塚・瓢箪山・茶白山・丸山・兜塚・瓶山等と共に古墳の一名なり。

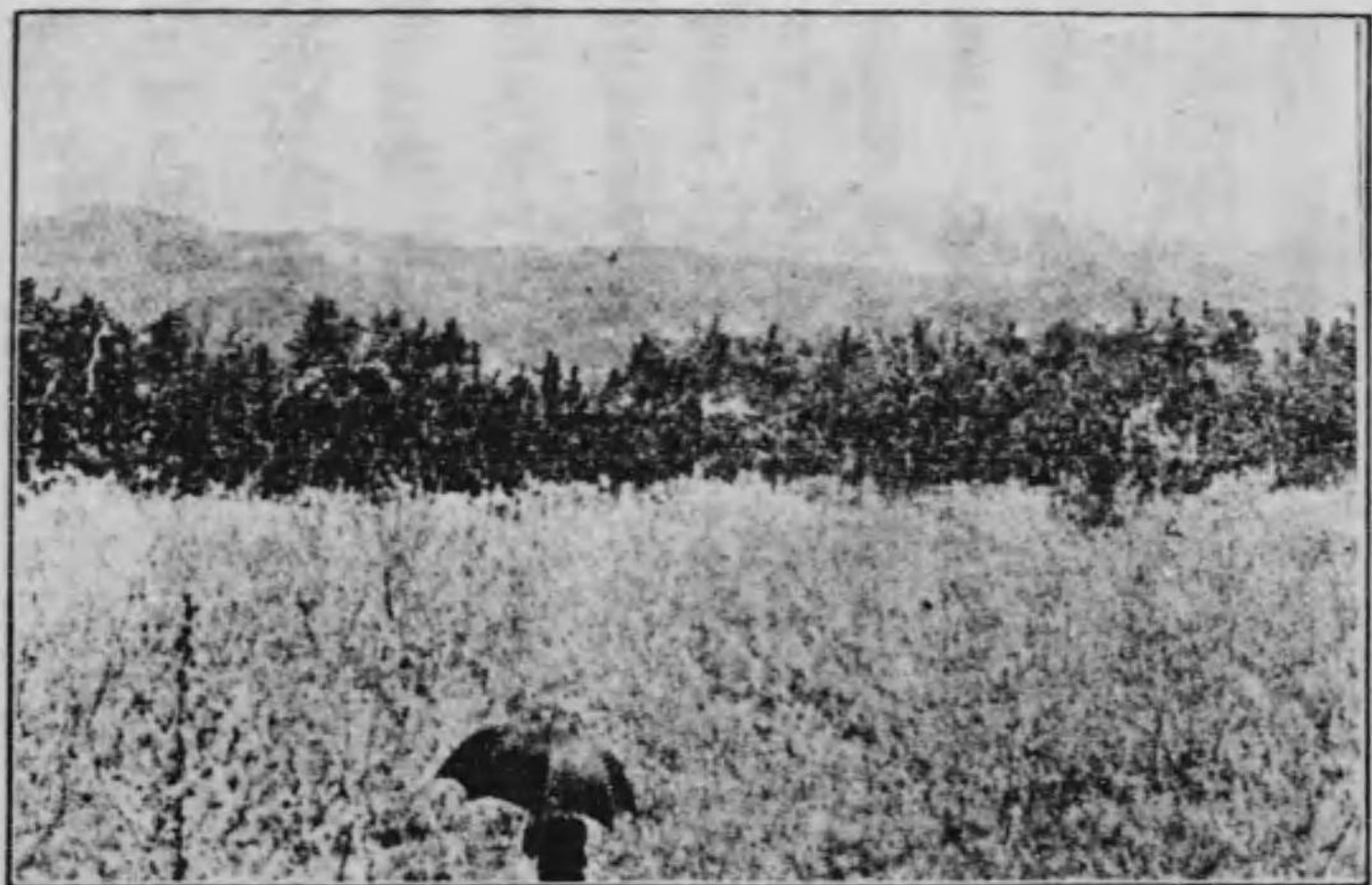
○高麗野。字木津に高麗野と稱する地あり。蓋し寶龜七年高麗の使輩三十人溺死して江沼・加賀二郡に漂着したりとは續日本紀に載する所なり。此地疑らくは彼等を埋瘞せし地なるべしといふ。

〔北邊要考〕

寶龜七年十二月渤海使風波の爲めに船破損して人員多分没命し、残れるもの海に漂着す。續日本紀に、寶龜七年十二月乙巳廿二日渤海國遣_三獻可大夫司_三實少令開國男史都象等一百八十七人_三賀_三我即位、並赴_三彼國王妃之喪、比_三着_三我岸、忽遭_三惡風、極折帆落、漂没者多許、其全存僅有_三四十六人_一、便於_三越前國加賀郡安置供給とあり。按に同九年四月丙午の條下に先_三是寶龜七年高麗使輩三十人溺死漂_三着越前國江沼加賀二郡_一、至_三是仰_三當國令加_三葬埋_三焉とあり。然れば加賀國海上にて船破損し、溺死の死骸能美石川の海岸に漂着せしこと、聞ツ。但埋葬せし地所はいづれの地なりけん。喪葬令に凡皇都及道路側近並不得_三葬埋_三と見え、いにしへ加賀の地の官道は海邊通りなれば、濱邊より隔たる地に埋葬せしなるべし。

石川訪古遊記至_三木津村過_三高麗野、其形似_三△字_一、浦人云磯碕不可_三嬰、廿七年前_三去_三天保十年_一、土人墾_三開此野_一、得_三古刀_一、朽鏃不可_三用、亦多_三塔石_一云々と。今按に若くは高麗人の遺蹟ならんか、故に高麗野と呼べるにてもあるべし。

○桃圃。字木津を中心とせる一帯の砂濱には桃林最も多く、陽春四月満開の候に在りては一望皆紅霞の美觀を呈す。故に遠く金澤地方より笥を曳くもの多し。



木 津 の 桃 園

〔天津繪節〕
御國の名所の中に入れても、名高き木津浦の桃、花の盛は吉野にまさる。旦那さんは數多の藝者引連れて、揃ひの手拭ありやらんやつとこせい。提重に瓢、手に胸渡ひ、あく松露かゝ、見渡す磯邊に都鳥千鳥、ひよい／＼、土産にひらひし矢の根石、お辰りや迎船に焼蛤、茶碗酒、とんつく大騒ぎ。

傳 説

○唐仁屋。唐仁屋三郎兵衛は字白尾の豪商なり。初め京三度たりしが、一日江州高槻に宿せしに、福神の顯れて鉅萬の財を與ふるを夢む。後外國貿易を試み、以て巨利を博し、伊呂波四十八字に當てし千石船四十八艘を造り、支那・印度・南洋等に航行せしむ。然るに一年家人の希望に任せ、所有の船舶を悉く白尾浦に集めて、其豪富を示さんとしたるに、海上暴風起りて忽ち之を覆没せしめ、一朝にして破産の憂を見るに至りしかば、家族等四方に離散せりといふ。而も三郎兵衛は其盛時に造りたる銀杖金椀を失はず、其奇

矯なる容姿は、至る所に世人をして怪訝せしめき。後ち上田に流浪し、古へ召使ひたる番頭の困窮するを聞き、殘餘の財を傾けて之に與へたりといふ。

人 物

○岩佐清兵衛。藩政の時十村役を勤め、金津郷二十四村を統ぶ。其在職中自村白尾の畑を開墾し、内日角に於ける河北潟の沿岸埋立を爲す等、功績頗る見るべきものあり。其年代は詳ならずと雖も、内日角に於ける新開田の岩佐開が錢五開よりも水面に遠きを見れば、錢屋五兵衛よりも古きを知り得べし。

○高橋佐助。文化十三年十一月十一日金澤大衆免に生る。幼にして母を失ひ、木津の高橋氏に養はる。佐助壯年に及び、夏は農を業とし、冬は七尾より魚を購ひて賣るを常とせり。家貧なるを以て年三十に至りて未だ娶る能はず。母死して父に仕へ至孝なり。父酒を嗜むを以て、佐助は日々の収益を割きて必ず酒肴を調ふ。若し他行して在らざる時は、必ず其費用を木津の肝煎某に託せり。一日佐助七尾に至り、其酒肴料を肝煎に遺さざりしことを回憶し、直に夜行して歸り、其怠慢を父に謝したりき。而も父の酒癖甚だ悪しく、酔へば必ず佐助を逐ふ。佐助は父の意に従ひて去り、其醒むるを待ちて窃に家に入りきといふ。事藩主の聞く所となり、弘化四年十月青指十貫文を與へて之を賞す。明治二十二年六月歿す。

○櫻井彌左衛門。彌左衛門は文政三年十一月十日遠塚に生る。性質質にして柔順、早く父を喪ひ、

母と共に農を業とす。母老て鮮魚を好む。彌左衛門外より歸るや必ず之を携へて母に食はしむ。母の病床に就くや、彼れ家業を抛ちて傍に侍し、鞠養一として怠ることなし。彌左衛門西瓜及び甘藷の栽培に妙を得、其收益人に倍す。隣人傳へて曰く、孝子の頭に神存す、彼の收穫多きは人爲に非ず。慶應元年十月五日藩主鳥目五貫文を賜ひて之を賞す。明治二十八年八月二十四日八十六歳を以て歿す。

金田小助

○金田小助。嘉永元年五月五日松濱に生る。家素より貧にして漁を業とす。其父は酒を嗜み母は病床に在り。小助年僅に十二・三にして朝夕母の病床に侍し、其出漁する時鮮魚を携へ歸りて父に侷む。困憊其極に達するも敢て怠らず。近郷傳へて衆兒の模範とす。藩主之を聞き、慶應三年九月鳥目十貫文を與へて、其至孝を賞す。

松本宗兵衛

○松本宗兵衛。宗兵衛は寛政八年十二月十日羽咋郡東野に生る。年十六にして木津村小笠原小右衛門の僕となり、明治七年十一月十五日七十九歳にして歿するまで、終始一日の如く主家の爲に忠勤を盡せり。元治元年藩之を賞して米七俵を賜ひ、明治七年十月石川縣復た金圓を與へて之を賞せり。

寺井みよ

○寺井みよ。みよは源兵衛の娘なり。文政八年五月一日木津に生る。十三歳の時始て同村小笠原小右衛門に仕へ、明治二十二年二月六日其死するに至るまで忠直無私、實に得難きの良婢たりき。元治元年藩之を賞して米五俵を與へ、明治七年十月及び同二十一年一月の二次に石川縣より金圓を

賜ひたり。

德應慶祐

○德應慶祐。慶祐は因託寺の僧なり。文化七年八月二十日外日角に生る。資性實直にして常に公共の事業に盡瘁す。明治十年能登街道開鑿の議あるや、宇ノ氣より高松間の工事監督の委託を受け、十二年を以て其功を竣ふ。本山慶祐の國事に盡すを嘉し、一代國許限餘間地出仕の特典を與ふ。實に異例に屬すといふ。車道開鑿の後、橋梁の破損道路の缺壞等苟も修繕を要することあれば、上司必ず慶祐に命じ、慶祐も亦進みて其事に當れり。慶祐は宗教界に於ても徳望あり。明治二十年加賀國第十一組長となり、翌二十一年相續講施行用掛を命せられて功勞あり。因りて異紋緞子輪袈裟一領を賞與せらる。同年加賀國勸學委員を命せられし外、本山の役務に就きしこと多し。明治二十九年六月十二日七十三歳を以て寂す。

戰病歿者及癡兵

戰病歿者及癡兵

戰役	兵種官等級	位勳功	氏名	事故
日露戰役	陸軍砲兵軍曹	勳七等	遠田喜太郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	松本作太郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳七等功七級	銀治文太郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	松本仁太郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	折戸與太郎	戰死
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等	鹽谷與太郎	戰死

葬儀

○葬儀。死者ありたる時は通夜を行ひ、翌日葬儀を行ふを常とす。訃音に接したる者は、親疎の別により香奠の外に饅頭・線香其他佛前の供物又は料理材料を贈る。死去の當夜は全部落盡く参詣し、讀經の後菓子及び二・三品の料理を出して饗應す。而して其多數は午後十一時頃に散じ、少數の親戚のみ通夜す。葬送には敢て奢侈の風あらざるも、焼香すべき近親の多きを誇とし、其の前後の順序は甚しく重大視す。佛前の盛物は火葬場に至る途次分配するを例とすれども、之に先ちて強奪せんとするものすらあり。忘中に於ては追善の爲に法話會を催すを一般の例とす。

法會

○法會。死者に對する法要は七日・十九日・一年・三年・七年・十三年・十七年・二十五年・三十三年・五十年に行ふを普通とし、花束くわさくと稱する供餅・饅頭・干菓子類を親族に分ち、尙其の参詣を乞ひて讀經の後饗應するを例とすれども、下流にては讀經のみにて他を省略するものなきに非ず。

御講

○御講。各部落には親爺御講・若衆御講・尼御講の組織あり。何れも春・秋二回會合し、殊に秋季に在りては報恩講を兼ね。此際講中は互に少量の佛供米と一・二錢宛を醸集し、其費用の殘額は之を本山に寄贈す。其他木津光源寺の信徒が組織する兩全講あり。毎月閑散の時季に於て檀徒輪番に法話會を開く。

盂蘭盆

○盂蘭盆。七月十五日之を行ふと雖も、時恰も漁業・養蠶等の繁忙期に屬するが故に、墓參の外何等の行事あらず。中元の決算も多くは此時に行ふ。

祭禮

○祭禮。春・秋二季各部落共に祭禮を行ふと雖も、其春季に在りては僅に其名あるのみ。秋季には

新年

部落擧げて業を休む。其初日を夜宮と稱し、午後十時頃より神輿の出御あり、假造の行在に遷座す。此の間數時を要し、時には夜を徹することあり。餘興として煙花・獅子舞・踊・屋臺と稱する囃・サツサイと稱する小獅子等あり。

餅搗

○餅搗。新年の行事は二月に於てす。然れども僅に雜煮を祝し鏡餅を飾るに過ぎずして、廻禮の如きも一般に行はれず。寺院に對し御年頭詣を爲す外は、親戚相往來して簡單なる飲食を爲すのみ。

歳暮

○餅搗。一般に一月下旬に行はる。

娛樂

○歳暮。八月十五日の中元及び一月下旬の歳末を共に御歳暮と稱し、親戚間に相當の贈答を爲す。

雜記

○娛樂。木津に於ては毎年八月二十日正樂寺報恩講の中日に於て放樂相撲を行ふを恒例とし、近郷に其名著はる。

寺屋

○寺屋。天正中木津村に法泉寺といへる眞言寺院ありて保坊といへる禪尼あり、天正八年を以て寂す。保坊の姪ヤスは羽咋郡川尻より源次郎を迎へて婿とし、商を營みて寺屋と稱す。寺屋の全盛期は正徳年間にして、近郷に資金を貸附し、恰も一大銀行の觀ありき。是より先き藩主前田利常に松苗五萬本の下附を乞ひ、之を海岸に植栽す。之を同地に於ける防風林の始とす。寺屋は其收穫米二千石中、飯米を除くの外悉く醸造に用ひたるを以て、金澤以北七尾以南に於て第一等の酒造家と

土地沈降

して、其屋前には露店を出すものすらありしといふ。其後商勢次第に傾き、家屋は之を毀ちて松濱なる釜田三郎平の有に歸せり。現に存するものは舊時の四分の一に過ぎずと雖も、尙當地方に於ける巨屋を以て稱せらる。

○土地沈降。此の地方の海岸一帯が沈降しつゝあるは、白尾が往昔岬角なりきこの口碑を存するのみならず、龍賢寺が海水の浸蝕に依りて寺地を移轉せる文書あるに見るも明なりとす。

拙寺九代以前住持淨誓と申僧、文龜二年に河北郡白尾村領の内、地子地三百歩之所に寺建立仕、只今迄居住候。然所近年段々海濱近く罷成申候而、風當り強砂吹埋申候故、寺殊外及大破難義仕るに付、同村端東の方に三百歩の所へ屋敷替仕度奉存候。則旦那中並に居村百姓中へ致相談候處、何れも致納得、御上儀御願相叶候は、屋敷可相渡旨申候。此段聞被取分、拙僧願の通同村領之内へ屋敷替仕る様に、寺社御奉行所に被仰達被下候は、忝可奉存候、以上。

延享四年六月

瑞泉寺（○金澤一向宗觸頭）

河北郡白尾村 龍賢寺

難破

○難破。明治十八年七月二十六日海上暴風起り、鯖釣漁船數十艘は激浪の爲に翻弄せられ、漁夫の溺死するもの相亞ぎ、状況轉た慘鼻を極む。其白尾に於ける死者七十六人、外日角のもの六十九人、其他七塚全村にて二百八人を出し、遭難者の近親は海岸に彷徨して、死屍の漂着を待つこと一週間に及び、學校を開く能はざること半ヶ月に至れり。時の戸長倉知與は此の慘狀を見るに忍びず、寢食を忘れて善後策を講じ、有志は金を醸出して粥を窮民に施與したり。

第三十章 内灘村

總説

總説

位置廣表

○位置廣表。本村は河北郡の西方一帯を占め、北は宇ノ氣村字大崎に隣し、南は石川郡粟崎村に界し、東は河北潟に臨み、西は日本海に面す。東西十一町、南北二里五町にして、面積奇零六四方里有す。

地勢

○地勢。村内には一も山川あることなく、一帯の砂丘凡そ七百町歩に互れり。耕地としては河北潟に沿ひて僅少の畑地の松林中に散在せるを見るのみ。此等の砂丘は漸次東方に向ひて進行し來れるものにして、爲に人民の屢々其居を移すの必要に迫られしことは、之を左記の文書に徴して明瞭なりとす。

〔本村所藏文書〕

乍恐書付以奉願候

一、私共在所之儀者村園林等茂無御座、潟縁に家建居住仕候故、年々家越の砂吹懸、當時家續後方砂山岸に懸り、遂危居住難罷成候に付、領地之内屋舖替之場所村中示談仕り候得共、家建替可申場所無御座候間、何卒相成候儀に御座候者、領地本根布村領北之上貳百五拾間借地仕屋舖替仕度奉存候、此段本根布村御詮儀被成下、指支不申候者奉願候通被爲仰付可被下候、尤村家數七拾五軒之内參拾軒餘砂吹懸當時危場御座候、尙相残り申者共隨分手段を盡して砂防候得共、此末五三年之居住茂難計奉存候間、追而右借地の家建被爲仰付候様奉願上候以上、

寛政五年三月

大根布村肝煎 四郎右衛門

同 村組合頭 與 兵 衛
同 十 兵 衛
同 源 四 郎
同 久 右 衛 門

白尾村 理右衛門殿

右大根布村家越砂山那多禮落居住難罷成相斷、見分仕候處相違無御座候間、本根布村の屋舖替奉願候通被仰付可被下候以上、

林 彌 四 郎 殿

高澤平次右衛門殿

一、表書取替家建願之趣御用番御年寄衆の相達、御開届之上承届候條、借地境念度相立置、以來申分無之機相心得可申候以上、

高澤平次右衛門

林 彌 四 郎

〇

一、私共隣村大根布村家越の砂吹付居住仕兼候に付、私共在所領の致借地家建仕度旨相願候に付、指支申儀茂無之候やと御尋被成候、私共村中一統示談仕候處、大根布村願之趣無據諱私共思惟申通に御座候間、大根布村領境より本根布村領之内、北之方貳百五拾間貸渡置可申旨、村中何茂申聞候間、大根布村より御願申上候通被爲仰付可被申候、尤領境之儀者前々の通相心得可申候得共、御請書印形仕上申候以上、

寛政五年三月

向粟崎村本根布村肝煎 伊 右 衛 門

組頭 多 右 衛 門

白尾村 理右衛門殿

右本根布村之者共手前相札候處、相障申儀無御座旨に付、印形爲致上之申候以上、

林 彌 四 郎 殿

白尾村 理右衛門

高澤平次右衛門殿

表書之趣御用番御年寄衆の相達御届候、爲後年本根布村書付相渡置候也、

林 彌 四 郎

高澤平次右衛門
大根布村百姓中

乍恐口上書を以申上候

一、私共在所之儀、先年者家數御座候て、他に出船商賣も仕り候へ共、段々困窮家數大分減申に付、寶永五年に御断申上、地子銀百貳拾五匁之内百拾五匁御用捨被爲成、向後拾匁上納可仕候様被仰付奉存候、然所其後又候家減、今程漸三軒に罷成申候、居殘り申者共一同暮しも可仕様無御座候に付、家砂吹懸り砂除垣も可仕様も無御座候故、唯今の在所に居住可仕様無御座候間、領五らび向粟ヶ崎村近所に、幸湯近村より近年植申松林之影に在所を建居住仕度奉存候、左様に御座候へば、先年被爲仰付被下候新開も段々出来仕候ば、近所家數有之村々より段々弟せがれ等之内を出し、家數相立、畢竟本根布村退轉不仕候様仕度奉願候間、願之通り被仰付可被下候以上、

正徳四年十二月

御郡奉行様

御改作奉行様

乍恐書付を以て奉願上候

私儀實は坪内六郎兵衛二男に御座候、思召御座候に付、先年以來断絶致し居候生田勇次郎名跡相續昨己卯五月被仰付、居屋敷百五拾步被下候て家立可仕旨被仰下難有奉得其意候、乍併右居屋敷地は砂吹付家立難仕候間心配仕居申候、依而自由之願方に御座候得共、實家同様砂除地元拾五間に參拾五間拜領被仰付被下候様先達而奉願候得共、いまに御沙汰も無御座候、最早松苗植付可申時節に相成申候に付、何卒早速御開届被成下候様重而奉願上候以上、

安政五年辰三月十七日

生田六右衛門

第三十章 内灘村

河北潟の湖底にして近代に隆起せし所のもの四あり。其一は宮坂・荒屋間なる俗稱蛇持とし、其二を蛇持の北とし、其三を室とす。皆五六十年前のことに係る。其四を大根布とし、明治十年正月元旦のこころす。此日天氣晴朗なりしかば、兒童は結氷せる湖上に遊戯せしに、忽ち異様の音響を聞き、氷面破碎して岸邊の葭・株など延び、漁舟は陸上に突き上げられ、大小の魚は潑刺として飛べり。之と同時に後方の砂丘は遽に龜裂して、三尺乃至丈餘の窪所を生じたりといふ。此等の浮洲は皆現に水田となれり。

日本海岸の漸次陥落し太平洋岸の隆起することは學者の定説なるが本村の海岸に於ても之を目撃することを得。老人の話に依れば五十年に三十間許を侵蝕せられたりと。今も宮坂權現森附近に至れば其跡歴然として見るべし。或は曰く、昔は能州高濱より美川附近まで一帯の松林ありて棹の林と稱せりと。此林も今は既に陥落して其影だに見えず。本村中島四郎兵衛の談に依れば、大根布向粟崎間に在る俗稱岡屋の網場より三十間を距つる沖合に、或日激浪の爲に大なる巖石様のものを露出せしことあり。乃ち之を検するに黑色堅牢の樹木の切株なりき。想ふに棹の林の痕跡ならん。宮坂權現森の如きは或は其一部なるやも未だ知るべからずと。又現今の大根布村北端は昔時の南端にして、潮風の爲砂塵人家の周邊に累積し、遂には家屋を埋没するに至りしを以て漸次南進せ

しものなり。今より五六十年前までは高さ四五間の李の木ありしが、今は全部埋もれて其樹梢だに見ざるに至りしことは皆人の知る所なり。此現象は本村民の常に憂苦する所なるを以て、毎年多額の費用を支出して砂除工事を施し、今は漸く其緒に就きしものゝ如く、大正三年より新に各字共有地を提供し、縣の補助を得て殖林しつゝあり。

〔上世の北陸道に就きて〕須藤求馬氏

次に加賀の國の地形は如何、これ又大に變遷の跡の尋ねべきものあり。名跡志(百四五十年前の書、又安宅關の有無は兎も角も)に安宅の關の事を記して言へるあり、今は其跡三里許り海中に在りと。篠原古戰場・首洗池・實盛塚等と對照して彼此思ひ合せ、熟々地理を察するに、三里沖とは受取られぬ、かの潮勢風力に、陸地漸々侵蝕せられて、愈狭くなり行ける證據には十分なり。又加賀名所記に、大野湊神社の事を記する條に、建長四年宮殿炎上したりしかば、夫より八町東、今の寺中村の西なる離宮の地に社壇を移されたり。昔の社地は海中に今残り云々。又曰く、昔は上の方安宅・本吉より、下は木津・高松までも、今の海邊よりは十町餘も沖を往來せしと見えて、黒津舟の社の舊地抔も、遙の沖に其しるし残りといへり。次第に海水寄て、昔の跡は沖中に隠れて見えずなりぬとあり。又曰く、黒津舟の社、佐那武の社共、昔より所を替し、こと三度にして今の處に鎮座也。昔は今の黒津舟の森の如く、一續に安宅邊までも林つゞきたりと見ゆ、棹の林と歌にもよめり云々。是亦地形變遷の一證なり。この黒津舟神社は、今は大根布に鎮座せる小濱神社なり。こは式内に申す小濱神社なり。此社記並口碑に昔小濱の崎なる地名ありて、凡一里餘沖へ突出で、其處に社ありといひ、今日も尙ほ地方漁夫等は、凡一里許沖の海底に石島居見ゆといへり。又享保年間に大地俄に陥落し、之が爲に社殿並に神官の家等悉く海中に没落せしこと、諸の古記録中に多く見えたり。先達て福井市に行きし時、淨得寺にて狩野永徳の筆に成る、日本地圖を畫ける古屏風を一見せり。蓋し天下に得易からざる品なり。該圖に依りて觀る時は、加賀國河北郡に海中に突出たる岬あり。尤も昔の地圖は粗滿なるものなれば、精確なることは申されぬ、かの岬の突出は餘程大なるものなれば、必ず岬のありしこと疑ひなし。

又今日河北郡荒屋・宮坂と石川郡大野との間海岸波際は太古の土器片が、しかも傾斜錯雜せる沖積層の下部に埋り居るを見て

も、其地に變動ありしことは知らるべし。況して今尙年々平年ですら漁舟三隻許、陸地は風濤の爲に侵蝕せられつゝありと、該地の漁民はいへり。即七八年目には漁業小屋を内地に向けて移轉せざるを得ずといふ。沿海地の變遷以て推知すべし。
(○本論中の岬角に就きては、第二十九章七塚村白尾の條を参照すべし。又小濱神社の舊地は、小濱の磯崎といひ、今の大崎なりと社記にいへり。然らば此岬角は白尾より大崎に至る海中に突出せしなるべきか。)

○地質。本村の地質及び土性左の如し。

字 名	地 質	土 性		字 名	地 質	土 性	
		表 土	下 層 土			表 土	下 層 土
室	沖積層	淡褐壤砂	暗青砂	大根布	沖積層	暗褐砂	褐砂
西荒屋	沖積層	暗褐砂	褐粗砂	向粟崎	沖積層	褐壤砂	暗青壤砂
西荒屋	沖積層	褐砂	青砂	向粟崎	沖積層	灰青壤埴	暗黒埴

○灌溉。本村は大部分砂丘にして用水路又は溜池なく、稻田の湖畔に在る者は湖水によりて灌溉の便を得。

○區劃。本村は向粟崎・大根布・宮坂・黒津船地内・西荒屋・室に別れ、向粟崎には上出・中出・下出、大根布には出村・中島・上出・下出、西荒屋には上出・下出の俗稱あり。宮坂と黒津船地内とは相接環して一となり、宮坂を上出といふに對して黒津船地内を下出といふことあり。

○戸口。大正七年度末現在本村の戸口左の如し。

本籍人口	六、一二二	現住人口	四、七八五	現住戸數	七四二
------	-------	------	-------	------	-----

○土地。大正七年度末現在本村の民有土地左の如し。

反 別	田	畑	宅 地	鑛泉地	池 沼	山 林	原 野	雜種地	荒 地	無稅地
地 價	四町七〇六歩 10,176.00	二町六六六歩 1,111.00	三町二九一歩 12,011.00	—	一町八二四歩 1,424.00	二町〇〇一歩 2,001.00	五町九六〇歩 5,960.00	一町五三七歩 1,537.00	一町八三六歩 1,836.00	八九〇町三三四歩 89,033.40

交 通

○道路。交通甚だ不便にして道路開けず、且つ河北潟に依りて他村落と隔離せらるゝを以て、南北に互る長さ二里餘の里道と、河北潟に泛べる小舟とに依りて往來するを得るのみ。故を以て村民は大に之を憂慮し、縣の補助を得て大正三年度より道路開鑿の實行に着手し、今や概ね幅二間以上を有するに至れり。往時は今の向粟崎南端左側の道しるべより入りて海岸に出でたるものにして、單に足跡を辿りたるに過ぎず。之を今日に比すれ其不便實に言ふに堪へざるものありしなるべし。大根布よりは向粟崎へ二十五町、宮坂へ十六町、黒津船地内へ十九町、西荒屋へ一里三町、室へ一里八町の距離を有す。

機具橋は字向粟崎に在りて河北潟の末流に架す。長さ六十四間幅一丈を有し、内灘村民が金澤に往來すべき唯一の通路とす。始め私設にして渡錢を徴收せしも、明治四十一年十二月村費二千二百六十七圓を投じて之を公共の營造物とせり。

○舟運。海岸線は單調にして且つ遠淺なるが故に一も港灣なく、其の水運による貨物は之を石川

郡大野・金石等に運搬せざるべからず。河北潟に於ては小舟の湖岸に通航するものあれども言ふに足らず。

○通信。郵便は石川郡金石郵便局の管轄に屬し、毎日二回の集配を爲す。其郵便函は向粟崎・大根布及び室にあり。

行政

○村治。明治二十二年四月町村制を施行せらるゝや、現在の六字を以て内灘村となし、村役場を大根布に置く。爾後其村長となりし者左の如し。

村長氏名	就職年月日	退職年月日
出島 啓	明治二十二年六月五日	明治二十五年五月二十九日
中島 四郎兵衛	同 二十六年六月二十四日	同 三十年六月二十三日
中島 四郎兵衛	同 三十年六月二十九日	同 三十四年六月二十八日
中島 四郎兵衛	同 三十四年八月二十四日	同 三十六年八月二十六日
中島 四郎兵衛	同 三十六年十月十四日	同 四十年十月十三日
中島 四郎兵衛	同 四十年十月二十日	同 四十四年四月十二日
上前 善右衛門	同 四十四年九月十九日	大正元年十一月一日
駒井 伊三郎	大正元年一月十九日	同 五年十一月十八日
山崎 菊三郎	同 五年十二月四日	

警務

○警務。大根布に巡查駐在所あり。明治二十年四月の設置に係り、本村中大根布・宮坂・黒津船地

通信 行政 村治

産業

内・西荒屋・室の五字を警選す。而して字向粟ヶ崎は川北村なる大浦巡查駐在所の管轄に屬す。消防組は明治四十四年十一月二日内灘消防組を組織し、大正四年向粟崎消防組を組織す。前者は組頭一・小頭四・組員六十名より成り、後者は組頭一・小頭四・組員四十五名より成る。

職業

○職業。大正七年度末現在本村の業務別戸數左の如し。

自作	小作	計	牧畜業	漁業	工業	商業	自由業	其他	合計
七	三	七五	一	五三	一七	三	三	六	七五

生産

○生産。大正七年に於ける本村の生産物左の如し。

品目	數	量	品目	數	量
米	一、〇五八石		鮎	三、〇〇〇	担
蘿蔔	四五、〇〇〇	貫	漁獲物其他	三九八、〇九五	担
			水産物製造品	二二、六六〇	担

本村生産物中鮎佃煮は一時最も名聲を著はしゝものなりき。明治二十六年字大根布の梅田藤七は東京に内國勸業博覽會を視察し、歸來東京産の佃煮に擬し、向粟崎産の泡鮎を以て其材料とせんと試み、千辛萬苦して製法を研究し、遂に鮎の焙炊と稱して之を金澤に發售す。當時其燃料として胡桃の外殻を用ひしが、燃焼意の如くならざるを以て、藤七の苦心によりて一種の竈を創製せり。新

案特許梅田竈是なり。今や原料の産出舊時の如く多量ならず、殊に同種の營業者續出して品質粗惡の傾向なきに非すと雖も、尙金澤市の名物として世人の賞味を受けつゝあり。

教育

寺子屋

○寺子屋。維新の頃石川郡粟崎に舊藩主前田氏の一亭あり。宮崎某及び野村某を置きて之を守らしめき。宮崎氏は傍ら實業に従事せしも、野村氏は文武の才を兼ねたるを以て寺子屋を始め、向粟崎並に近郷の子弟に習字を教へ其後西荒屋に移るに及び尙其業を繼續す。其の門下に中島四郎兵衛・梅田藤七あり。四郎兵衛大根布小字出村中島に於て手習師匠を始む。時に中山勘衛門といふ者あり。亦た書を善くし、大根布小字上出・下出に寺子屋を創めたりといふ。明治四年梅田藤七は漁民の無學を憐み、西荒屋に私塾を興す。

小學校

○小學校。明治六年三月一日第二大學區第二十二中學區大根布小學校を創立し、向粟崎・本根布・宮坂・黒津船地内・西荒屋・室の六箇村を通學區域とし、修業年限を四ヶ年とせしが、同八年四月十日之を廢して向粟ヶ崎小學校の分校とし、同時に室・西荒屋二村の爲め、西荒屋に向粟ヶ崎小學校常設分教場を設置す。是に於て大根布小學校は校名を向粟ヶ崎小學校大根布分校と改め、大根布・宮坂・黒津船地内の三ヶ村を通學區域とせり。然るに同十年十一月一日大根布分校は再び獨立の一小學校となり、大根布小學校と改名し、通學區域を舊の如くならしむ。同十五年四月校名を

又新小學校とし、西荒屋分校を單立とせしが、同十八年二月更に初等科大根布小學校と改稱し、西荒屋小學校を本村の分校とす。同二十年四月一日校名を簡易科大根布小學校と稱し、修業年限を三ヶ年とす。通學區域は大根布・宮坂・黒津船地内にして、西荒屋分校は簡易科西荒屋小學校となる。同二十一年四月校舍を新築し、同二十五年四月一日從來の學區を廢して内灘村の設置とし、大根布尋常小學校と稱し、修業年限を三ヶ年とす。通學區域を字大根布・宮坂・黒津船地内・西荒屋・室とし、簡易科西荒屋小學校を廢して本校の常設分教場とし、西荒屋及び室の一・二學年兒童を收容し、別に向粟崎に一尋常小學校を設く。同二十七年六月十三日分教場を廢止して西荒屋尋常小學校とし、通學區域を大根布・宮坂・黒津船地内の三字とす。同三十一年四月修學年限を四ヶ年とす。同三十二年十二月一日向粟崎・西荒屋二尋常小學校を廢止して本校に合併し、西荒屋に常設分教場を置き、西荒屋・室二字の一・二學年兒童を收容し、又向粟崎に冬季分教場を置きて向粟崎なる一・二學年兒童を收容し、且つ本校は狹隘なるを以て大根布の善福寺支坊・光徳寺支坊の一部を假用せり。同三十三年十一月三日二ヶ所の假分教室を閉鎖し、新築の校舍に移る。同四十一年四月一日小學校令改正せられ、義務教育年限を六ヶ年とす。同四十五年四月より高等科を併置して大根布尋常高等小學校と稱す。

西荒屋分教場は明治八年四月十日向粟ヶ崎小學校の常設分教場として設置せられたるに創り、同十五年四月獨立して一小學校となる。然るに同十八年二月廢校せられて、大根布小學校の常設分教

場となり、同二十年四月更に獨立して簡易科西荒屋小學校と稱す。同二十五年四月一日再び廢校となり、大根布小學校分教場となる。同二十七年六月十三日單立尋常小學校となり、同三十二年十二月一日廢校して更に大根布小學校常設分教場となり、字西荒屋・室の一・二學年を收容せり。同四十五年四月一日尋常四學年以下の兒童を收容することとなり、以て現今に至れり。

向粟ヶ崎分教場は明治八年四月十日に創立せられたるものにして、大根布・西荒屋に常設分教場を設け、通學區域に大浦・東蚊爪を加へて明倫小學校と稱す。同十年大根布分教場を獨立せしめ、同十五年西荒屋分教場を分離し、同三十二年十二月一日大根布小學校に合併し、その冬季分教場となる。大正二年四月一日常設分教場に變更し、向粟ヶ崎の通學兒童尋常科二學年以下を收容す。今の校舎は大正元年十一月三十日の改築に係るものなり。

今大根布小學校長にして其明なるものを擧ぐれば左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
山本初三郎	明治三十一年三月三十一日	明治三十七年四月九日
青木寛	同三十七年四月九日	同四十年四月十日
山本敬虔	同四十年四月十日	同四十三年八月十七日
北川九十郎	同四十三年八月十一日	大正七年三月三十一日
蓮本常吉	大正七年三月三十一日	

補習學校

○補習學校。明治三十八年五月十五日戰役記念として、村立水産補習學校を大根布小學校に附設

青年團

す。同四十年女子の入学をも許したが、翌年四月之を廢止せり。同年十一月從來小學校の授業後に於て通年之を開きたるを改めて、毎年十二月より翌年三月末に至るまで夜間開校することとす。當時修業年限は二ケ年なりしが、大正五年青年團の組織せらるゝや、其團則との一致を計り、滿二十歳まで在營せしめ、徴兵適齡に至りて卒業を認定することとせり。その學校長は小學校長に同じ。

○青年團。青年團中最も古きを、明治三十四年一月一日に組織せられたる向粟ヶ崎青年團とす。本團は創立以來團員能く協力一致し、其事業の改善發達に勉め、成績甚だ見るべきものありしを以て、大正五年三月十二日石川縣教育會河北郡支會より優良青年團として表彰せられたり。之に次で同四十二年十一月に大根布青年團・黒津船地内青年團起り。同年十二月に西荒屋青年團・室青年團あり。同四十三年一月に宮坂青年團の組織せらるゝものありしも、著しく活動せしを見ず。然るに大正五年に至りて石川縣は青年團準則を公布せしを以て、本村に於ては同年六月二十九日前記諸青年團を解散し、新に内灘村青年團を組織せり。其團長は大根布尋常高等小學校長に同じ。

夜學會

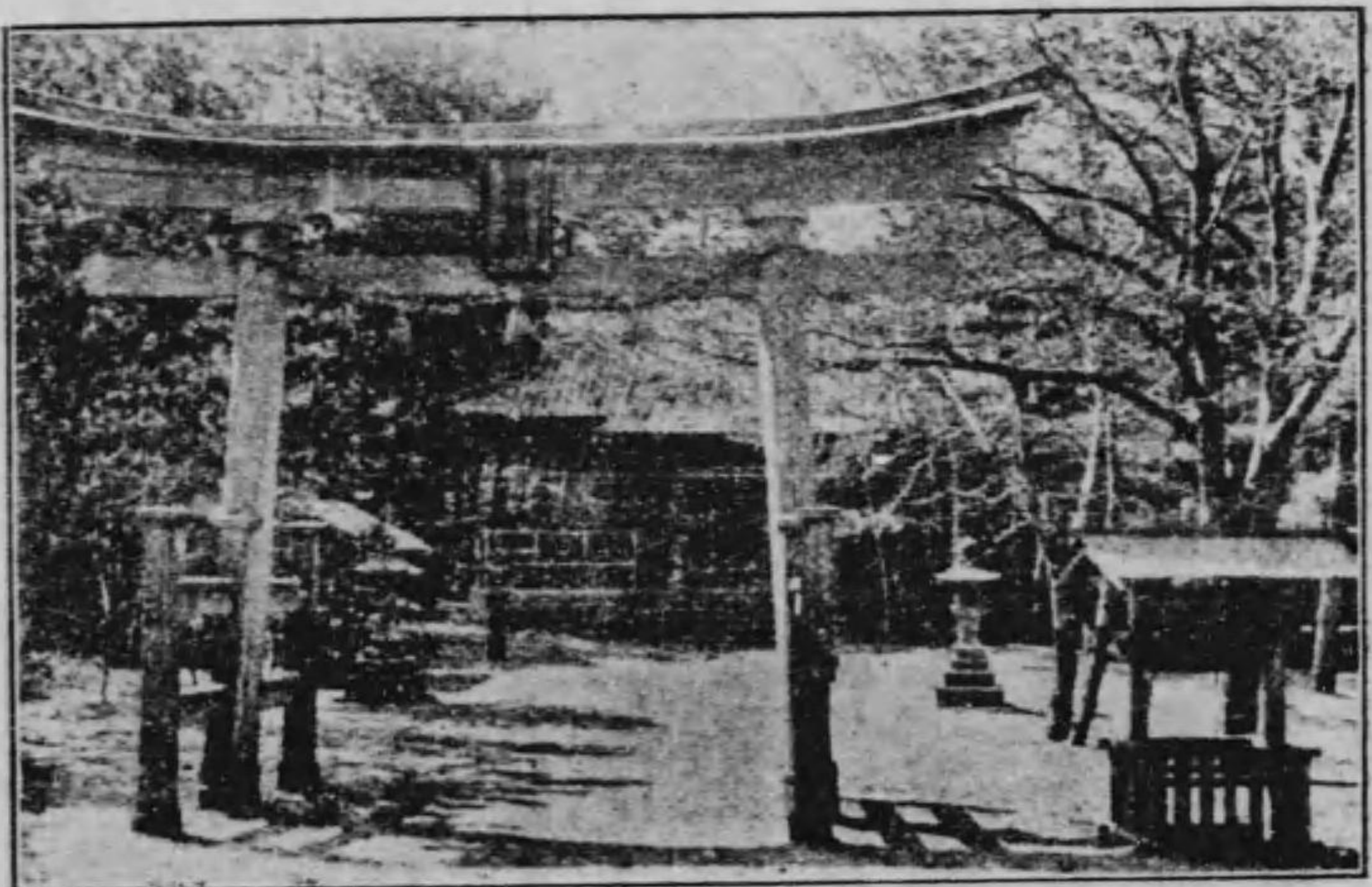
○夜學會。青年の夜學は明治三十年頃に始まりしものゝ如けれども、僅に學校職員の私宅に通ひて讀書等を學びしに過ぎず。同三十八年生産補習學校は開設せられしも、當時尙民度幼稚にして、小學校に入学するすら不必要の如く考へたりし村民は、其卒業後に於て晝間補習學校に出席するものあらず、殆ど有名無實の觀ありき。是に於て同四十一年其組織を改めて漁閑期に於ける夜學となし、同四十三年以降は各字に起れる青年團と連絡して出席を慫慂するに及び、事業漸く其緒に就

きたり。大正六年、從來は毎年四月より十月に至るまで本村民は北海道方面にのみ出漁せしに、近年更に青森・秋田・鳥根・山口・大阪・兵庫・樺太等に出稼するもの多きを加ふるに及び、自己の學識の不足を感じ、益々出席者を増加せしむるに至れり。

神社

小濱神社

○小濱神社。字大根布に在り。縣社にして大己貴命・少彥名神・事代主神を祭る。式内社にして黒津船權現といひしことあり。社傳にいふ、神功皇后の三韓を征し給ふや、出雲國日隅宮大神は官軍を加護し給ひ、爲に速かに勝利を得ることを得たり。是に於て當國は北狄に對する要地なれば、夷賊の之を侵掠せん事を憂ひ、州民をして小濱の磯崎にこの神の社殿を建築せしめ、以て海岸を守護し、且つ、三韓が盟約を重じて永世朝貢を絶たざらんことを祈り給ふ。養老二年六月朝廷命じて社殿を磯崎の南方三十町なる小濱の松林中に移し、爲に神戸を置かる。かくて日隅宮と分身同体なるを以て日角宮とも稱せりと云ふ。今宇ノ氣村に日角あり、磯崎は日角より南方の地なるが、慶長年中國守より大崎と改めしめられき。齊衡中神託に依り少彥名命及事代主命を相殿に祭り、爾來三神を合せて小濱神社の祭神とす。弘仁七年五月暴風あり。境内の大樹を倒し、社殿を破損す。後ち毎夜怪ありて田圃を害ふこと數十日に及ぶ。因りて七月越前守高房下向して奉幣し、且つ加賀郡粟ヶ崎の田租五分の一を神事に寄進す。事畢りて高房小濱に遊び、歌を詠じて曰く、荒磯之小濱爾遠久雲波禮天夕



小濱神社

日手洗布沖津斯良南美。其後富樫家近加賀介に任せられ、當社を始め攝社末社に修理を加へ、寛治三年には境内に倉稻魂神を勧請す。龜山天皇弘安五年九月十四日藤原政隆を従五位下に叙し、小濱神社に奉仕せしむ。文保元年九月齋藤政頼を正六位上に叙し、同じく當社に奉仕せしめらる。建武元年大納言師基加賀の國司となりて下向し、當社に奉幣して社殿を修理し、且つ政頼に野太刀一腰を賜ふ。政頼乃ち之を社殿に納めしが、享和三年社殿と共に鳥有に歸せり。長享二年富樫家親特に當社に奉幣す。此時神主職齋藤政守手勢の内三騎及び次男政道を神社の守護として留まらしめ、兵を率ゐて家親に従ひ、國中の一揆を討す。同年七月政守歿す。因りて延徳元年次男政道をして當社の神主職たらしむ。天正八年三月加賀の釋徒、當社に火を放つ。神主齋藤九郎左衛門政光之を防ぎ、次で加賀郡木越村光徳寺に屯する賊徒を追討し、首

級數十を獲たり。同十一年四月豊臣秀吉禁制の判物を寄附し、神主政光の武勳を賞して之に加勢を命ず。政光乃ち旨を奉じ數騎を率ひて柴田勝家等を攻む。同十二年九月前田利家能州末森城後援の後、政光の館に抵りて當社に祈願し、政光に鎗一筋。私從の者に鎗二十筋。弓二十張を給し、自今益々武事を勵み、若し不慮の事あらば宜しく神社を防守す可きを命ず。同十四年正月二十二日利家先規の如く石川郡に於て田二町を寄附し、社殿を造營し、禁制札を樹て祭儀を行ひ、同日從來の氏子三十八ヶ村を録し、更に印物を附與して小濱神社産土の區域を定む。同十四年五月十一日利家先きに廢絶せる攝社末社を再興せんが爲に米一百俵を寄附し、同年九月朔日小濱神社々地並に神主屋敷地とも、南北三百六十間、東瀉縁より西外海波打際まで、並に御贄の漁船三艘を寄附せらる。元和元年三月十五日禁制札並に下馬札を新造し、同年氏子各村に鎮座する攝社末社の祭日に出仕する爲め、河北瀉往復の舟十三艘を寄附し、爾後引網用船三艘と共に都合十六艘に無役の極印を附與す。寛永十五年十二月十一日前田利常更に一町の田を増し、前領を合せて三町を石川郡三ツ口村に寄附せらる。同十六年利常社殿を改造し、正遷座の費として白銀一百枚・米十石を寄附せらる。正徳四年境内の海岸漸次崩壊し、社殿破損せしを以て、前田綱紀社地内の東方に社殿を移轉造營せしむ。桃園天皇寶曆十二年九月十七日長橋局より奉幣料として金千疋を納めらる。此書今尙之を藏すれども蠹蝕甚しくして讀む能はず。寛政十一年五月二十六日地震に震ひ、社殿破壊し、神主以下の家宅皆倒潰せしのみならず、齋藤家は出火して焼失す。前田治修因りて社殿修造の爲に銀七貫目を

給せらる。享和三年十月三日社殿祝融の災に罹り、治修復た命じて假殿を營み神靈を遷座せしむ。天保二年七月石川郡五郎島村に社殿を建て、黒津船の舊址には小祠を置きて之を黒船神社と號す。本社は明治五年十一月郷社に列し、同十三年三月縣社に昇格し、同二十二年八月二日河北郡内灘村字大根布の舊地に移轉す。これ即ち現今の社殿なり。同三十九年十二月二十九日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

境内に磯崎神社なるあり。天照大神・豊受大神を祭る。長徳二年三月當小濱神社に勸請せしものなり。天保三年小濱神社と共に石川郡五郎島村に遷座し、明治二十二年八月二日また共に復歸せしものなり。

〔加越能式内等舊社記〕

小濱神社。式内一座。小濱郷黒津船森鎮座。祭神大己貴命。今稱黒津船明神。一郷之惣社也。

〔神社叢書〕

小濱神社。小濱は袁波萬と訓べし。祭神大己貴命(神社帳)○黒津船に在す、天保二年石川郡五郎島村へ遷座(同上)○例祭□月□日。

〔大日本史神祇志〕

小濱神社○舊在小濱宮坂村黒津船森。後徙於石川郡五郎島村勝山。稱黒津船森明神。爲一郡總社。按後世稱本郡曰河北郡。故諸説多以舊郡諸社係河北。皆非別地。○相傳。祀大己貴少名彥事代主三神。(土人説)

〔三州紀聞〕

黒津舟、田地三町但高に直し四拾五石、神主齋藤氏。黒津舟は小濱の神社の義に御座候。養老年中勸請のよし申傳候得共、中頃亂世に而縁起等燒失仕候。本社並神明社拜殿御供所島居、天正十四年高德院様より御建立の由、其以後御代々修覆被仰付。右之内拜

殿御供所微妙院樓御再興被仰付べき由に而、山上善左衛門棟梁にて毀取申處、翌年御隱居に而御座候、今程御座候社之分は跡々より修覆被仰付候。

〔久敷軒道中記〕

此砂山に黒津舟大明神の社の森見ゆる。此社は延嘉式神名帳に加賀國加賀郡小濱社と有は、此神社のこまかいふ。

〔大日本地名辭書〕

小濱神社、今粟崎村の五郎島に在り。式内加賀郡の舊祀也。元は小濱村磯崎(今内灘村の海岸ならん)に在りしに、正徳四年海岸崩壊し、寛政十一年遂に地震の爲めに堂宇を破らる。天保三年今の地に移す。(この文は五郎島より更に黒津舟地内に遷座せしことを知らずして訛せるなり。)

〔小濱神社所藏文書〕

加州石川郡

大福ふ

おまへさか

もこ福ふ

あらや

一、當手軍勢甲乙人亂妨狼籍事

一、放火之事

一、遷住百姓成煩事、附小屋壞取事

右條々堅令停止訖、若違犯輩者有之速に可處罪科者也、仍下知如件、

天正十一年四月四日

筑前守判

○ 黒津船權現爲再興粟崎村之内を以貳町令寄附訖、永代不可有相違者也、仍如件、

天正十四年正月廿二日

利家

黒津不禰神主

覺

福ふ兩村	粟ヶ崎村	高松村	七塚村	かるか村	野瀬村	領家村	大崎村	指江村
中須賀村	舟橋村	川尻村	中條村	太田村	今町村	二日市村	利屋町村	荒屋村
崎田村	八田村	大庭村	木越村	大浦村	加賀爪村	須崎村	北間村	

右村々として馳走黒津不年權現社頭成次第可再興者也仍如件

天正十四年正月廿二日

利家

黒津不年神主

○ 黒津船權現社地並神主屋敷地、南北參百六拾五間東西鴻ふちより外海波打際まで不可有相違狀仍如件、

天正十四年九月初日

利家

黒津船神主

○ 黒津船權現爲可備御覽獵船三艘之儀不可有相違狀仍如件、

天正十四年九月初日

利家

黒津船神主

○ 禁制

黒津船

- 一、伐採山林竹木事
- 一、牛馬放飼之事
- 一、殺生鳥獸事
- 一、祭禮之外猥入込事
- 一、放火之事

第三十章 内灘村

右條々堅可相守者也

元和三年三月十五日

本多安房守
横山山城守
奥村河内守

九七八

黒津船權現爲再興貳町之處天正十四年利家船被寄進也、重而今壹町之所石川郡三ツ口村之内可裁許如先規爲二十六ヶ村可崇敬者也、仍如件、

寛永十五年十二月十一日

利常
黒津船神主

蛭兒神社

○蛭兒神社。字西荒屋に在り。村社にして蛭兒神を祭る。嘉永三年六月十八日荒屋村の吏、手代佐右衛門を伴ひ、同村小濱神社の祭禮に參詣せしが、村吏は直ちに金澤に赴き、佐右衛門は獨り歸村せんとして源屋敷に至る。此地湖畔に在りて三百年前に林源十郎と云ふ武士の住せし地なりと云ふ。時に日已に没せしが、一人の化女劍を携へて來り、之を佐右衛門に與へて去れり。佐右衛門乃ち翌四年四月一日小祠を建て、之を奉祀し、後安政三年六月二十日村民藩士宇野大助等と謀りて更に社殿を造營せり。明治六年八月縣より更に小濱神社附屬社に定めらる。

〔蛭兒神社由來〕梅田藤七氏

昔から西荒屋には神社がなかつた。元來神社は再建は出来るが、新に建てることは許されなかつたので、私の祖父藤七が再建といふ種子を作り出した。

安政四年冬權現森に白鷹が來て、朝早く濱に出たものは死鳥を拾はぬものは無い位であつた。藤七は村の肝煎として黙過する譯

に行かないので、其實際を檢して白尾の岩佐殿に報告すると、岩佐殿から寺社奉行に訴へ、奉行から中納言様(前田齊泰)に言上した。中納言様は之を生擒したいものと思召で、鷹匠の宇野大助に、鳥見の三ツ屋の牛兵衛・森下の北二人を添へ、澤山の餌刺と共に遣された。大助等は小鳥を餌にして係蹄をかけて待たが、一向に捕れさうにも無い。此上は神力によるの外ないといふので土地の神社を尋ねたが、それすら無かつた。さらば新たに何ぞ祀る工夫はと相談せられた時、藤七は蛇持の傳説を持出したのである。

「話上手で實直な走りの佐右衛門といふのが、いつも肝煎の私の所へ來て居た。或夜時付の手紙を持って宮坂へ出かけた途中、蛇持の源屋敷、柳が木下閣を作つて居る所へ來ると、音問を掻分けて十五六歳の女が出て、是非頼みたい仔細があるといふ。佐右衛門は時付の手紙を持つて居る、其用を果して戻りに聞かうと約束して、後に此所まで來ると女は矢張り待つて居た。月明の下に着莫座を敷いて女の話の話を聞くとそれは斯うであつた。源屋敷は西荒屋と宮坂との堺であるが、そこに岩を築いて居た林源十郎は佐々成政の爲に敗られて、姪娘中であつた其夫人は井中に身を投げればならなかつた。胎兒はそこで蛇體となつて生れたのが即ち妾である。それでお前の計らひで妾共が安養淨土へ轉生し得るやうに大法要を營んで欲しいといふのであつた。」

大助は此話を聞いて、寒中朝夕蛇持で水垢離を取つて、其蛇神に白鷹の生捕を祈つた。中納言様は若し大助が仕損じてはとの恐から、七日目に別の鷹匠を遣はされた。十一月四日白鷹が無事にさられたとの急使と、權現森に派遣せられる鷹匠は向粟ヶ崎の廣場で出遇つて、天暗れ其功績は大助の手に歸した。

大助は、この神恩を感謝する爲に一祠を建てることになつた。其時から蛇持の音の中に小祠が現出して赤飯を供へるものが絶えぬといふことが言ひ觸らされて、その社殿を大きくしたいと願出ると、容易に藩の許可を得ることが出来た。小濱神社の神主齋藤政矩によつて西の宮の蛭子を勸請したが、神體は中納言様から大助に賜はつた喜びの短冊である。鳥居には西宮清湖社といふ額が掲げられた。

〔白鷹履歷〕

一、安政丁巳歲十一月四日加賀國河北郡宮坂邑領小濱神社舊址之杜、里俗黒津船權現といふ其濱海に於て白鷹を捕獲す。但加賀藩主前田家の命に依りてなり。捕獲主附宇野富素・同補金子陳正。

一、同五年戊午有事故技術試不能。但増入毛羽を管改。

一、同六己未歲三月能術爲試、越中國新川郡所々に於て鴻雁等を合羽す。其技能の勝れたる如何なる大鳥と雖も無不捉の狀あり。仕立方主附宇野宮素。

一、仕立出來後前田慶寧公加州地内に於て數々鴻雁等を合羽す。

一 萬延元庚申歲前田家繪畫之臣佐々木泉芝眞圖を寫す。但諸壻出掘馴出來の砌、富素泉芝と協議、私に眞圖を採取置ものなり。一、白靈の儀は、鷹家に於て神靈の物として尊敬すべきを以て、永く玩弄の物に類似するを不欲、故を以て其寫生を殘して可然旨等の理由を上申、文久癸亥歲加賀醫王山に於て放ち遣し、性命を完うせしむ。但捕獲の年より七年目なり。

菅原神社

○菅原神社。字向粟ヶ崎にあり。無格社にして菅原大神を祭る。舊と同村小濱神社境内なる末社の一なりしが、天正十四年五月前田利家之を再興せんが爲め米一百俵を給ひしより、翌十五年五月之を當地に移轉再建せりといふ。明治六年八月更に小濱神社附屬社に定めらる。

黒船神社

○黒船神社。字黒津船地内に在り。無格社にして大己貴神を祭る。天保三年六月同村小濱神社の石川郡五郎島に移るや、舊址に一社を設置せんが爲め藩主より金千疋を給せらる。因りて此神を勸請せり。口碑にいふ。今の權現森の小祠に、もと土製の蛭子神二體あり。天保中小濱神社の舊址に移遷して黒船神社と稱するもの即是なりと。二月二十日鯛祭と稱し、漁夫は有らん限りの歡樂を盡し、も今は廢絶す。

八幡神社

○八幡神社。字室に在り。無格社にして譽田別尊・氣長足姫命・比咩大神を祭る。天正十五年八月同村小濱神社境内より移轉せるものなり。

寺院

蓮徳寺

○蓮徳寺。字向粟ヶ崎に在り。眞宗大谷派にして院家地とす。僧宗利の開基に係り、天明六年五月十日に創立す。嘉永四年八月十五日本山より蓮徳寺の寺號を附與せられ、明治三年に至りてその公稱を認可せらる。

明證寺

○明證寺。字室に在り眞宗大谷派に屬し、院家地とす。文明五年當村民に喜右衛門といふ者あり。本願寺蓮如北國御巡錫の際深く之に歸依し、法名を敬順と賜ひ、現今の地所に一字を創立して宮本道場と稱す。其後金澤英町眞宗廣濟寺の道場となる。明治五年三月道場の稱號を廢せられしを以て一旦民家となりしが、同十三年更に寺號の公稱を出願し、同年十月十五日其許可を得たり。

名蹟

○内灘。内灘は今の村名なり。此地北方の七塚に對して俗に内七塚と稱することありといふ。

〔大日本地名辭書〕

内灘。河北潟の西なる砂濱を内灘といひ、大根布・宮坂・荒屋・室等の大字ありて、南は粟崎・北は金津に連る。此沿海は古來時々の地變ありと傳ふ。宮坂・大根布の砂丘に往々石器時代の遺物あり。○盛衰記、平家朝波・志雄二手合戦の條云、「搦手の大將軍越前三位通盛は、志雄山へこそ向ひける。彼山は能登・加賀・越中三箇國の境也。能登路白生を打過て、日角見・室尾・青崎・大野・徳藏・宮殿までぞつゞきたり。」此に至尾とあるは内灘の室にて、徳藏といふは此邊なりしか。大野・宮殿より海に沿ひて、能登路白生へ向け進軍したる也。

向粟崎

○向粟ヶ崎。字向粟ヶ崎は石川郡粟ヶ崎の村民によりて單に向と呼ぶる。舊時同郡大河端は淺野川沿岸に在り、此の地點より同川は屈曲して、粟ヶ崎及び向粟ヶ崎の間を流れ、以て海に注ぎしこ

とあるに因るといふ。

本根布

○本根布。本根布はもと向粟ヶ崎の北端に近く存在せし一部落なり。向粟ヶ崎の發展するや遂に本根布と相連続し、明治九年十一月許可を得、二村を合せて向粟ヶ崎と稱す。然るに向粟ヶ崎より分家せしものは、更に本根布を越えて其北方に家居せしが故に、今は中央に包まるゝに至れり。

大根布

○大根布。始め小字下出の地に在りしが、風砂の害を避けて今の地に移る。

宮坂

○宮坂。始め西荒屋の附近に在りしが、風沙の害を避けて今の地に移る。もと漁撈を専業とする貧

村なりしを以て、冬期にはノベ米を無利息にて藩より借り、翌年漁期に至りて金錢に換算して之を返納せりといふ。

西荒屋

○西荒屋。もと荒屋といへり。後ち今の小坂村なる荒屋と區別せんが爲に、一を西荒屋とし、一を

室

新保荒屋とせるなり。本郡尙淺川村に下荒屋あり。荒屋は新屋の義にして、本村の荒屋は黒津船地

黒津舟

内より分離せしものゝ如く思はる。源平盛衰記壽永二年の條に、平軍荒山に陣すといへるものは、蓋し荒屋を誤れるものゝ如し。

室

○室。本村最北の一部落にして河北瀉に沿へり。源平盛衰記壽永二年の條に、平軍室生に陣すといへるは、今室に作るもの是なりといふ。

室

○黒津舟。小濱神社鎮守の地を黒津船地内といひ、其神を黒津舟大明神ともいへり。蓋し往古渤海

室

國使の著岸せしが故に名づくといふ。

室

室

室

室

〔三州志〕

十三年辛卯（○貞觀）渤海國の入觀使楊成規等加賀國に着岸す。此客使の到る埠頭は、國俗に古來黒津船と傳言す、とも有べし。此海岸千尺所謂異國の黒船入津の處ゆゑ此名一也。

追考比樂湊は延喜式にも出れば加賀の大湊也。然れば若し此客使の來着の岸は此湊に非ざるか。一書に石川郡額乙丸領に碇河といふ遺名あり。是は古へ手取川の此邊を流るゝ比、唐船着岸碇を下せし故の名也と云ふ説あり、彼是參考に備ふ。

〔久教軒道中記〕

久教案に昔陽成院御宇に渤海の使者裴爾等加賀國へ來る。勅によりて四月京へ來り、鴻臚館へ入。菅丞相此時文章博士にて檢抄すと云々。されば異國の船を和語に黒船といふ。彼船の着たる所なる故に、黒船の着たる津といふことゝるにて、黒津船といふ歟。

〔加賀の沿革と國府跡に就て〕文學博士吉田東伍氏

加賀國へも古代渤海使の船が來着した事がある。渤海は高麗の更新して興つた國號であつて、奈良・平安二京の世に本國に通聘したものである。正倉院文書、天平三年越前國大稅帳に、加賀郡の断片中「送渤海郡使人等、食料五拾斛」と書いてある所を見る。當時加賀郡を以て客使の着津としたことが判かる。或は其着津地は大野湊即ち今の金石港の邊かとも考へらる。或は又比樂湊ともいふことが或る記録に見えた。是等も其道の人々の調を要する事と思ふ。又三代實錄を見ると左の如きことが出て居る。

〔天慶七年正月、令山城近江越前加賀等國、修理官舍道橋、埋瘞路邊死體、以渤海客入京也、下知越前能登越中國、送酒魚鳥蒜等物於加賀國、爲勞饗渤海客也〕とあるから、當時加賀國に於て外客を饗したといふ事が分る。

權現森

○權現森。小濱神社の附近にある數千株の森林をいふ。蓋し小濱神社はまた黒津船權現と稱せられしを以てなり。此地砂丘の堆積するものあるを以て、久しからずして其埋没する所となるべし。

往昔能登より加賀國能美郡に至るまで海岸一帯に森林あり、之を棹の林といふ。權現森は棹の林の一部が残存せるものにあらざるかといへり。此地稍高きを以て藩政の頃遠見番所を設く。

○古戰場。黒津船・宮坂・大根布一帯の地は戰國時代に於ける争鬪の地なり。小濱神社所藏の記録

古戰場

に據れば、長享二年黒津船權現の神職齋藤政盛は富樫政親に黨し、本願寺の徒とフタナカに戦ひしこと一日一夜。フタナカとは黒津船と大根布との間に在りしものゝ如し。次で釋徒が荒屋の砦を焚きて南進せんとするや、政盛手兵を以て之を權現森に防ぎしことあり。天正八年閏三月柴田勝家・佐久間盛政が信長の命を奉じて木越光徳寺を攻むるや、齋藤政光又兵を出して其北門に向ふ。釋徒の敗走する者大根布に到りしに、政光の私従坪内又三郎、山上五郎等大根布の砦に在りて之を防戦せり。蓋し齋藤氏は黒津船に據り、荒屋・大根布を以て南北の要害と恃みしなりといふ。

青塚

○青塚。字室にあり。全部殆ど地中に埋没す。其半は崩壊し、他の一面には青草茫々として生ず、方人之を死人草と名づく。蓋し古墳なるべしといふ。現今其頂に方一尺五寸許の小祠あり。こは明治年間大原義明等が五頭の鯨を獲し時、其眼球を埋めて祭れるものなりといふ。

長平松

○長平松。字向粟崎へ八十八番地の甲なる民有地に長平松と稱する老松あり、目廻二丈二尺、高さ四十間に及ぶ。弘化年間長平といふもの之を栽ゑたりとの傳説を有すれども、其樹齡は尙遙に古きものなるべし。或は曰くチョンベは方言少女を意味す。此樹下に少女の棲めるものありしを以てチョンベ松といふと。孰れか是なるを知らず。

龜の湯

○龜の湯。大根布を距ること約一町餘の湖の中に氣泡の噴出する所あり。此噴出口は摺鉢の如く凹みたる地にして、往時其周邊には幾百の大龜群集し居たることあり、土人乃ち之を捕へて、驗するに悉く負傷せるものなりき。是に於て土人此等の龜は其傷を醫せんが爲に來りしものなりとし、名

づくるに龜の湯の稱を以てせりといふ。今より四五十年前癩疹の流行せしことありしが、其症狀甚だ猛烈なりしも、この水を沸して入浴せしむるに悉く全治せり。當時向粟ヶ崎の醫師久平其効驗の著しきを耳にし、自村最北端なる松林中に浴室を建築して鑛泉宿を營めり。此時噴出口の周圍に柵を設け、其中に大なる石胴を埋めて汲上げしが、鑛水噴出一尺餘に及び、實に壯觀なりしと云ふ。而して此鑛泉宿は一時隆盛を極めしが、維新の際久平の事業に失敗するに及び之を廢せり。近年之が再興に志すものあれども未だ成功せず。鑛水は分析の結果有効のものなること疑なきものゝ如し。

傳説

傳説

天狗松

○天狗松。西荒屋にありしが、明治の初年枯死して今は存せず。樹幹は空洞を爲して其中に五六人を入るべく、其梢上は天狗の棲息する所なりと傳へられき。村民時に踪跡を失ひたる者ある時は、此の樹下に來りて名を呼び、以て天狗に返還を求むるを常とせりといふ。

船酔妙藥

○船酔妙藥。小濱神社の神職齋藤政隣一夜雪隠に入りしに、冷かなる手にて其臂を撫するものあり。政隣之を擒ふれば大龜にして、忽ち人の言ふ如く、己れは河北潟の守護神たり、若し解放するを許さば、黒津舟の民には永世害を爲さじと哀求す。政隣尙も許さざりしかば、彼の龜船酔の妙藥を傳へて其罪を贖へり。後ち齋藤氏の女松濱の寺院に嫁するに及び、此法を同寺に譲れりといふ。

二神不知

○二神不知。黒津船の神は石動山の神と不和なること甚しく、爲に其華表前を石動山の僧徒が乘

馬にて通行する時は、必ず馬足を停めて進まざらしめき。彼の僧徒等之を怒り、遂に路を變じて湖東を通行することせしめしも、太田・利屋町附近にて此對岸こそ黒津船なれど考ふる時は、依然其馬の前進を妨げられきといふ。蓋し此傳説は兩權現の僧徒神人が互に權勢を争ひしことあるを語るものたらずんばあらず。

戰病死者及癩兵

戰病死者及癩兵

戰役	兵種官等級	位勳功	氏名	事故
日露戰役	陸軍工兵伍長	勳七等功七級	夷藤友吉	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	長井仁太郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	高道仁太郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	上出利吉	戰死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	新出三太郎	戰死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	持月象次郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳七等	三浦小次郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	三浦甚太郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	上野吉太郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	中村初三郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	中村吉太郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	飯村久次郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	濱村權次郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	河合源太郎	癩兵

同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	南喜三郎	癩兵
同	陸軍輜重兵一等卒	勳八等	桐山仁三郎	癩兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	喜多權松	癩兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	伊戸川仁三郎	癩兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	横谷吉太郎	癩兵

慣習

元服祝 慣習 齒黒 入退營 嫁娶

○元服祝。藩政時代には之を前髪おろしと稱し、前頭部に徑一寸大の毛髪を剃り落すの例なりき。現今之に代るの風は獨り黒津船地内及び宮坂に於て行はれ、當地方の大晦日たる一月三十一日の夜、翌年二十歳となるべき者の家に、部落の青年より祝酒を贈りて宴を開く。此日海上いかに静穏にして漁獲多く、爲に深夜に及ぶも、必ず歸宅して此の儀式を行ふ。

○齒黒。女子涅齒の風は殆ど廢れて行はれず。只だ舊家にして古例を重んずる家に於てのみ纔に之を存す。

○入退營。入營の前夜酒宴を張り、村民は何人の別なく來りて祝辭を述べ飲酒す。除隊の時も亦之に同じかりしが、大正七年より禁止せられたり。送迎には毎戸必ず一人を出すを例とす。

○嫁娶。自由結婚の風多きものゝ如し。新婦は舉式の夜親戚の家に至りて齒を涅し、然る後婚家に至る。新夫たるべき者は他に避けて家に在らざるが故に、三々九度の盃を擧ぐることもなく、親戚相集りて簡單なる酒宴を開き、追分節を謠ふ。其際村民は木片石塊を投じ、之を潰し打と稱せしも、今

は取締の嚴なるを以て之を廢せり。婚家よりは部落内に赤飯を頒ち、知人よりは新婦に多少の金錢を贈る。新婦の持參品にはイダヅキ及び笠一蓋あり。イダヅキとは短徑二尺長徑二尺五寸深さ七・八寸の桶にして、其中に笹一・二個を納る。これ向粟ヶ崎・大根布等の女子は金澤方面に、荒屋・室の女子は津幡方面に魚を鬻くを以て生業とするを以て、其際頭上に此桶を戴くこと小原女の如くするの要具なり。明治の末年より漸く此風衰微し、今は天秤棒を用ふ。従つて嫁入道具もイダヅキに代ふるに荷篋を以てすることなれり。

葬儀

○葬儀。死者ある時は親戚知人より金錢を贈り、貧民は之にて其費用を支辨することを得べし、湯灌は最近親之を爲し以て名譽となす、葬列に造花・花籠の類を用ふることは近年に至りて漸く行はれ、婦人は大に泣きて之を送れども火葬場まで到ることなし。盛物の菓子は途中にて兒童等之を強奪する惡習あり。家族は一週間許り神社に遠慮するのみ。

法會

○法會。死者に對する法要は一周忌・三回忌・七回忌・十三回忌・十七回忌・二十三回忌・三十三回忌・五十回忌に行はれ、五十回忌を過ぐる時は忌辰の精進をも廢す。近來二十三回忌を二十五回忌に於てするもの多し。

御講

○御講。御講は手次の寺院を同じくするもの團體にして、讀經說法を行ふ。其種類に青年の御講・壯年の御講・老人の御講等あり。大根布には飯御講と稱するものありて、當番の小字青年が米を集め、寺院にて法會の後參詣者に齋飯を供す。菜には揚豆腐を用ひ、其代金は之を寺院に支拂ふも

のどす。

孟蘭盆

○孟蘭盆。向粟崎・大根布に於ては七月に於てし、宮坂・黒津船地内・荒屋・室に於ては八月に於てす。他郷に出稼する者は此際悉く歸省するの例なりしも、近來社會の繁忙に伴ひ漸く其數を減するの傾向あり。十五日には萩餅を作り、十六日は索麩を煮て食し、兩日共に徹夜して踊る。魂迎は今已に廢せられたれども、小兒は墳墓を灑掃し、家族悉く之に詣づ。孟蘭盆に數入することも亦近年祭禮に於てすることに變せり。

祭禮

○祭禮。大根布に於ては二月春季祭を行ひ、大漁を祈願し、北海道行の舵子を定む。故に船持衆は盛宴を張り、舵子と誓約の換盃を爲し、之を主賓とし、親族知人を招待す。秋季祭は十月にして、獅子舞・踊・角力等の餘興あり。蓋し三月の祭禮を二月に於てし、七月の祭禮を十月に於てする如きは皆出稼の關係に依る。

新年

○新年。向粟崎を除くの外は皆二月に於て之を行ふ。雑煮餅と稱して砂糖を加へざる善哉餅を祝し、酒を飲み、神社寺院に參詣すれども廻禮等を行はず。

餅搗

○餅搗。一月下旬より二月上旬に至る間に之を行ふ。最後に手返しをなす者、「千貫ちや萬貫ちや」といひて、餅の小片を臼の中に投ずる時は、他の者は木片を持ちて臼を打ちながら之に和し、小兒は鍋墨を顔面に塗りなごして道化ることあり。

漁閑

○漁閑。近海の漁業に従事する者は海上風波ある時は常に業を休み、宮坂以北に於ては畑作に従